

# 光市総合計画後期基本計画（案）

平成24年2月  
光市

## 目 次

第1章 計画の概要	1
1 目的	1
2 期間	1
3 構成	1
第2章 前期5年間の変化と市民意識	2
1 時代の潮流	2
2 市民意識（市民意向調査の結果から）	6
3 まちづくり・未来ワークショップ	12
第3章 前期5年間の成果と評価	14
1 基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち	15
2 基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち	20
3 基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち	25
4 基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営	34
5 市政に対する満足度とニーズ	38
第4章 後期基本計画が目指す姿と考え方	40
1 後期基本計画が目指す姿	40
2 まちづくりの基本	40
3 まちづくりの視点	41
第5章 ひかり未来指標	43
第6章 未来創造プロジェクト	47
第7章 基本計画各論	56
1 基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち	61
2 基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち	93
3 基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち	120
4 基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営	179
第8章 財政計画	193
第9章 地域別整備計画	194
1 地域別整備計画の目的	194
2 地域の設定	194
3 地域別整備計画	195

資料編	2 1 2
1 光市基本構想	2 1 3
2 将来指標	2 2 9
3 策定経過	2 3 2
4 用語解説	2 3 5

## 第1章 計画の概要

### 1 目的

本市は、平成19年3月に新市建設計画の理念を継承する「光市総合計画」を策定し、各種施策の推進と健全財政の確保の両立を図りつつ、計画的なまちづくりを進めてきました。前期5年間は、いわば新「光市」の創成期であり、直面する様々な政策課題を克服するための道筋を明らかにしながら、合併により誕生した本市が力強く飛躍するための基礎体力を、市民と行政が一体となって培ってきたところです。

しかし、人口減少社会の到来や少子高齢化のさらなる進展、経済情勢の急激な変化、従来からの制度や枠組みの転換など、地方を取り巻く環境は私たちの予想を上回る速度で変貌しており、地方公共団体には、時代の要請に的確に対応できるしなやかな体力と未来を展望する広い視野がこれまで以上に求められています。

こうした中、平成23年度をもって「前期基本計画」の計画期間が終了することから、その成果や「マニフェスト推進計画」に掲げる主要事業の達成状況等を踏まえつつ、新たな5年間を見据えた後期基本計画を策定します。この計画を通じて、今後、本市が取り組むべき政策の方向性や基本的な施策等を明らかにするとともに、まちづくりを担う多くの主体との適切な役割分担のもとで計画を着実に推進し、市民一人ひとりが「幸せ」や「満足」を心から実感できる「やさしさ」にあふれた光市を創造しようとするものです。

### 2 期間

基本構想の後半の5年間（平成24年度～平成28年度）を計画期間とします。

### 3 構成

後期基本計画では、計画が目指す姿やまちづくりの基本となる考え方などに加えて、計画期間内において特に重点的に取り組む政策をまとめた「未来創造プロジェクト」や、政策目標となる「ひかり未来指標」、具体的な政策や施策などを体系的に明らかにした「基本計画各論」、財政的な裏付けを行う「財政計画」、地域別の整備の方向性を示す「地域別整備計画」などで構成します。

## 第2章 前期5年間の変化と市民意識

### 1 時代の潮流

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進展

平成22年国勢調査によると、わが国の人口は約1億2,806万人と過去最高でしたが、5年間の増加率は0.2%と調査開始以来最低の数値を記録しました。また、年少人口（15歳未満）割合は13.2%で、平成17年国勢調査時の13.8%から減少が進む一方、高齢化率は20.2%から23.0%に上昇するなど少子高齢化が進んでおり、国の試算では、わが国の人口は、平成60年には1億人を下回ると予測されています。

また、5年間の人口動向を見ると、首都圏をはじめとする三大都市圏への人口の集中傾向は一段と顕著になっており、地方においては、地域活力の低下や社会保障費の増大、地域コミュニティの崩壊など様々な社会的問題が懸念されます。

平成22年国勢調査によると、本市の人口は、平成17年国勢調査時の53,971人から約1,000人減少し、53,004人となっています。この間、高齢化率は23.0%から28.5%に高まる一方、年少人口割合は14.3%から13.6%に低下し、少子高齢化傾向が一段と顕著になっています。

#### (2) 社会経済情勢の急激な変化

バブル経済の崩壊以降、わが国経済は緩やかな景気回復を継続し、地域や業態による差異は見られたものの、企業部門を中心に、平成14年から19年の前半にかけて戦後最長といわれる好景気が続きました。しかしながら、アメリカに端を発した金融危機は世界的な同時不況を引き起こし、特に平成20年後半以降、円高や株安、消費の落ち込みなどに伴う企業収益や雇用環境の大幅な悪化が日本経済を直撃しています。100年に1度とも例えられる未曾有の状況は、国や地方公共団体の税収にも大きな打撃を与えており、国においては、平成19年度に51兆円であった一般会計税収が、平成23年度には41兆円（予算ベース）にまで落ち込んでいます。

本市においても、平成19年度には、法人市民税収入額が過去最高の約43億7,000万円に達するなど市税収入は右肩上がりでも推移していましたが、世界的な経済金融危機の後、平成22年度の法人市民税収入額は、約12億4,000万円とピーク時の3分の1以下に落ち込んでいます。さらに東日本大震災の影響も相まって、地方財政は予断を許さない状況が続いています。

こうした中、平成23年12月には、市内に工場を持つ半導体関連の外資系企業が光工場の閉鎖を発表しました。大手工場の閉鎖は、本市はもとより県内全体に大きな

衝撃を与え、地域経済への影響が懸念されています。

### (3) 安全・安心に対する意識の高まり

平成23年3月の東日本大震災や平成7年の阪神・淡路大震災、台風や局地的な豪雨に伴う深刻な風水害などの教訓から、国や地方公共団体、国民一人ひとりに至るまで災害に対する関心が高まっており、「地域のことは地域で守る」という防災思想に基づいた危機管理体制の充実が求められています。また、インターネットを利用した詐欺商法や生活弱者を狙った犯罪の急増、食をめぐる問題など、消費者を取り巻く環境は厳しさを増すとともに、地域コミュニティが希薄になる中、地方都市でも子どもや高齢者を狙った凶悪な犯罪が発生するなど、身近な地域における安全・安心の確保が大きな課題となっています。

本市においても、台風等による沿岸の高潮や豪雨に伴う島田川の越水などの自然災害に加えて、犯罪や交通事故、健康や消費生活、安全な食の確保に関する問題など、市民生活のあらゆる場面で、安全・安心を脅かす新たなリスクが生じています。また、高齢化が急速に進む中、地域医療や高齢者福祉対策に対する市民ニーズも大変高まっています。

### (4) 地球環境問題への対応

人間活動から生じた環境負荷が地球規模にまで拡大した結果、異常気象の頻発や生態系の破壊だけでなく、農業への打撃や感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動は様々な危機に直面しており、大量生産、大量消費、大量廃棄という旧来の社会システムからの早急な転換が求められています。こうした中、わが国では、平成21年の国連気候変動サミットで表明した、温室効果ガス排出量を平成42年までに平成2年比で25%削減するという政府目標を踏まえて、国や事業者、地方公共団体、国民など、全ての主体が参加・連携した取組みが進められており、国民の間でも、地球温暖化対策の有効な手段の一つである太陽光や太陽熱などの自然エネルギーに対する関心が高まっています。

本市では、「クリーン光大作戦」や「白砂青松10万本大作戦」などの環境保全活動をまちぐるみで展開する一方、市独自の地球温暖化対策や児童・生徒への環境教育として、住宅や小中学校への太陽光発電システムの設置を進めています。こうした結果、環境問題に対する市民意識は大変高まっていますが、一方で、波浪による海浜の侵食や身近な里山の荒廃、不法投棄の問題、廃棄物の最終処分量の抑制など多くの課題に

直面しています。

#### (5) 成熟社会への移行とライフスタイルの多様化

私たちの社会は、精神的な豊かさや質的な充実を志向する成熟段階を迎えており、自らの知識や経験を生かして地域参加や社会貢献を果たそうとする動きや、自らが暮らすまちの歴史や自然などを大切な財産と捉え、その価値を再発見しようとする動きが活発化しています。また、居住場所や生活様式などライフスタイルの多様化が進み、定年を迎えた団塊の世代をはじめとしたU J Iターンの動きも高まっています。こうした中、多くの人々に選ばれ支持されるまちとなるためには、画一的なまちづくりから脱して、まち独自の個性や魅力を創出するとともに、様々な分野で主体的な参画や自由な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが求められています。

本市では、多くの人々に選ばれるまちとなるよう、3つの都市宣言の具現化を目指す「ひかり未来戦略」の重点的な展開など、独自の個性や特性を活かしたまちづくりに取り組むとともに、「誰のために」「何のために」を念頭に、子どもから高齢者まですべての市民が心から幸せを実感できる質の高い施策の展開に努めてきました。

また、団塊の世代が、職域を離れて地域に戻り、豊富な知識や経験を活かして多方面で活躍し始めています。

#### (6) 合併後の新たなまちづくりの始まり

少子高齢化の進展や住民の日常生活圏の拡大などを背景に、市町村の規模や能力、財政基盤の強化を図るために推進された「平成の大合併」が、平成22年3月末に合併特例法の期限を迎えて終結しました。合併自治体では、新たなまちづくりが進められていますが、合併市町村に対する普通交付税の特例措置が合併後11年目から段階的に縮減されるとともに、必要な資金調達を支える合併特例債も活用期限が限られるなど、将来的には、合併に伴う国の財政支援措置は見込めなくなります。このため、合併により生じた重複部門のスリム化や施設の統廃合を進めるなど、効率的な組織体制への移行を急ぐとともに、まちの均衡ある発展や一体性の確立を計画的に進めていくことが求められています。

平成16年10月に誕生した本市では、平成19年3月に新市建設計画の理念を継承した「光市総合計画」を策定し、「共創と協働で育む まちづくり」という理念のもと、計画の着実な推進に努めてきました。また、2つの市立病院や三島温泉健康交流施設のあり方について方向付けを行うとともに、新たな学校給食施設の整備に着手す

るなど、合併時からの重要課題を解決するため、積極的な取組みを進めています。

#### (7) 地方自治に関わる制度や仕組みの転換

機関委任事務の廃止など、国と地方を「対等・協力」の関係に転換することを目指した第1次地方分権改革から、「地方にできることは地方に」という理念のもとで進められた三位一体改革を経て、現在、国と地方の関係の見直しや地方の税財政基盤の確立などを目指した第2期地方分権改革が進められています。さらに、新たな政権のもと、自らの判断と責任で、地域の実情に応じた行政運営を行う「地域主権社会」の確立を目指した改革が進められようとしており、住民に最も身近な行政機関である地方自治体として、自立的な財政力や政策形成能力を高め、自己決定・自己責任による行政経営を実現していくことが大きな課題となっています。

本市においても、安定した財政基盤の確立や職員の資質・能力の向上を図るなど、地方の時代にふさわしい行政組織への進化を目指す一方、市民力を活用したまちづくりを進め、行政サービスの質や効率を高めていくことが求められています。



## 2 市民意識（市民意向調査の結果から）

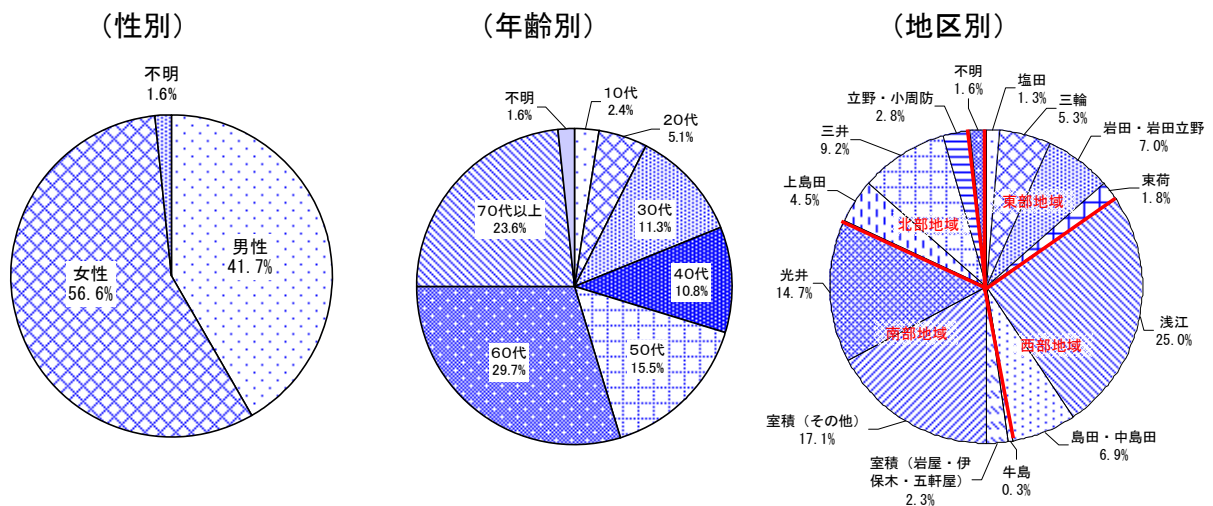
「前期基本計画」や市長マニフェストに対する評価、まちの現状などを把握し、後期基本計画策定の基礎とするため、平成22年10月に16歳以上の市民を対象とした「市民意向調査」を実施しました。

このほか、市政への「満足度」や施策の「重要度」など、市民意識の年次的な変化を把握し、「前期基本計画」の評価・検証につなげるため、計画策定後の平成19年度から毎年度、「市民アンケート」を継続的に実施しています。

### 【市民意向調査 配布回収状況】

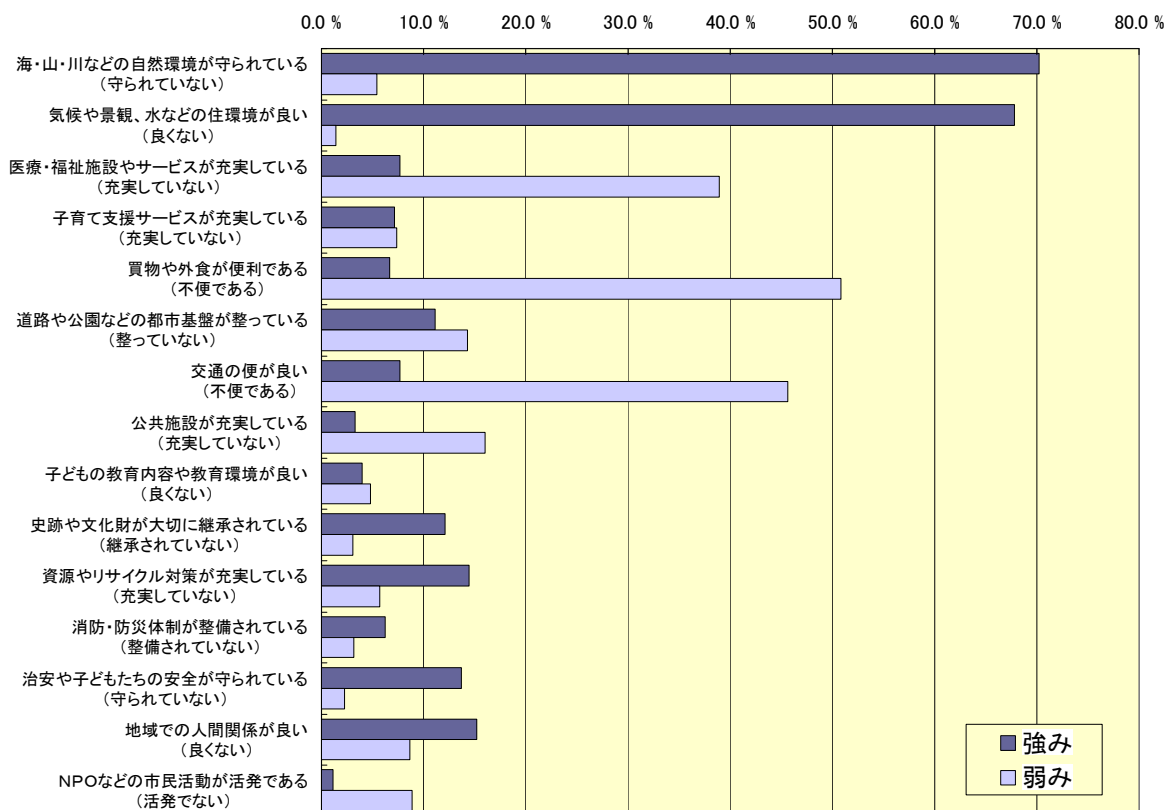
	配布数	有効配布数	回収数	回収率
市民意向調査	3,000	2,993	1,273	42.5%

### 【回答者の属性】



(1) まちの「強み」(誇れるもの、他市に負けてないもの)と「弱み」(まちの問題点、他市よりも劣っているもの)(市民意向調査)

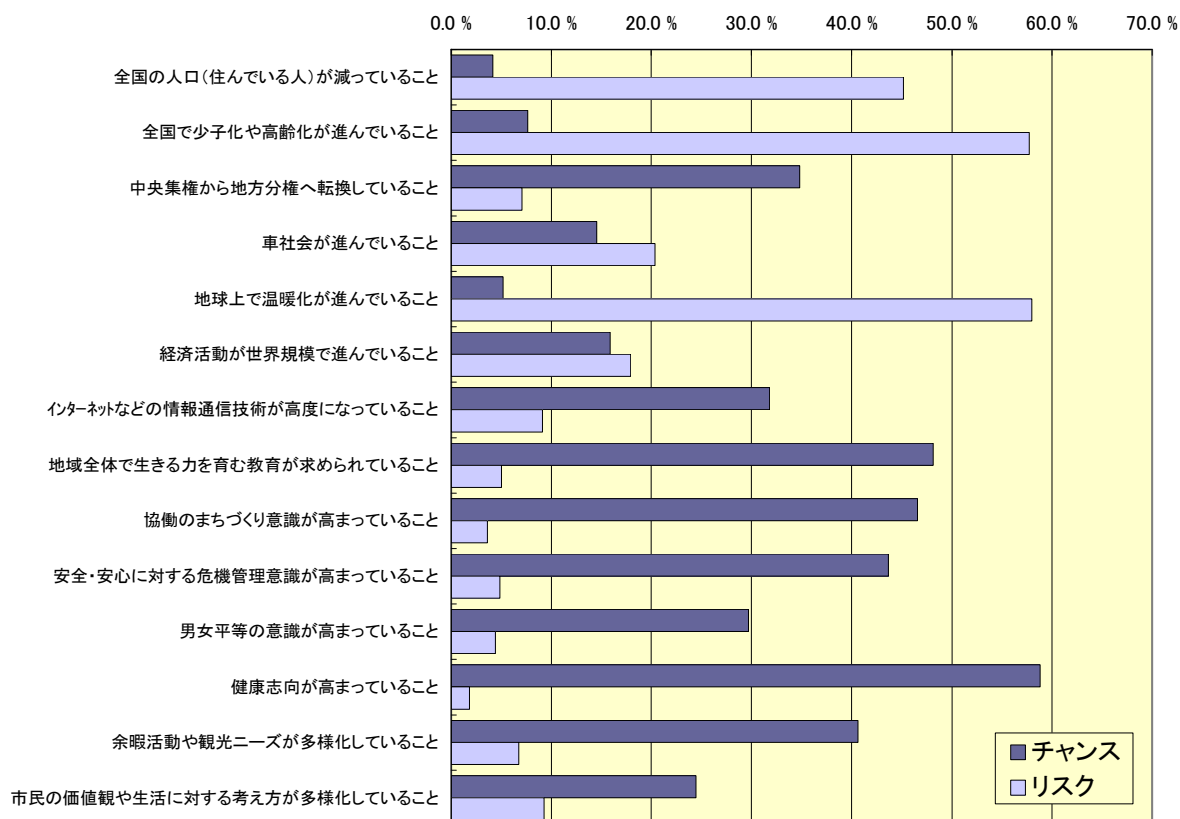
【強み(上段)と弱み(下段)】



- ・本市の「強み」としては、「海・山・川などの自然環境が守られている」(70.2%)と「気候や景観、水などの住環境が良い」(67.8%)が特に多く、自然環境、住環境の豊かさが市民の大きな誇りとなっています。
- ・本市の「弱み」では、「買物や外食が不便である」(50.8%)、「交通の便が良くない」(45.6%)、「医療・福祉施設やサービスが充実していない」(39.0%)など、生活・交通の利便性や医療・福祉に関することが上位に挙げられています。

(2) 社会情勢に対する認識（光市にとって「チャンス（好機）要因」か、「リスク（危機）要因」か）（市民意向調査）

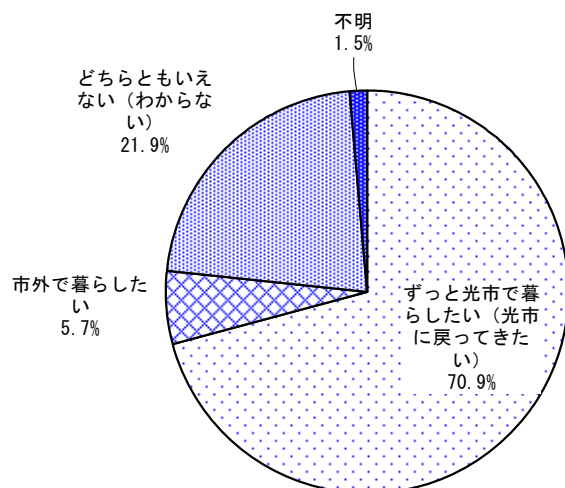
【「チャンス（好機）」（上段）と「リスク（危機）」（下段）】



- ・「チャンス要因」として、「健康志向が高まっていること」（58.8%）、「地域全体で生きる力を育む教育が求められていること」（48.2%）、「協働のまちづくり意識が高まっていること」（46.6%）、「安全・安心に対する危機管理意識が高まっていること」（43.7%）などを挙げる人が多くなっています。
- ・「リスク要因」として、「地球上で温暖化が進んでいること」（58.0%）、「全国で少子化や高齢化が進んでいること」（57.7%）、「全国の人口（住んでいる人）が減っていること」（45.2%）の3つが特に多くなっています。

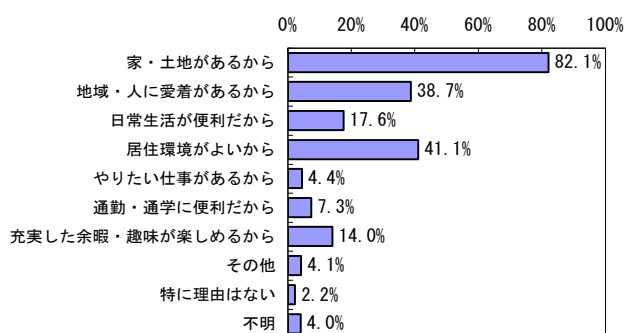
### (3) 今後の居住意向 (市民意向調査)

#### 【今後の居住意向】

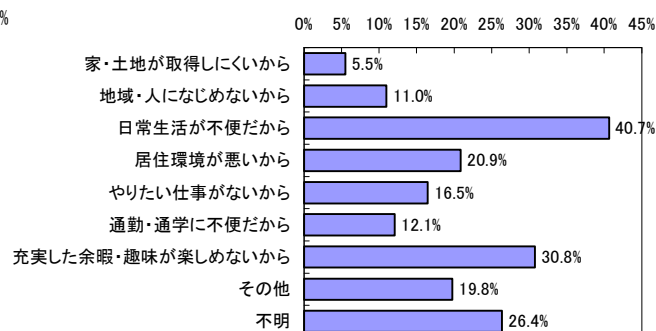


・「ずっと光市で暮らしたい (光市に戻ってきたい)」(70.9%)が多く、光市での居住意向が高いことがうかがえます。

#### 【光市で暮らしたい理由】



#### 【市外で暮らしたい理由】

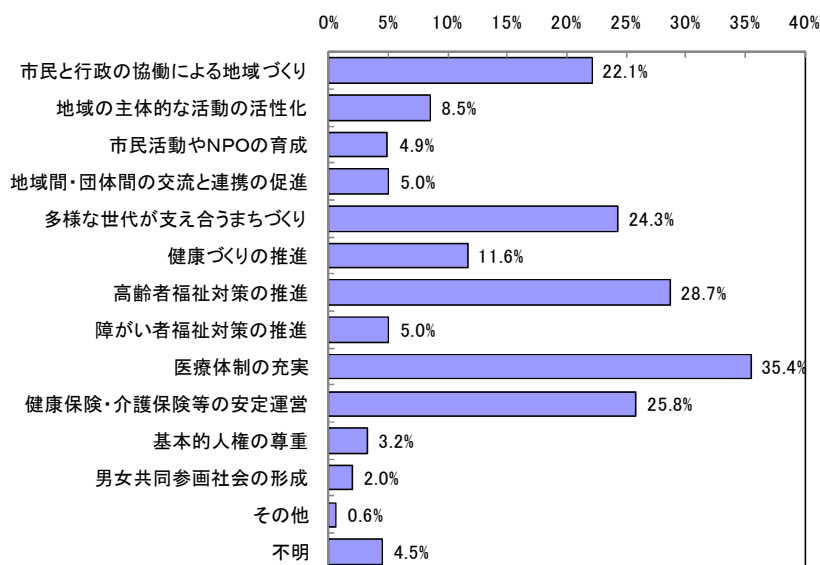


- ・光市で暮らしたい理由としては、「家・土地があるから」(82.1%)が最も多く、次いで「居住環境がよいから」(41.1%)、「地域・人に愛着があるから」(38.7%)などとなっています。
- ・市外で暮らしたい理由としては、「日常生活が不便だから」(40.7%)が最も多く、次いで「充実した余暇・趣味が楽しめないから」(30.8%)、「居住環境が悪いから」(20.9%)となっています。

(4) 基本構想に掲げる4つの基本目標を達成するために特に重要なこと

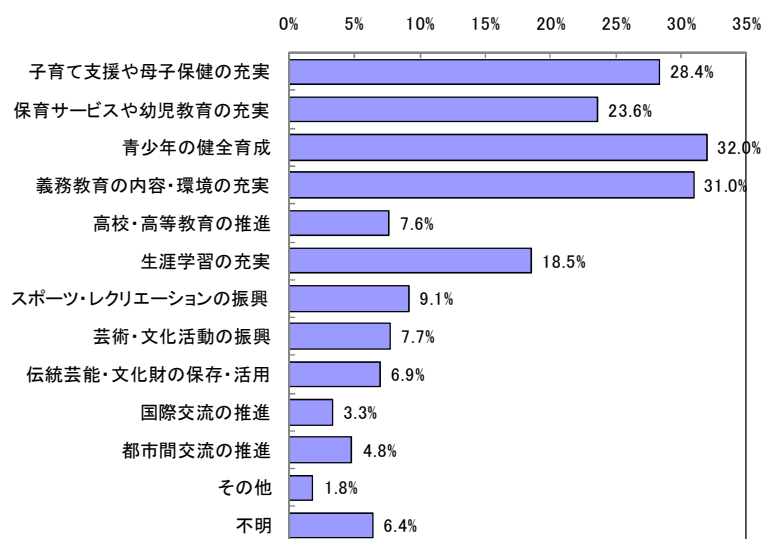
(市民意向調査)

【基本目標Ⅰ「人と地域で支えあうまち」の実現に向けて重要なこと】



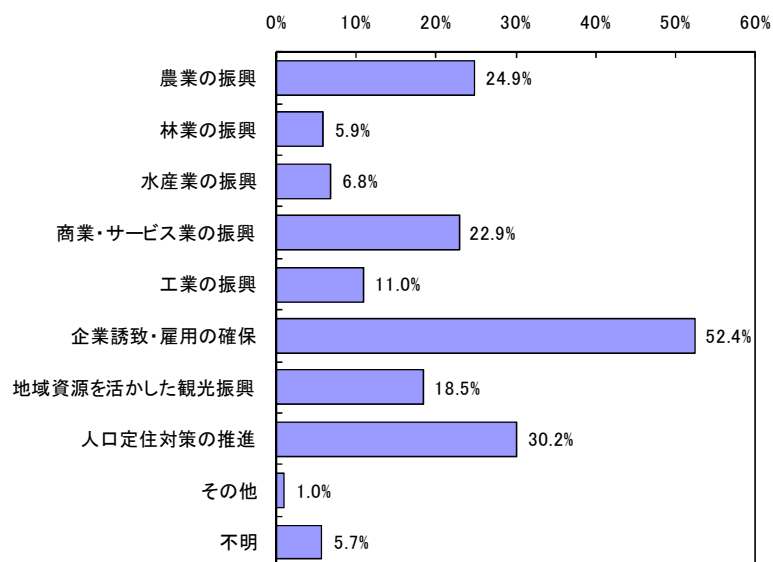
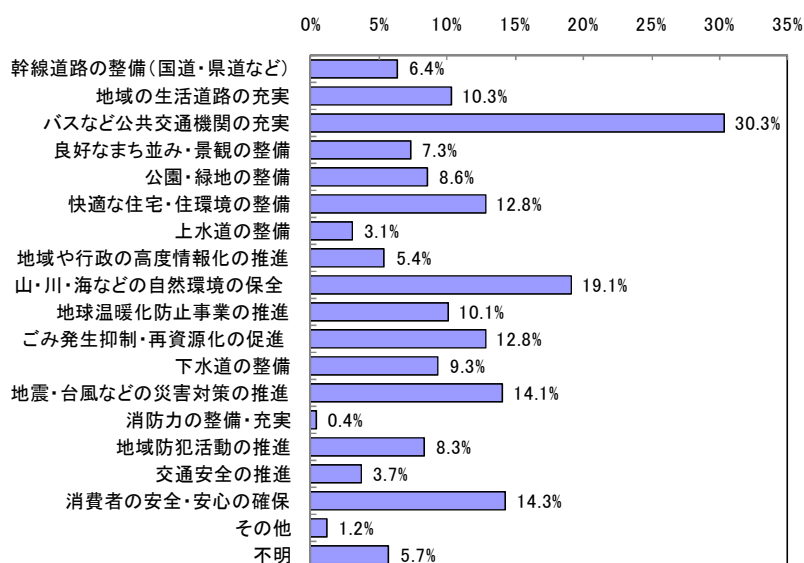
- ・「人と地域で支えあうまち（医療・福祉・コミュニティ分野）」では、「医療体制の充実」（35.4%）が最も多く、次いで「高齢者福祉対策の推進」（28.7%）、「健康保険・介護保険等の安定運営」（25.8%）などとなっています。

【基本目標Ⅱ「人を育み人が活躍するまち」の実現に向けて重要なこと】



・「人を育み人が活躍するまち（子育て・教育・文化分野）」では、「青少年の健全育成」（32.0%）、「義務教育の内容・環境の充実」（31.0%）、「子育て支援や母子保健の充実」（28.4%）が多く、次いで「保育サービスや幼児教育の充実」（23.6%）などとなっています。

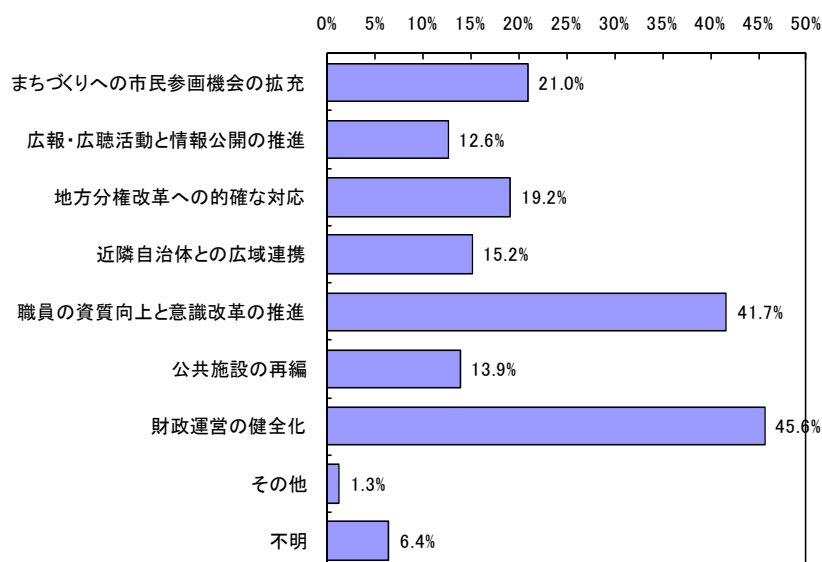
### 【基本目標Ⅲ「人の暮らしを支えるまち」の実現に向けて重要なこと】



・「人の暮らしを支えるまち」のうち、都市基盤・環境分野では、「バスなど公共交通機関の充実」（30.3%）が最も多く、次いで「山・川・海などの自然環境の保全」（19.1%）、「消費者の安全・安心の確保」（14.3%）となっています。

- ・「人の暮らしを支えるまち」のうち、産業・交流分野では、「企業誘致・雇用の確保」(52.4%) が特に多く、次いで「人口定住対策の推進」(30.2%)、「農業の振興」(24.9%) などとなっています。

#### 【基本目標Ⅳ「時代を拓く新たな都市経営」の実現に向けて重要なこと】



- ・「時代を拓く新たな都市経営（市民参画・地方分権・行財政運営分野）」では、「財政運営の健全化」(45.6%) と「職員の資質向上と意識改革の推進」(41.7%) が特に多く、次いで「まちづくりへの市民参画機会の拡充」(21.0%)、「地方分権改革への的確な対応」(19.2%) などとなっています。

### 3 まちづくり・未来ワークショップ

「後期基本計画」などの重要な都市ビジョンの策定にあたり、市民とともに未来のまちづくりを考え、様々な夢やアイデアを計画づくりに反映させることを目的に「まちづくり・未来ワークショップ」を4回開催しました。

このうち、第1回と第2回ワークショップでは、「後期基本計画」の策定を主眼に、4グループに分かれて、まちの「弱み」や「強み」などをテーマに、今後のまちづくりの方向性を話し合いました。ワークショップの成果は次のとおりです。

なお、第3回と第4回は、「都市計画マスタープラン」と「緑の基本計画」の策定を主眼としたワークショップを行いました。

第1回 『まちの弱みと強みを出し合おう』 (平成22年10月23日)

	誰もがいきいきと健やかに暮らせる光市(福祉・医療対策など)	地域や経済に元気があふれる光市(産業・地域活性化など)	安全・安心で潤いに満ちた光市(環境・安全対策など)	心豊かでたくましい人を育む光市(子育て・教育・文化など)
まちの弱み	<b>■今、困っていること</b> ・心のバリア・気持ちの通じ合いが必要 ・障害者や認知症の人への助け合いが必要 ・子育ての悩みや子どもの教育への対応 ・ボランティア活動の人数不足 など <b>■将来、困りそうなこと</b> ・高齢化により地域での生活が不安 ・個人医(開業医)の減少、予防対策への不安 ・人口減少により、相互の助けあい・支えあいが困難 ・若者の減少による子育てへの不安 など	<b>■今、困っていること</b> ・光駅前での活性化が進んでいない ・市外(他県)からの観光客が少ない ・農業、漁業の後継者不足 ・気軽に飲食できる店が少ない など <b>■将来、困りそうなこと</b> ・限界集落におけるコミュニティの維持 ・地元への就職難のため若者の減少 ・健康づくりを支える、安全な地元産食材の確保 ・公民館活動が減退することへの不安 など	<b>■今、困っていること</b> ・虹ヶ浜の松林の保全や管理 ・樹木の管理や里山の竹の繁茂 ・ごみの不法投棄、ポイ捨て ・地震・台風などの災害対策が不十分 など <b>■将来、困りそうなこと</b> ・里山を守るか不安 ・住み続けたい地域になっているか不安 ・高齢になっても公民館、集会所等が利用できるか不安 ・空家、空地が増えて治安や景観が乱れる など	<b>■今、困っていること</b> ・子どもたちの遊ぶ場所が少ない ・青少年が集える施設がない ・地域や家庭の教育力が低下している ・子育て関係機関のネットワークがない など <b>■将来、困りそうなこと</b> ・若者が定住しないため、まちに活力がなくなる ・教育施設(高校等)が減少することへの不安 ・人口減少、特に子どもの減少 ・今以上にコミュニティが希薄になる など
	まちの強み	<b>■光市が優れていると思う点</b> ・あいさつ運動の取組みが充実 ・子育てしやすい環境(病院・保育所など) ・海、山、川周辺のウォーキングコースが多い ・公民館活動やボランティア活動が盛ん など <b>■改善された、よくなったと思う点</b> ・小中学校の児童・生徒のあいさつがよくなった ・市民活動の連携がとれるようになってきた ・大和地域と光地域の食材の交流ができるようになった ・健康管理の相談ができるようになった など	<b>■光市が優れていると思う点</b> ・二大企業が雇用の受け皿となっている ・中心がないのでそれぞれの地域が頑張っている ・人材が豊富で知識豊かな中高年が多い ・豊かな人間性 など <b>■改善された、よくなったと思う点</b> ・地域をまたがる活動が少し容易になった ・安全・防災活動(自主防災組織)が充実 ・虹ヶ浜のライトアップが評価されてきた ・冠山総合公園の充実が図られた など	<b>■光市が優れていると思う点</b> ・リサイクル率が高い ・虹ヶ浜から室積にかけての白砂青松の海岸の美しさ ・里山、田園、街、川、海のバランスがよい ・市内一斉清掃、クリーン光大作戦などの取組み など <b>■改善された、よくなったと思う点</b> ・緑のカーテンの取組み ・石城山神籠石などの文化財保護の取組み ・交通安全意識が高まった ・下水道の普及率が高まった など

第2回 『光市の重点施策と役割分担を提案しよう』 (平成22年11月13日)

	誰もがいきいきと健やかに暮らせる光市(福祉・医療対策など)	地域や経済に元気があふれる光市(産業・地域活性化など)	安全・安心で潤いに満ちた光市(環境・安全対策など)	心豊かでたくましい人を育む光市(子育て・教育・文化など)
改善施策	<b>高齢者の買物支援</b> -役割分担- <b>市民</b> ・近所で声かけをして買物に出かける ・となり組の復活(井戸端つきあい) など <b>行政</b> ・買物が出来る公共交通ルートの設定と料金の低減 ・あいぱーく光を活用し、情報と人をつなぐ場づくり <b>企業</b> ・買物タクシーの運行 ・商品の移動販売 など <b>その他</b> ・NPOなどによる買物代行 ・地域ビジネスによる生産者の配達・直販 など ↓ -5年後のまちの姿- <b>誰もが買物に困らないまち</b>	<b>企業をまきこんだ地域の活性化とつながり強化</b> -役割分担- <b>市民</b> ・各自治会の活性化 ・公民館活動イベント(コミュニティ)への参加 ・活動の知らせ方を工夫する など <b>行政</b> ・地域自治に対する支援 ・地場産業の誘致、中小企業の育成 など <b>企業</b> ・人材の採用・雇用の拡大 ・地域の様々な活動に参加・協力できる社員を育成 ・地域の行事等への積極的な参加 など ↓ -5年後のまちの姿- <b>地域がそれぞれの顔をもってつながりあうまち</b>	<b>くうねるところにすむところ</b> -役割分担- <b>市民</b> ・地元ワークショップへの参加 ・組織に頼らない意識、知恵と工夫と団結力を培うなど <b>行政</b> ・地元ワークショップへの支援 ・コミュニティへの支援と権限の移譲 ・買物・ぐるりん・病院など目的別のバス運行 など <b>企業</b> ・地域活動・行事への理解と協力・支援 など ↓ -5年後のまちの姿- <b>市民と行政の連携がうまくいっている 光かがやく人と地元、自助・共助・公助など</b>	<b>人間関係をつくるための公民館・教育施設の活用方策</b> -役割分担- <b>市民</b> ・休日に、公民館で「昔の遊び塾」などを開催 ・光まつりで各公民館のPR、地域性のある催し物 ・地域イベントの企画・運営に、子どもを加えるなど <b>行政</b> ・施設の利用手続きを簡単にする ・牛島で交流会・体験学習を開催 ・公民館活動の頻繁な情報発信 など <b>企業</b> ・中学生の職場体験学習への協力 ・企業見学会の実施 など ↓ -5年後のまちの姿- <b>町全体がお友達 子供のことを、未来をもっと考えるようになる</b>
	成長施策	<b>自然環境を活かした健康増進のまちづくり</b> -役割分担- <b>市民</b> ・イベントを企画し、積極的に参加 ・グリーンツーリズムの宿を開く ・ウォーキング・森林浴体験の場づくりに協力など <b>行政</b> ・観光を基軸とした体験ツアー(農業・漁業)実施 ・空き施設の情報公開・施設の開放 ・自然観察・植物・昆虫のマップづくり など <b>企業</b> ・地産農産物を効率よく地元消費者へ提供できるシステムの構築 など ↓ -5年後のまちの姿- <b>うまいもの食べて、生きがいを感じて、楽しく、自然を満喫して、健康に暮らせるまち</b>	<b>豊かな自然環境・地域性を生かした観光立市</b> -役割分担- <b>市民</b> ・地域住民自らが、地元イベントに積極的に参加 ・まちを汚さない など <b>行政</b> ・観光大使をつくり、全国に光市をアピール ・観光地にバス駐車場を整備する ・一日遊べる充実した観光マップの作成 ・虹ヶ浜海水浴場のライトアップを続ける など <b>企業</b> ・気軽に工場見学を受け入れる体制をつくる ・花火大会へのバスツアーの企画 など ↓ -5年後のまちの姿- <b>観光倍増!</b>	<b>地域コミュニティ・自然コミュニティ</b> -役割分担- <b>市民</b> ・地域主導型のクリーン活動の実施 ・景観に配慮した活動を進める ・自然敬愛都市宣言を再認識 など <b>行政</b> ・小中学校や公民館を地域活動の拠点とし、利用促進を図る ・行政のタテ割りを解消 など <b>企業</b> ・社員の自然保護活動への参加を優遇 ・里山整備に協力 など ↓ -5年後のまちの姿- <b>市民の意識が向上している(共存・共栄) 地域イベント中心のクリーン作戦</b>



### 第3章 前期5年間の成果と評価

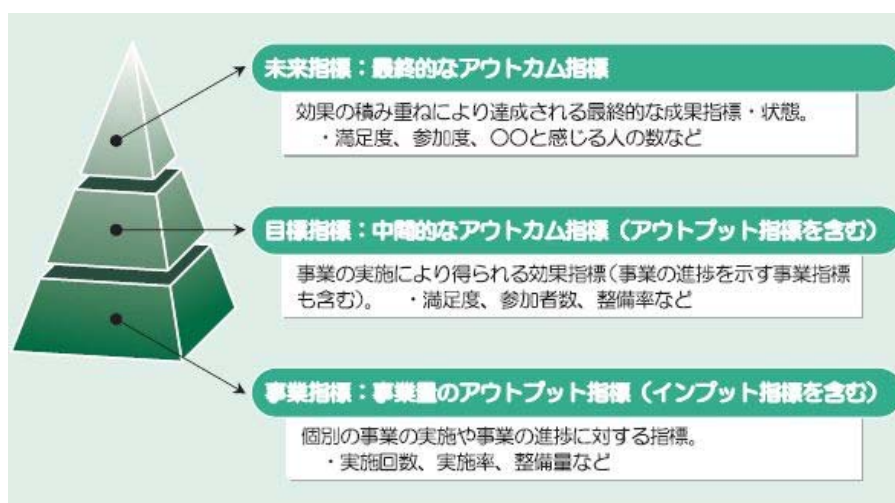
「前期基本計画」では、本市が展開する施策の代表的な目標値として、4つの基本目標ごとに全31項目からなる「ひかり未来指標」を設定し、その実現状況を明らかにすることにより、計画の実効性を確保してきました。

さらに、基本目標の下位に位置づけている「個別目標」についても、全156項目からなる「まちづくりの指標」により、施策展開による効果や成果を測ってきました。

「ひかり未来指標」は、これらの効果や成果の積み重ねにより達成される最終的なアウトカム指標（成果指標）となるものです。

また、こうした「ひかり未来指標」や「まちづくりの指標」の達成状況を把握し、計画の評価・検証につなげるため、「前期基本計画」策定後の平成19年度から「市民アンケート」を継続的に実施しています。

#### 【ひかり未来指標の概念】



#### 【市民アンケート調査 配布回収状況】

	配布数	有効配布数 A	回収数 B	回収率 B/A
平成19年度	1,000	995	407	40.9%
平成20年度	1,000	995	399	40.1%
平成21年度	1,000	993	405	40.8%
平成22年度	1,000	995	427	42.9%
平成23年度	1,000	995	414	41.6%

## 1 基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち

### 【前期5年間の主な成果】

#### **重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために**

- 地域コミュニティ活動や市民活動を促進するための拠点施設となる地域づくり支援センターの整備や、市内7公民館の地区自主運営方式への移行を進めるなど、基本構想に掲げるまちづくりの理念を踏まえた取組みにより、市民の自主的・主体的なコミュニティ活動や市民活動を支援しました。
- 市民参画のもとで、老朽化が進む室積公民館を地域コミュニティ活動の拠点施設として整備するための基本構想や、地域活力の低下が懸念される岩田駅周辺地区の総合的な整備に関する基本的な方針を策定しました。

#### **重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために**

- 従来の計画から施設の機能や規模を見直し、市民福祉の向上と健康づくりを目的としたコンパクトな施設として、三島温泉健康交流施設の建設に着手しました。
- 子宮頸がんなどの女性特有のがんを予防するため、新たに自己負担なしでワクチン接種を実施するなど、地域保健の充実を図りました。
- 誰もが健やかで安心して暮らせる社会を実現するため、緊急通報体制や地域密着型介護施設の整備など、ソフト・ハードの両面から、高齢者への生活支援サービスや、障害者自立支援制度に基づいた適切な福祉サービスを提供しました。
- 高齢者等の外出支援や地域小売業の活性化を目的に、地域への宅配サービスや、住民の移動手段を確保するためのコミュニティ交通の整備に向けたモデル事業を実施しました。
- 急速な高齢化に伴う医療需要の変化に対応するため、光総合病院は急性期医療、大和総合病院は慢性期医療やリハビリ医療を担う病院へと機能分化を図ることとし、病棟の改修等を行いました。また、病院間の連携を強化するため、2つの病院を結ぶ直通バスの運行を開始しました。

#### **重点目標3 認めあう共生の社会を築くために**

- 人権施策推進審議会の答申に沿って、「人権施策推進指針」を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けた考え方を示しました。

### 【ひかり未来指標】

	策定時① (H17.18)	近況値② (H23)	前 期 目 標 値 @ (H23)	進捗率 (②/①-1) ×100	達成率 ②/@ ×100
市民活動支援に関する「満足度」 ※（「地域コミュニティ活動の支援」に関する満足度＋「市民団体やNPOの育成」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	7.6%	14.0%	12.5%	84.2%	112.0%
市民の自治活動への「参加度」 ※（自治会や公民館活動に参加している人の割合＋まちづくり活動に参加している人の割合）÷2（市民アンケート調査）	42.4%	48.6%	50.0%	14.6%	97.2%
NPO 法人の数 ※やまぐち住み良さ指標（NPO法人認証数）	13 団体	14 団体	20 団体	7.7%	70.0%
市民の健康づくりへの「取組み」 ※普段から健康に心がけている人の割合（市民アンケート調査）	85.7%	88.6%	90.0%	3.4%	98.4%
福祉対策に関する「満足度」 ※（「高齢者福祉対策」に関する満足度＋「障害者福祉対策」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	15.4%	26.7%	20.0%	73.4%	133.5%
市民の福祉活動への「参加度」 ※福祉ボランティアに参加している人の割合（市民アンケート調査）	—	12.6%	20.0%	—	63.0%
光市への「愛着感」 ※光市に愛着感を持っている人の割合（市民アンケート調査）	68.2%	74.6%	75.0%	9.4%	99.5%

### 【まちづくりの指標】

	指標の数	達成率（平成 23 年）			
		100%超	80%～100%	50%～80%	50%未満
重点目標 1 コミュニティで支える地域社会を築くために	11	5	5	1	0
重点目標 2 互いに支えあい健やかに暮らすために	19	7	9	3	0
重点目標 3 認めあう共生の社会を築くために	5	2	2	1	0
合 計	35	14	16	5	0

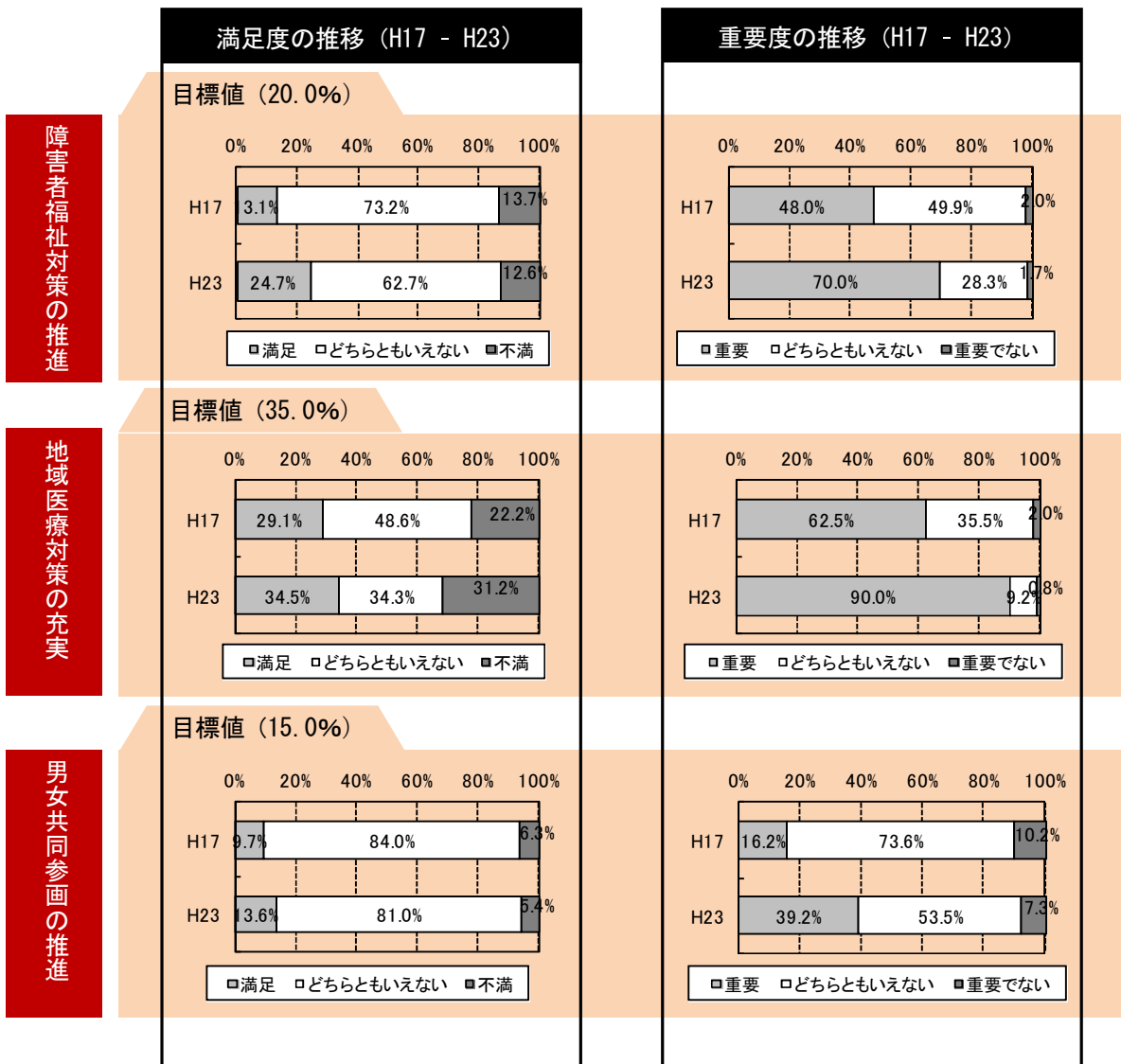
※ 「進捗率」は、総合計画策定時からの数値の伸びの度合い

※ 「達成率」は、前期目標値に対する到達の度合い（達成率が100%を超えていれば、前期の目標値に到達していると判断できます）

【満足度と重要度の推移】



※ 目標値は、満足度の前期 (H23) 目標値  
 ※ H23 の「満足」(不満) は、「満足」(不満) と「やや満足」(やや不満) を合わせた割合  
 ※ H23 の「重要」(重要でない) は、「重要」(不満) と「どちらかと言えば重要」(どちらかと言えば不満) を合わせた割合



### 【前期5年間の評価】

- 「市民団体やNPOなどの育成」や「地域コミュニティ活動の支援」など、市民活動の支援に対する重要度が大きく増えるとともに、「市民活動支援に関する満足度」や「市民の自治活動への参加度」も着実に伸びています。地域づくり活動への市民の主体的な参加を後押しし、こうした流れを加速させていく必要があります。
- 「市民の健康づくりへの取組み」は、目標をわずかに下回るものの高い水準にあり、日頃から健康に心掛けている人が大変多いことが分かります。一方、「健康づくりの推進に関する満足度」は低下していることから、健康づくりに対する市民ニーズを適切に見極めていく必要があります。
- 「福祉対策に関する満足度」は上昇し、目標値を上回っていますが、高齢者福祉対策や障害者福祉対策について不満足と感じる人の割合は、策定時とほぼ同じ水準に留ま

っています。不満足度の解消を図るため、多様な福祉ニーズに的確に対応できる、きめ細かなサービスを推進していくことが求められます。

- 高齢者福祉対策や障害者福祉対策を重要と捉える人の割合は高い数値を示していますが、「市民の福祉活動への参加度」は目標を大きく下回っています。多様化する福祉ニーズへの対応を図るための手法の一つとして、福祉ボランティアの積極的な育成などが求められます。

「ひかり未来指標」のうち、目標値を大きく下回る「NPO法人の数」や「市民の福祉活動への参加度」については、有効な対策が求められます。しかし、他の項目は、目標値、あるいは目標値に近い水準に到達しており、こうした結果、「光市への愛着感」は、目標値近くまで高まっています。「まちづくりの指標」についても、35項目中の8割以上の30項目で達成率が80%を超えており、全体的には目標に沿って概ね順調にまちづくりが進んでいると考えられます。

## 2 基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち

### 【前期5年間の主な成果】

#### 重点目標1 子どもを生き育てるために

- 子どもの健やかな成長の応援と子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、一定の要件のもと、幼稚園または保育園に同時に2人以上入所した場合の保育料等の無料化や、中学3年生までの児童・生徒の入院時の医療費を助成するための制度を創設しました。
- 留守家庭児童教室（サンホーム）に入所する児童の保育環境を改善するため、入所定員を超過する、浅江、島田及び光井小学校に「第2留守家庭児童教室」を設置しました。
- 安全で安心な教育環境を実現するため、耐震診断や耐震補強工事など小中学校施設の計画的な耐震化や、公立幼保施設の耐震診断を実施しました。
- きめ細かで質の高い教育環境を整備するため、市独自の取組みとして、特に配慮を要する児童・生徒の支援を行う補助教員や、小学校5、6年生の外国語活動を支援する指導補助員を各学校に配置しました。
- 安全で栄養バランスが取れた学校給食の提供や、学校給食を通じた食育の推進などを目的に、老朽化が進む光・大和の学校給食センターを集約した新たな学校給食施設の整備に着手しました。

#### 重点目標2 彩り豊かな人づくりのために

- 山口国体の成功に向けて、おもてなしの心で花いっぱい運動やクリーン運動などの市民総参加運動を展開するとともに、地域スポーツの振興と地域文化の発展を目的に、セーリング、バドミントン、レクリエーション卓球の3競技を開催しました。

#### 重点目標3 かおり高い文化を育てるために

- 貴重な文化財である「石城山神籠石」を適切に保存管理し、後世に伝えるため、「史跡石城山神籠石保存管理計画」に沿って、石城山神籠石の土塁・列石に影響を及ぼす立木の伐採や、石垣の崩落を防ぐための計測管理に着手しました。
- 伊藤博文公の没後100年を機に、伊藤公が残した偉大な足跡を振り返るための事業を集中的に開催しました。

#### 重点目標4 人の繋がりを広げるために

- 神籠石を有する自治体との連携による神籠石サミットの開催や、自然敬愛の心をもって、日本の豊かな自然を後世に伝える「日本の森・滝・渚全国協議会」の設立など、資源やまちづくりの理念を共有する他都市と連携した取組みを進めました。また、千葉県横芝光町との友好交流を進めました。

### 【ひかり未来指標】

	策定時① (H17.18)	近況値② (H23)	前 期 目 標 値 @ (H23)	進 捗 率 (②/①-1) ×100	達 成 率 ②/@ ×100
子どもの育成に関する「満足度」 ※（「子育て支援対策の充実」に関する満足度＋「学校教育の充実」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	16.9%	36.0%	20.0%	113.0%	180.0%
生涯学習・文化・スポーツ振興に関する「満足度」 ※（「生涯学習の充実」に関する満足度＋「スポーツの振興」に関する満足度＋「文化・芸術活動の振興」に関する満足度）÷3（市民アンケート調査）	18.7%	29.6%	21.7%	58.3%	136.4%
保育環境に関する「充実度①」 ※待機児童数	0人	0人	0人	—	100.0%
保育環境に関する「充実度②」 ※（延長保育実施率＋一時保育実施率＋障害児保育実施率）÷3	100.0%	97.2%	100.0%	△2.8%	97.2%
不登校児童生徒の割合 ※やまぐち住み良さ指標	0.57%	0.82%	0.4%	△30.5%	48.8%
青少年健全育成活動への「参加率」 ※青少年健全育成活動に参加している人の割合（市民アンケート調査）	—	11.8%	20.0%	—	59.0%
光市の住みよさ ※光市が「住みよい」と感じている人の割合（住みよい＋まあまあ住みよい）（市民アンケート調査）	82.2%	82.6%	85.0%	0.5%	97.2%

### 【まちづくりの指標】

	指標の数	達成率（平成23年）			
		100%超	80%～100%	50%～80%	50%未満
重点目標1 子どもを生き育てるために	17	9	6	1	1
重点目標2 彩り豊かな人づくりのために	7	6	1	0	0
重点目標3 かおり高い文化を育てるために	4	2	2	0	0
重点目標4 人の繋がりを広げるために	4	0	3	1	0
合 計	32	17	12	2	1



【満足度と重要度の推移】





**【前期5年間の評価】**

- 「子育て支援対策」や「学校教育の充実」を重要と考える市民が大きく増える一方で、これらを合わせた「子どもの育成に関する満足度」は高まり、不満足と感じる人の割合は低下しています。子どもの育成に関しては、それぞれの成長過程を通じて一定の評価を得ていると考えられ、引き続き、市民ニーズを的確に反映した施策を進めていく必要があります。
- 生涯学習・文化・スポーツ振興に関しても満足度は高くなっており、一定の評価を得ているものと考えられます。
- 青少年を取り巻く環境が悪化する中、「青少年健全育成活動への参加率」が伸び悩んでいることから、これまで以上に家庭や学校・地域が連携し、青少年を健全に育成していくための気運を盛り上げていく必要があります。

「ひかり未来指標」のうち、「青少年健全育成活動への参加率」や「不登校児童生徒の割合」については改善を図る必要がありますが、他の項目については、目標値に到達、あるいは目標値に近い水準にあります。「まちづくりの指標」についても、32項目中の9割に当たる29項目で達成率が80%を超えており、全体的には目標に沿って概ね順調にまちづくりが進んでいると考えられます。

### 3 基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち

#### 【前期5年間の主な成果】

##### 重点目標1 快適な暮らしを営むために

- 都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線の浅江島田間や川園線などの幹線道路、市民生活に密着した生活道路の計画的な整備を進めるとともに、県の河川改修事業と連携した三島橋の架け替えを進めました。
- 冠山総合公園の園内施設や「果実の里」の整備を行うとともに、子どもが楽しめる空間として遊具を備えた「子どもの森」を整備しました。
- 市営緑町住宅の建替えを計画的に進め、全84戸を整備しました。
- 水道水の安定的な供給を行うため、大和簡易水道や上ヶ原簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道を上水道に統合しました。

##### 重点目標2 自然を守り育むために

- リサイクルセンター「えこぱーく」を拠点に、ごみの減量化や再資源化を促進するとともに、粗大ごみ等の出張収集サービスや段ボールコンポストの普及などを進めました。
- 物を大切にする「もったいない」という日本古来の文化を継承した、地球に負荷をかけないライフスタイルを普及させるため、風呂敷の活用や市民からのアイデア募集など、もったいない文化の醸成に取り組みました。
- 自然エネルギーの普及促進や、環境意識の醸成を目的に、住宅用太陽光発電システムの設置費の助成や、教育施設への太陽光発電システムの導入を進めました。

##### 重点目標3 安全な暮らしを守るために

- 多様化・複雑化・大規模化の傾向を強める災害に対応するため、光地区消防組合や光市消防団への資機材の計画的な配備を進めました。
- 高齢者や障害者など、避難時に支援を必要とする要援護者の安全確保のため、「自助」「互助」「共助」を基本とした避難支援体制の整備に取り組みました。
- 消費生活全般に関する苦情や問い合わせに対応するため、本庁舎内に消費生活センターを設置し、専門の相談員を配置しました。
- 市民や有識者等を交えて、室積海岸松原地区の海岸侵食に起因する高潮被害の防止と、白砂青松の自然海岸の保全や周辺景観の維持を両立させるための対策工法等を検討し、保全施設の整備を進めました。

##### 重点目標4 優れた価値を生み出すために

- 急激な景気後退下における緊急的な経済対策として、地元中小事業者が資金調達を行

う際の金融支援を行うとともに、市内への事業所設置や雇用の拡大に対する奨励金の拡充など、企業誘致や雇用拡大に努めました。

- 地産地消の推進や生産者と消費者の交流促進など地域農業の振興に加えて、観光や環境、教育などの分野との連携により多角的な機能を発揮できる施設として、農業振興拠点施設「里の厨」を整備しました。
- 国の交付金を活用し、農業集落道や農業用排水施設などの農業基盤づくりを進めるとともに、後継者不足が深刻な問題となっている農業や漁業への新たな就労者の確保対策に取り組みました。

#### **重点目標 5 地域の魅力を活かすために**

- 関東地方に在住する光市出身者と光市をつなぐ「ふるさと光の会」により、都会における出身者相互の交流の場や、ふるさとへのUターンを支援するための仕組みづくりに取り組むとともに、本市へのU J I ターン情報サイトの充実を図るなど、ホームページ等を活用した積極的な情報発信を行いました。

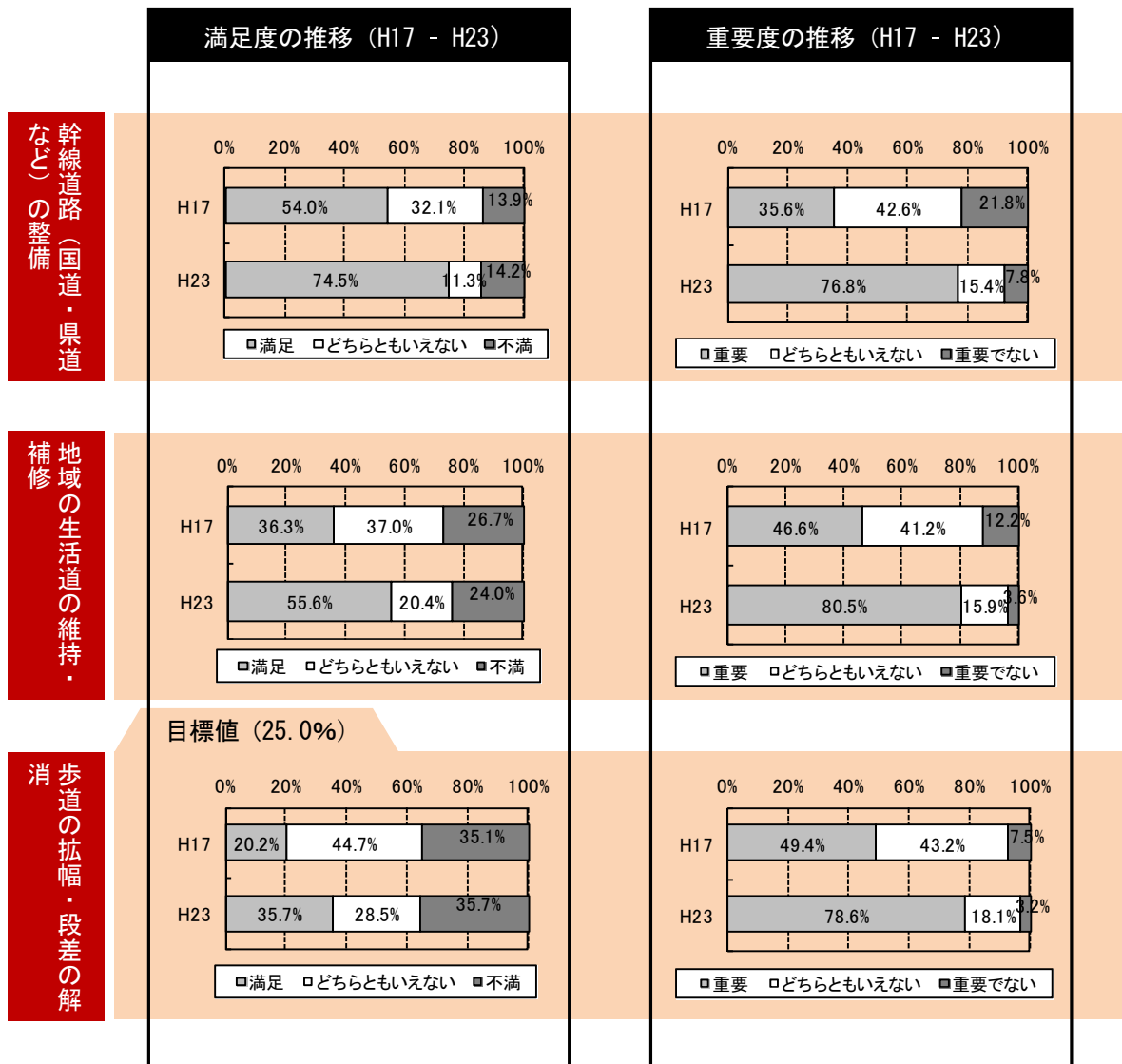
【ひかり未来指標】

	策定時① (H17. 18)	近況値② (H23)	前 期 目 標 値 @ (H23)	進 捗 率 (②/①-1) ×100	達 成 率 ②/@ ×100
快適な都市基盤の整備に関する「満足度」 ※（「歩道の拡幅・段差の解消」に関する満足度＋「まちなみ・景観の整備」に関する満足度＋「快適な居住空間の整備（策定時データなし）」に関する満足度）÷3（市民アンケート調査）	—	37.4%	33.3%	—	112.3%
上下水道の「普及率」 ※（水道普及率＋下水道普及率）÷2	73.7%	83.0%	81.8%	12.6%	101.5%
自然環境保全に関する「満足度」 ※「自然環境の保全」に関する満足度（市民アンケート調査）	20.6%	36.2%	25.0%	75.7%	144.8%
市民のごみの減量や省エネルギーへの「取組み」 ※（ごみの分別を行っている人の割合＋省エネルギーに心がけている人の割合（策定時データなし））÷2（市民アンケート調査）	—	93.0%	93.5%	—	99.5%
安全・安心に関する「満足度」 ※（「災害対策の充実」に関する満足度＋「防犯対策の充実」に関する満足度＋「交通安全対策の充実」に関する満足度）÷3（市民アンケート調査）	14.0%	31.7%	18.3%	126.4%	173.2%
市民の防災への「取組み」 ※普段から災害に備えている人の割合（市民アンケート調査）	32.8%	47.6%	50.0%	45.1%	95.2%
市民の地産地消への「取組み」 ※地元の食材を購入している人の割合（市民アンケート調査）	—	85.3%	90.0%	—	94.8%
産業振興や雇用に関する「満足度」 ※（「中小企業の支援」に関する満足度＋「地場産業の振興」に関する満足度＋「企業誘致・雇用の確保」に関する満足度）÷3（市民アンケート調査）	7.0%	14.0%	11.7%	100.0%	119.7%
今後の「居住意識」 ※今後もずっと光市で暮らしたいという人の割合（市民アンケート調査）	69.6%	75.4%	75.0%	8.3%	100.5%

### 【まちづくりの指標】

	指標の数	達成率（平成 23 年）			
		100%超	80%~100%	50%~80%	50%未満
重点目標 1 快適な暮らしを営むために	22	10	9	2	1
重点目標 2 自然を守り育むために	11	6	3	2	0
重点目標 3 安全な暮らしを守るために	16	9	7	0	0
重点目標 4 優れた価値を生み出すために	16	8	5	1	2
重点目標 5 地域の魅力を活かすために	6	3	1	2	0
合計	71	36	25	7	3

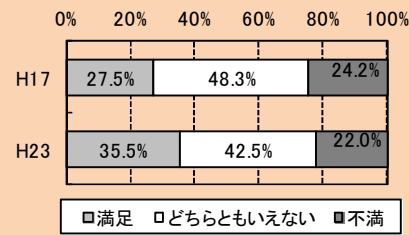
### 【満足度と重要度の推移】



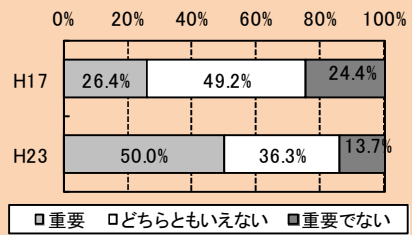
都市公園の整備

満足度の推移 (H17 - H23)

目標値 (30.0%)

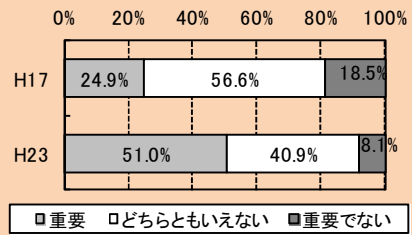
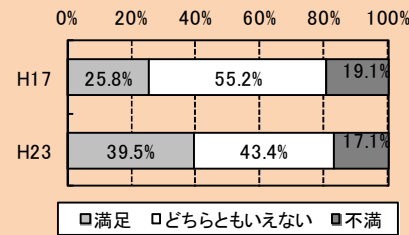


重要度の推移 (H17 - H23)



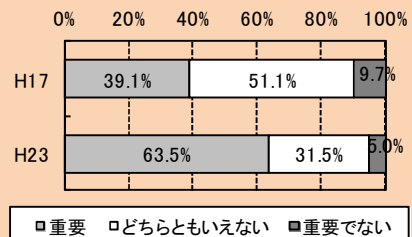
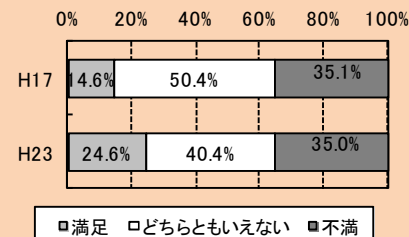
まちなみ・景観の整備

目標値 (30.0%)



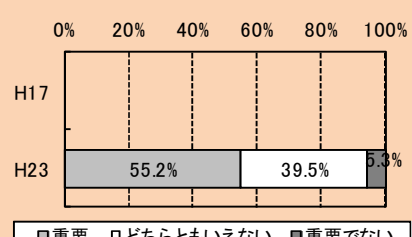
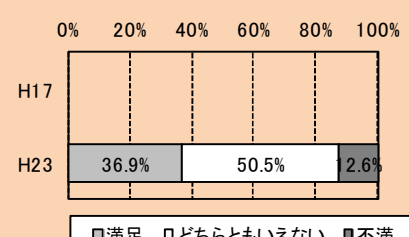
バス交通網の整備

目標値 (20.0%)



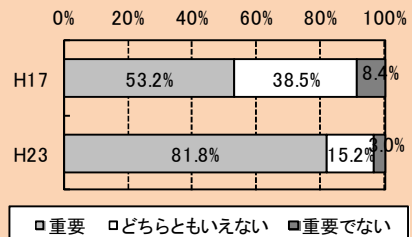
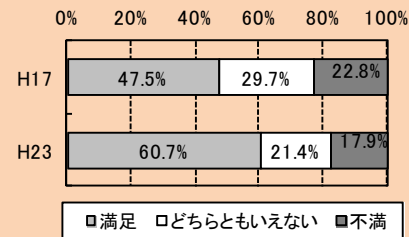
快適な居住空間の整備

目標値 (45.0%)



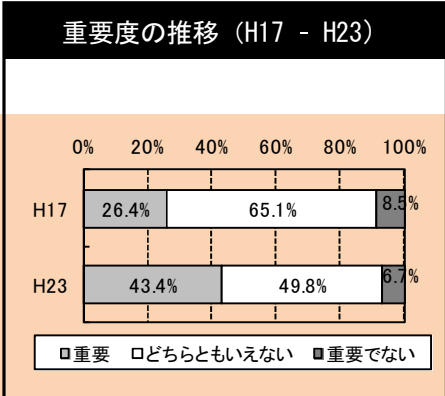
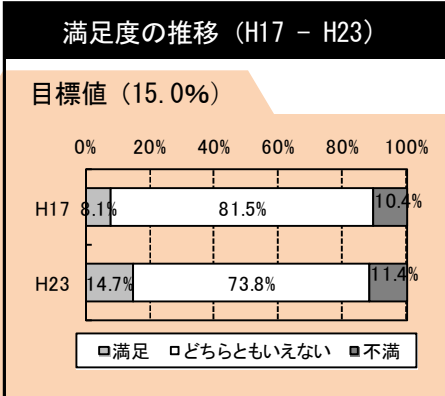
上下水道の整備

目標値 (45.0%)

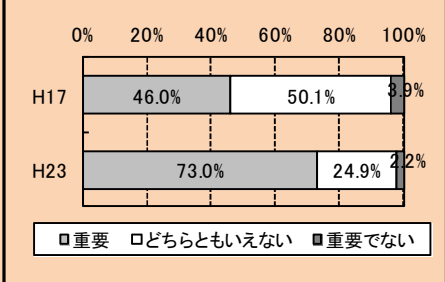
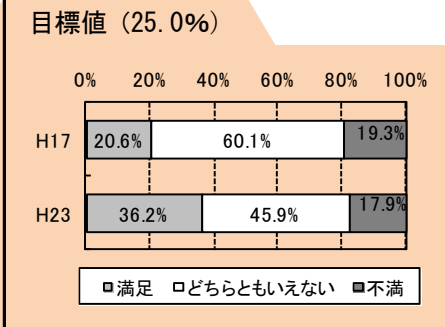




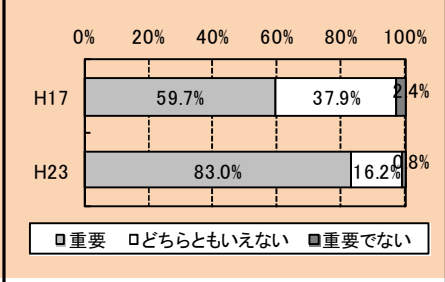
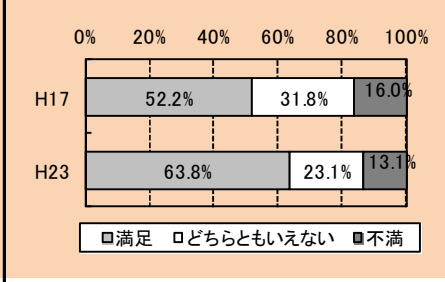
地域情報化の推進



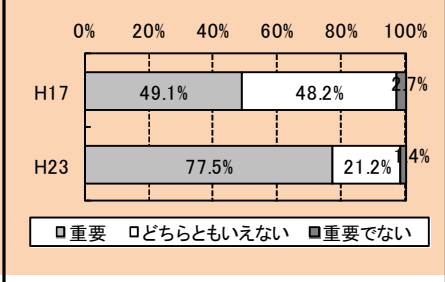
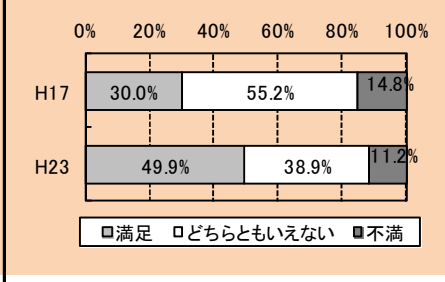
川や山などの自然環境の保全



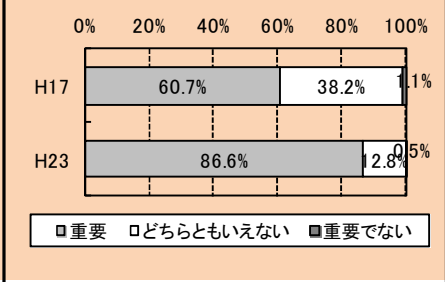
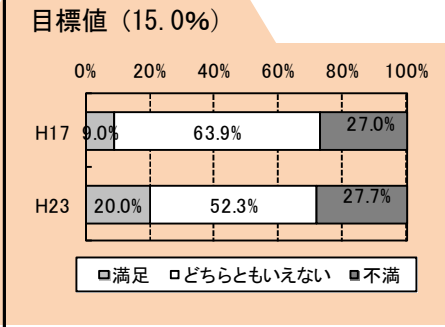
ごみの収集・処理対策の充実



資源のリサイクル対策の充実

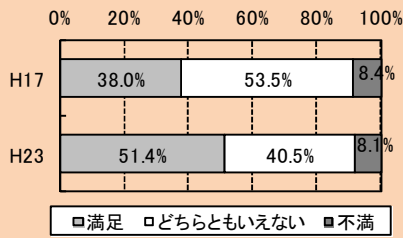


地震・台風などの災害対策の充実

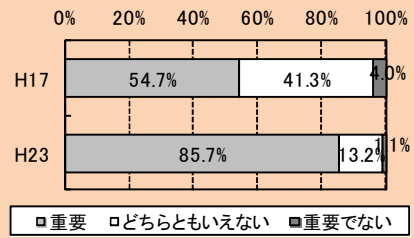


消防・防災体制の充実

満足度の推移 (H17 - H23)

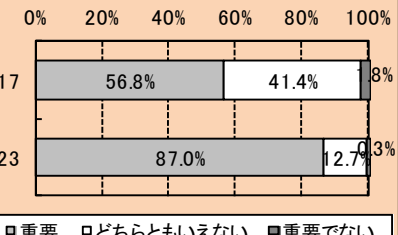
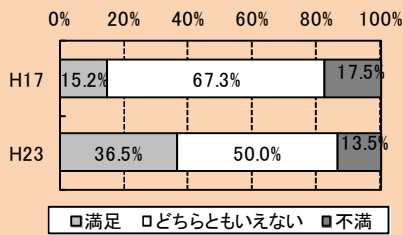


重要度の推移 (H17 - H23)



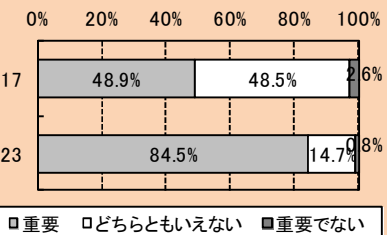
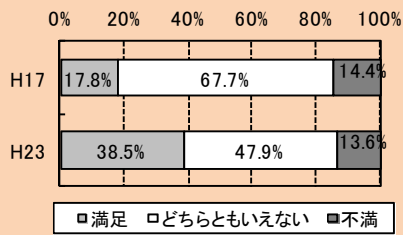
目標値 (20.0%)

防犯対策の充実



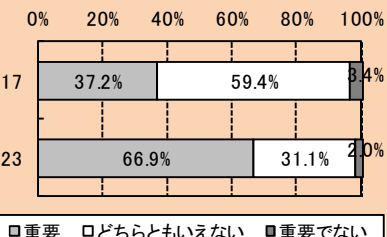
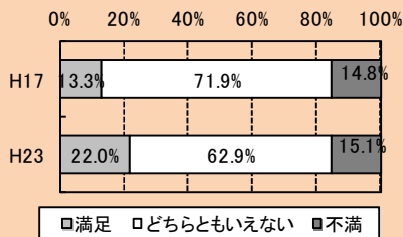
目標値 (20.0%)

交通安全対策の充実

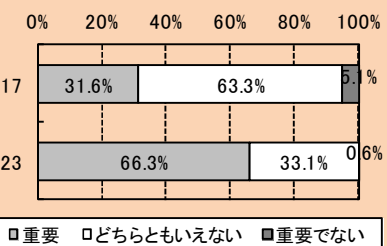
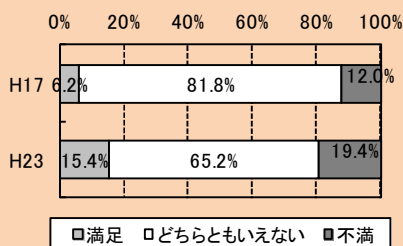


目標値 (25.0%)

消費生活相談



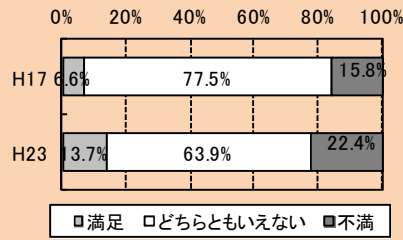
農林水産業の振興



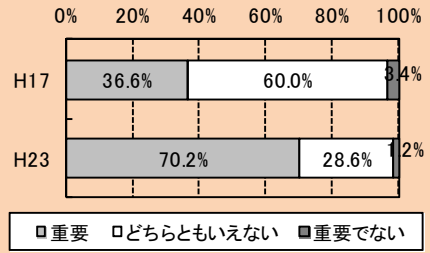
地元中小企業の支援

満足度の推移 (H17 - H23)

目標値 (10.0%)

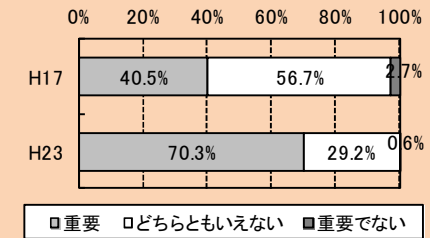
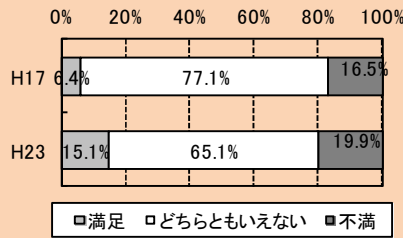


重要度の推移 (H17 - H23)



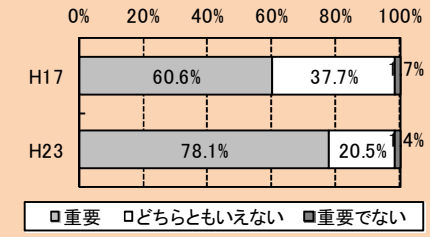
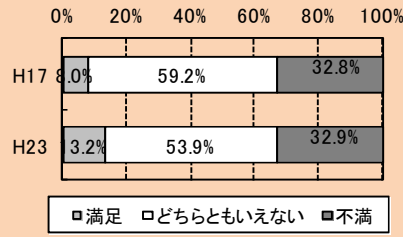
地場産業の振興

目標値 (10.0%)



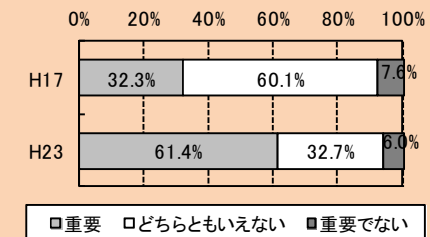
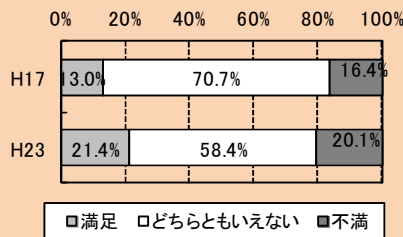
企業誘致・雇用の確保

目標値 (15.0%)



観光の振興

目標値 (20.0%)



### 【前期5年間の評価】

- 「快適な都市基盤の整備に関する満足度」や「自然環境の保全に関する満足度」は高い水準にあり、本市の特性である都市と自然が調和した都市環境に対して高い評価を得ているものと考えられます。また、まちなみや景観、居住空間の整備、自然環境の保全などを重要と感じる人の割合が大きく高まっていることから、引き続き、市民の期待に応えられる施策を進めていく必要があります。
- 「市民のごみの減量や省エネルギーへの取組み」は、目標値には至っていないものの高い水準にあり、環境に対する市民意識が大変高いことが分かります。また、「ごみの収集・処理対策の充実」や「資源のリサイクル対策の充実」に対する満足度も高まっており、引き続き、市民ニーズに的確に対応した施策を進めていく必要があります。
- 災害対策や防犯対策、交通安全対策など「安全・安心に関する満足度」は、目標値を大きく上回っていますが、その一方で、地震・台風などの災害対策については不満足度が満足度を上回っています。また、重要度も大変高くなっていることから、防災や減災に向けた取組みを強化していく必要があります。
- 「市民の防災への取組み」は目標値をわずかに下回る水準ですが、「自助」「互助」「共助」に基づく防災思想の普及が重要であることから、関係機関との連携のもと、地域における自主防災組織の育成や支援などを進める必要があります。
- 「産業振興や雇用に関する満足度」は目標値を上回る水準にあるものの、個々の要素を見ると、不満足度が満足度を大きく上回っています。また、農林水産業の振興についても同じことが言えることから、有効な対策が求められます。

「ひかり未来指標」は「市民のごみ減量や省エネルギーへの取組み」や「市民の防災への取組み」など目標値にわずかに到達していない項目もありますが、全体的には目標値をほぼ達成しています。「まちづくりの指標」は、全体の8割以上の61項目で達成率が80%を超えており、全体的には目標に沿って概ね順調にまちづくりが進んでいると言えますが、「産業振興や雇用」に関連する項目や「地震・台風などの災害対策」などについては不満足度も高くなっており、有効な対策が求められます。

#### 4 基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営

##### 【前期5年間の主な成果】

##### **重点目標1 信頼と協働の都市経営を目指して**

- 市政への市民参画を促進するため、計画等の策定過程におけるパブリックコメント制度の創設や、各種審議会等での公募委員の拡充、女性の登用を推進するとともに、各種審議会等での審議内容に関する情報公開を進めました。
- 市民に開かれた市政を実現するため、市民の求めに応じて地域に出向く対話集会を実施するとともに、市長室で自由に語り合う常設の広聴制度を創設し、多くの市民との対話を進めました。
- 市民に親しまれる市役所を目指して、窓口での主な行政手続きを一覧できるガイドの作成や、職員研修の一環として、管理職員等による庁舎総合案内（コンシェルジュ）に取組みました。

##### **重点目標2 自立と連携の自治体を目指して**

- 山口県市長会や全国市長会等を通じて、国・県等への要望活動を行うとともに、旅券発行事業など市民ニーズに応じた権限移譲事務の受け入れにより、市民サービスの向上に努めました。

##### **重点目標3 持続可能な行財政運営を目指して**

- 市債発行の抑制や高利率の市債の借り換え、内部事務経費を中心とした経常的経費の削減のほか、特別職・一般職職員の給与の見直しや市交際費の縮減などを進めました。
- 自主財源の確保や受益者負担の適正化のため、税や使用料等の収納率の向上対策のほか、遊休公有地の処分、各種使用料・手数料の見直しを計画的に進めました。
- 組織・体制のスリム化や、より質の高いサービスの提供と経費の節減を目的に、可燃ごみ収集業務の一部や光学校給食センターの調理・配送業務の民間委託を行うとともに、公の施設の管理の担い手をNPOや民間事業者等の多様な主体に拡大しました。

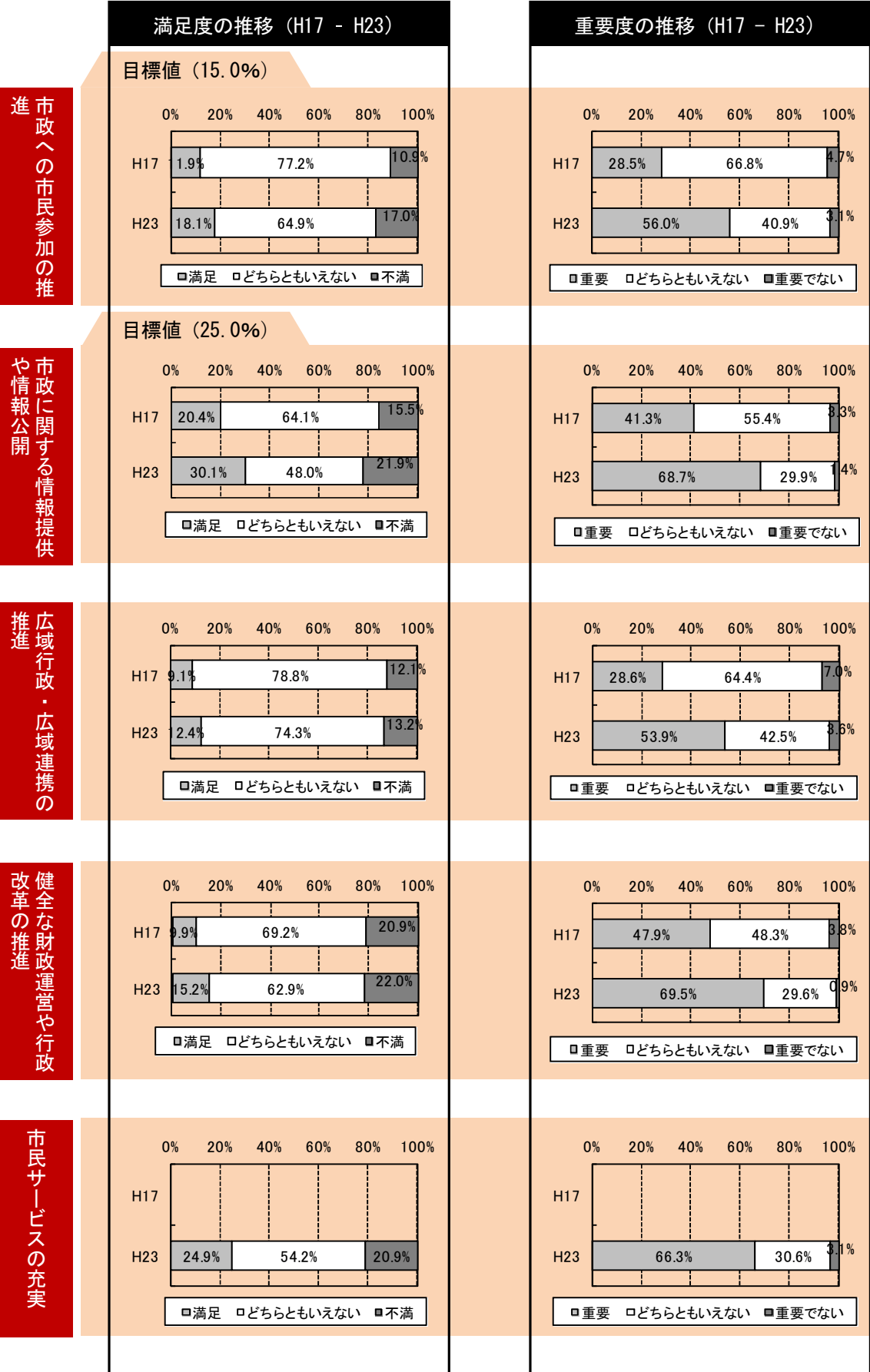
### 【ひかり未来指標】

	策定時① (H17.18)	近況値② (H23)	前期 目標値 @ (H23)	進捗率 (②/①-1) ×100	達成率 ②/@ ×100
市政への「関心度」 ※市民の市政に対する関心度（大変関心がある+まあまあ関心がある）（市民アンケート調査）	72.7%	74.9%	75.0%	3.0%	99.9%
市政への市民参加に関する「満足度」 ※（「市民意見がまちづくりに反映されている」と思う人の割合+「市政への市民参加の推進」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	20.1%	20.6%	25.0%	2.5%	82.4%
情報提供・公開に関する「満足度」 ※「情報提供や情報公開」に関する満足度（市民アンケート調査）	20.4%	30.1%	25.0%	47.5%	120.4%
市民アンケートの回収率 ※策定時の値は市民アンケート2種類の平均（市民アンケート調査）	37.4%	41.6%	40.0%	11.2%	104.0%
経常収支比率 ※年度	91.6%	91.9%	90%未満	△0.3%	97.9%
実質公債費比率 ※3ヶ年平均	22.4%	14.6%	18%未満	53.4%	123.3%
市税収納率	95.9%	94.5%	96.5%	△1.5%	97.9%
市民サービスに関する「満足度」 ※「市民サービスの充実」に関する満足度（市民アンケート）	—	24.9%	30.0%	—	83.0%

### 【まちづくりの指標】

	指標の数	達成率（平成23年）			
		100%超	80%~100%	50%~80%	50%未満
重点目標1 信頼と協働の都市経営を目指して	7	5	1	1	0
重点目標2 自立と連携の自治体を目指して	3	0	2	0	1
重点目標3 持続可能な行財政運営を目指して	8	3	3	2	0
合計	18	8	6	3	1

【満足度と重要度の推移】



### 【前期5年間の評価】

- 「市政への市民参加の推進」を重要と考える人の割合や「市政への関心度」は高くなっていますが、「市政への市民参加に関する満足度」は目標値に比べて低い水準にあります。このため、市政に対する市民の高い関心や意欲に応えられる効果的な取組みが求められます。
- 「情報提供・公開に関する満足度」は、目標値を上回っていますが、一方で不満足と考える人の割合も増加していることから、情報の提供や公開のあり方について点検を加えていく必要があります。
- 本市独自のルールに基づく市債発行の抑制などにより、「実質公債費比率」は着実に改善していますが、財政運営の弾力性を示す「経常収支比率」は、法人市民税などの経常一般財源の減少などにより数値が上昇しています。このため、「財政健全化計画」や「行政改革大綱」等を踏まえた計画的な取組みを進めていく必要があります。
- 市税収納率については、昨今の景気低迷等により低下傾向にあることから、引き続き、向上対策に努めていく必要があります。
- 「市民サービスに関する満足度」が目標値に到達していないことから、よりの確な市民ニーズの把握に努めるとともに、効果的な広報活動や情報発信に取り組むなど、市民とのコミュニケーションのあり方について工夫を加える必要があります。

「ひかり未来指標」は、「市政への市民参加に関する満足度」などに対する評価が低く、結果的に「市民サービスに関する満足度」も目標値に到達していません。また、「まちづくりの指標」は、8割近くの項目で達成率が80%を超えていますが、このうち「市民意見がまちづくりに反映されている」と思う人の割合は23.1%と、前期目標に対する達成率が66%に留まっています。こうしたことから、今後は、より市民本位の行政運営に心掛けるなど、市民との信頼を深めていくことが求められます。

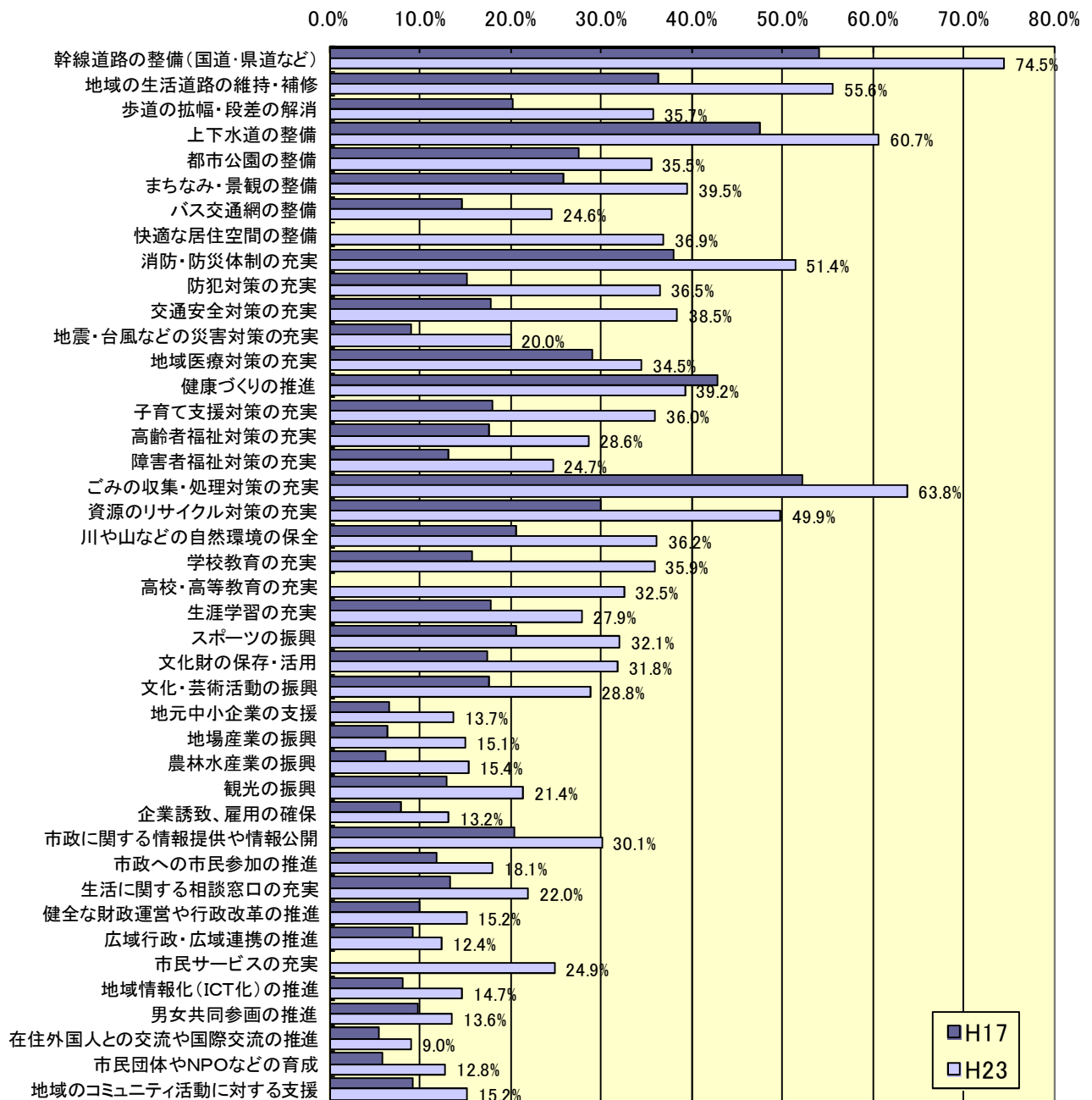


## 5 市政に対する満足度とニーズ

### (1) 42施策の市民満足度

市政に関わる42施策について、「満足」あるいは「やや満足」と回答した人の割合は、ほとんどの施策で策定時よりも上昇し、特に、道路や上下水道整備などの都市基盤整備やごみ対策などの環境分野で満足度が高くなっていますが、「地元中小企業の支援」などの産業分野では満足度が低い水準に留まっています。

【42施策の市民満足度の比較（H17 - H23）】



※「快適な居住空間の整備」「高校・高等教育の充実」「市民サービスの充実」はH17調査で未実施

## (2) 市民からの取組みニーズ

満足度が低く重要度が高い施策は、市民からの取組みニーズが高い施策と捉えられます。その年次的な推移を見ると、「企業誘致、雇用の確保」、「地域医療対策の充実」、「地震・台風などの災害対策の充実」に対するニーズが常に高いことがわかります。

### 【ニーズ度 (H17 - H23)】

	1位	2位	3位	4位	5位
H19	31. 企業誘致、雇用の確保(1.48)	13. 地域医療対策の充実(1.44)	16. 高齢者福祉対策の充実(1.31)	12. 地震・台風などの災害対策の充実(1.25)	35. 健全な財政運営や行政改革の推進(1.25)
H20	13. 地域医療対策の充実(1.66)	31. 企業誘致、雇用の確保(1.54)	35. 健全な財政運営や行政改革の推進(1.37)	16. 高齢者福祉対策の充実(1.35)	12. 地震・台風などの災害対策の充実(1.31)
H21	31. 企業誘致、雇用の確保(1.68)	13. 地域医療対策の充実(1.40)	12. 地震・台風などの災害対策の充実(1.27)	16. 高齢者福祉対策の充実(1.20)	7. バス交通網の整備(1.13)
H22	13. 地域医療対策の充実(1.65)	31. 企業誘致、雇用の確保(1.61)	12. 地震・台風などの災害対策の充実(1.28)	16. 高齢者福祉対策の充実(1.28)	3. 歩道の拡幅・段差の解消(1.11)
H23	12. 地震・台風などの災害対策の充実(1.51)	13. 地域医療対策の充実(1.45)	31. 企業誘致、雇用の確保(1.39)	3. 歩道の拡幅・段差の解消(1.11)	35. 健全な財政運営や行政改革の推進(1.11)

●ニーズ度 = 重要度(加重平均値) - 満足度(加重平均値)

市民意見をよりの確に反映した相対的な比較ができるよう、満足度と重要度の回答結果をそれぞれ次の計算方法による加重平均値を用いています。

選択肢	満足 / 重要	やや満足 / どちらかといえ ば重要	どちらとも いえない	やや不満 / どちらかといえ ば重要でない	不満 / 重要で ない
点数	+2	+1	0	-1	-2
回答数	A	B	C	D	E

●加重平均値 = ((A×2) + (B×1) + (C×0) + (D×-1) + (E×-2)) / 回答数

## 第4章 後期基本計画が目指す姿と考え方

### 1 後期基本計画が目指す姿

本市では、未来に向けたあるべき姿として、「人と自然がきらめく 生活創造都市」という都市の将来像を定め、その実現を目指して計画的な取組みを進めています。

その上で、活力と魅力に満ちあふれ、暮らしに「やさしさ」を実感できるまちを創造するため、後期基本計画が目指すまちの姿を次のように定めます。

#### やさしさあふれる 「わ」のまち ひかり

「やさしさ」とは、時代の要請に応じた一つひとつの政策を通じて、市民誰もが健康で安心して暮らし、生活のあらゆる分野で心から幸せや満足を実感できる地域社会を実現するとともに、良質の都市基盤や自然環境などの固有の地域資源を土台として、まちの魅力をさらに高めていくことです。

世代や地域を超えて、市民に等しく「やさしさ」をお届けするため、基本構想に掲げる施策の大綱に沿って効果的な取組みを進めます。

### 2 まちづくりの基本

目指すべきまちの姿を実現するため、今後5年間のまちづくりの基本となる考え方を、次のように定めます。

#### 3つの都市宣言の理念を基調とする

本市では、「共創と協働で育む まちづくり」という、まちづくりの基本理念を踏まえ、市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、様々な取組みを進めています。後期5年間のまちづくりでは、こうした大前提に加えて、「おっぴい都市宣言」、「自然敬愛都市宣言」及び「安全・安心都市宣言」の理念を、まちづくりの基本とします。

これら3つの都市宣言は、言わば、本市のまちづくりの本質である「やさしさ」が明文化されたものであり、まちづくりの根底に染み渡る、普遍、不朽の理念です。

このため、3つの都市宣言に掲げる理念を基調に、個性と魅力のあるまちづくりを推進します。

### 3 まちづくりの視点

3つの都市宣言の理念を基本に、次の視点をもって、今後5年間のまちづくりを進めます。

#### ① 新たな価値、新たな満足を生み出す

まちの「強み」を活かし、「弱み」を克服することを基本に、社会経済情勢や市民意識の変化を踏まえて施策の重点化を図ります。また、守るべき「基本」や「原則」は守り、変えるべき「制度」や「仕組み」は、変化を恐れずに検証を加え、市民生活に「新たな価値」と「新たな満足」を生み出します。

#### ② 自助・互助・共助・公助の調和を図る

社会経済情勢の変化に伴い、以前は家庭や地域が担っていた機能を行政サービスとして提供するケースが増えるなど「公助」の範囲が拡大しています。このため、市民をはじめ多様な主体が活発に行動できる環境を整備し、自らの努力で課題を解決する「自助」や、家族や友人など身近な人が自発的に関わる「互助」、地域や市民レベルの支えあいによる「共助」を基本とした、持続可能なまちづくりを進めます。

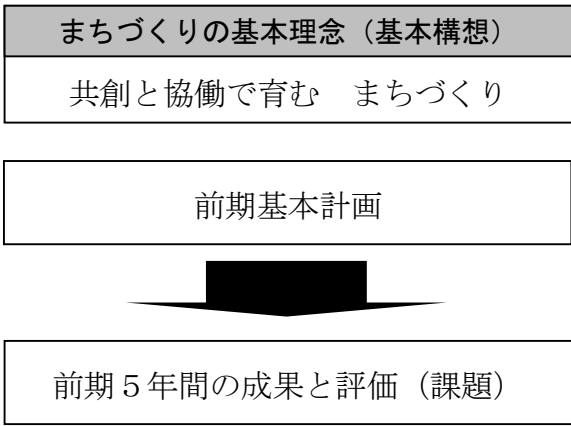
#### ③ 3つの「わ」（対話・調和・人の輪）から、まちにやさしさを導く

多くの「対話」から生まれる信頼がまちに「調和」を導き、調和のとれたまちには、大きく、温かい「人の輪」が生まれます。こうした考えのもと、「対話」を通じて市民と行政がまちづくりの理念を共有し、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて相互に補完しあう協働の取組みにより、「やさしさ」あふれるまちづくりを進めます。

# 後期基本計画の考え方と構成

**時代の潮流**

- ・人口減少と少子高齢化の進展
- ・社会経済情勢の急激な変化
- ・安全・安心に対する意識の高まり
- ・地球環境問題への対応
- ・成熟社会への移行とライフスタイルの多様化
- ・合併後の新たなまちづくりの始まり
- ・地方自治に関わる制度や仕組みの転換



**市民意識**

- ・まちづくり市民アンケート
- ・市民意向調査
- ・まちづくり・未来ワークショップ

**後期基本計画**

**まちづくりの視点**

- ・新たな価値、新たな満足を生み出す
- ・自助・互助・共助・公助の調和を図る
- ・三つの「わ」（対話・調和・人の輪）から、まちにやさしさを導く

まちづくりの基本	3つの都市宣言の理念を基調とする
<p><b>7つの未来創造プロジェクト</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト</li> <li>②健やかで確かな安心地域包括ケア創造プロジェクト</li> <li>③家庭と地域で包み込む温もり子育て創造プロジェクト</li> <li>④人と自然が共生するエコロジー生活創造プロジェクト</li> <li>⑤地域力で災害を防ぐ安全なまち創造プロジェクト</li> <li>⑥里の厨と光の海から始まる活力ある第六次産業創造プロジェクト</li> <li>⑦コンパクトシティによる快適空間創造プロジェクト</li> </ol>	
<p><b>各論 基本計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち</li> <li>・基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち</li> <li>・基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち</li> <li>・基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営</li> </ul>	
<p><b>地域別整備計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部地域（岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区）</li> <li>・西部地域（浅江・島田地区）</li> <li>・南部地域（室積・光井地区）</li> <li>・北部地域（三井・周防・上島田地区）</li> </ul>	

後期基本計画が目指す姿

やさしさあふれる 「わ」のまち ひかり

**都市の将来像（基本構想）**

人と自然がきらめく 生活創造都市

## 第5章 ひかり未来指標

未来に向けて本市が展開する施策の代表的な目標値を4つの大綱別に示します。指標の達成状況等については、毎年度改定する「行動計画」の中で評価し、その結果を市民に明らかにすることにより、PDC Aサイクルに基づく検証と改善を行い、効果的かつ効率的な計画の推進に努めます。

### I 人と地域で支えあうまち

市民主体の地域活動や市民活動が活性化され、互いに支えあい、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちの実現を目指して、次の指標を設定します。

指標の内容	前期策定時 (H17)	前期終了時 (H23)	後期目標 (H28)
市民活動支援に関する「満足度」 ※（「地域コミュニティ活動の支援」に関する満足度＋「市民団体やNPOの育成」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	$(9.3\%+5.9\%) \div 2$ 7.6%	$(15.2\%+12.8\%) \div 2$ 14.0%	$(30.0\%+20.0\%) \div 2$ 25.0%
市民の自治活動への「参加度」 ※（自治会や公民館活動に参加している人の割合＋まちづくり活動に参加している人の割合）÷2（市民アンケート調査）	$(61.4\%+23.3\%) \div 2$ 42.4%	$(66.4\%+30.7\%) \div 2$ 48.6%	$(80.0\%+40.0\%) \div 2$ 60.0%
NPO法人の数 ※やまぐち住み良さ指標（NPO法人認証数）	13 団体	14 団体	30 団体
市民の健康づくりへの「取組み」 ※普段から健康に心がけている人の割合（市民アンケート調査）	85.7%	88.6%	95.0%
福祉対策に関する「満足度」 ※（「高齢者福祉対策」に関する満足度＋「障害者福祉対策」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	$(17.6\%+13.1\%) \div 2$ 15.4%	$(28.6\%+24.7\%) \div 2$ 26.7%	$(30.0\%+30.0\%) \div 2$ 30.0%
市民の福祉活動への「参加度」 ※福祉ボランティアに参加している人の割合（市民アンケート調査）	—	12.6%	25.0%
光市への「愛着感」 ※光市に愛着感を持っている人の割合（市民アンケート調査）	68.2%	74.6%	80.0%

## Ⅱ 人を育み人が活躍するまち

子育て環境、教育環境の充実や、スポーツ、生涯学習、文化・芸術の振興など、人を育み、人が活躍するまちの実現を目指して、次の指標を設定します。

指標の内容	前期策定時 (H17)	前期終了時 (H23)	後期目標 (H28)
子どもの育成に関する「満足度」 ※（「子育て支援対策の充実」に関する満足度＋「学校教育の充実」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	(18.0%+15.7%)÷2 16.9%	(36.0%+35.9%)÷2 36.0%	(40.0%+40.0%)÷2 40.0%
生涯学習・文化・スポーツ振興に関する「満足度」 ※（「生涯学習の充実」に関する満足度＋「スポーツの振興」に関する満足度＋「文化・芸術活動の振興」に関する満足度）÷3（市民アンケート調査）	(17.7%+20.7%+17.7%)÷3 18.7%	(27.9%+32.1%+28.8%)÷3 29.6%	(30.0%+40.0%+30.0%)÷3 33.3%
保育環境に関する「充実度①」 ※待機児童数	0人	0人	0人
保育環境に関する「充実度②」 ※（延長保育実施率＋一時保育実施率＋障害児保育実施率）÷3	(100%+100%+100%)÷3 100.0%	(100%+91.7%+100%)÷3 97.2%	(100%+100%+100%)÷3 100.0%
不登校児童生徒の割合 ※やまぐち住み良さ指標	0.57%	0.82%	0.3%
青少年健全育成活動への「参加率」 ※青少年健全育成活動に参加している人の割合（市民アンケート調査）	—	11.8%	25.0%
光市の住みよさ ※光市が「住みよい」と感じている人の割合（住みよい＋まあまあ住みよい）（市民アンケート調査）	(39.2%+43.0%) 82.2%	(37.7%+44.9%) 82.6%	90.0%

### Ⅲ 人の暮らしを支えるまち

安全で安心して暮らすことができ、自然環境にやさしく、住む、憩う、働くといった人が人らしく暮らしていくことができる魅力と活力のあるまちの実現を目指して、次の指標を設定します。

指標の内容	前期策定時 (H17)	前期終了時 (H23)	後期目標 (H28)
<b>快適な都市基盤の整備に関する「満足度」</b> ※（「歩道の拡幅・段差の解消」に関する満足度＋「まちなみ・景観の整備」に関する満足度＋「快適な居住空間の整備（策定時データなし）」に関する満足度）÷3 （市民アンケート調査）	$(20.2\%+25.8\%+\square)\div3$ —	$(35.7\%+39.5\%+36.9\%)\div3$ 37.4%	$(36.0\%+45.0\%+50.0\%)\div3$ 43.7%
<b>上下水道の「普及率」</b> ※（水道普及率＋下水道普及率）÷2	$(81.4\%+65.9\%)\div2$ 73.7%	$(91.7\%+74.3\%)\div2$ 83.0%	$(92.1\%+79.0\%)\div2$ 85.6%
<b>自然環境の保全に関する「満足度」</b> ※「自然環境の保全」に関する満足度（市民アンケート調査）	20.6%	36.2%	38.0%
<b>市民のごみ減量や省エネルギーへの「取組み」</b> ※（ごみの分別を行っている人の割合＋省エネルギーに心がけている人の割合（策定時データなし））÷2 （市民アンケート調査）	$(94.2\%+\square)\div2$ —	$(95.9\%+90.1\%)\div2$ 93.0%	$(100.0\%+95.0\%)\div2$ 97.5%
<b>安全・安心に関する「満足度」</b> ※（「災害対策の充実」に関する満足度＋「防犯対策の充実」に関する満足度＋「交通安全対策の充実」に関する満足度）÷3 （市民アンケート調査）	$(9.0\%+15.2\%+17.8\%)\div3$ 14.0%	$(20.0\%+36.5\%+38.5\%)\div3$ 31.7%	$(30.0\%+40.0\%+45.0\%)\div3$ 38.3%
<b>市民の防災への「取組み」</b> ※普段から災害に備えている人の割合（市民アンケート調査）	32.8%	47.6%	70.0%
<b>市民の地産地消への「取組み」</b> ※地元産の食材を購入している人の割合（市民アンケート調査）	—	85.3%	95.0%
<b>産業振興や雇用に関する「満足度」</b> ※（「中小企業の支援」に関する満足度＋「地場産業の振興」に関する満足度＋「企業誘致・雇用の確保」に関する満足度）÷3 （市民アンケート調査）	$(6.6\%+6.4\%+8.0\%)\div3$ 7.0%	$(13.7\%+15.1\%+13.2\%)\div3$ 14.0%	$(20.0\%+20.0\%+30.0\%)\div3$ 23.3%
<b>今後の「居住意識」</b> ※今後もずっと光市で暮らしたいという人の割合（市民アンケート調査）	69.6%	75.4%	80.0%



#### IV 時代を拓く新たな都市経営

市民・行政の協働によるまちづくり推進や、行財政改革による持続可能な都市経営が行えるまちの実現を目指して、次の指標を設定します。

指標の内容	前期策定時 (H17)	前期終了時 (H23)	後期目標 (H28)
<b>市政への「関心度」</b> <small>※市民の市政に対する関心度（大変関心がある+まあまあ関心がある）（市民アンケート調査）</small>	(16.9%+55.8%) 72.7%	(20.3%+54.6%) 74.9%	80.0%
<b>市政への市民参加に関する「満足度」</b> <small>※（「市民意見がまちづくりに反映されている」と思う人の割合+「市政への市民参加の推進」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）</small>	(28.2%+11.9%)÷2 20.1%	(23.1%+18.1%)÷2 20.6%	(40.0%+30.0%)÷2 35.0%
<b>情報提供・公開に関する「満足度」</b> <small>※「情報提供や情報公開」に関する満足度（市民アンケート調査）</small>	20.4%	30.1%	35.0%
<b>市民アンケートの回収率</b> <small>※策定時の値は市民アンケート2種類の平均（市民アンケート調査）</small>	(38.3%+36.5%)÷2 37.4%	41.6%	50.0%
<b>経常収支比率</b> <small>※年度</small>	91.6%	91.9%	
<b>実質公債費比率</b> <small>※3ヶ年平均</small>	22.4%	14.6%	
<b>市税収納率</b> <small>※年度</small>	95.9%	94.5%	
<b>市民サービスに関する「満足度」</b> <small>※「市民サービスの充実」に関する満足度（市民アンケート調査）</small>	—	24.9%	40.0%

## 第6章 未来創造プロジェクト

市民が幸せや満足を積み重ねることができるまちを創造するためには、「後期基本計画」における各施策の総合的な推進に加えて、後期5年間のまちづくりを戦略的かつ効果的に進める必要があります。このため、後期基本計画期間（平成24年度から平成28年度）において、特に優先して取り組む政策を「7つの未来創造プロジェクト」として位置付けます。

本市の「3つの都市宣言」の理念等を踏まえた、これらのプロジェクトに沿って、今後、部局や施策を超えて集中的な取組みを展開するとともに、選択と集中の観点から、毎年度の予算編成において経営資源の重点配分を考慮し、期間内で一定の成果を目指します。

## 1 ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト

### 【推進方針】

時代が大きな転換期を迎える中、市民からの様々な期待や信頼に応え、温もりや豊かさを実感できる地域社会を築いていくための原動力は、地域力です。

多様な地域づくりを進めるため、自分たちの地域のあり方を自ら考え、決め、実行できる、自主・自立の精神に富んだ地域コミュニティの構築を目指します。

### 戦略1 地域の主体的なコミュニティ活動を応援します

公民館や自治会、町内会をはじめ、各地区の社会福祉協議会、社会教育団体などのコミュニティ組織が、自分たちの地域のあり方を自ら考え、実行できる環境や、市民が気軽にNPOなどの公益活動に参加できる環境の整備を進めます。

#### 【具体的取組み】

- （仮称）室積コミュニティセンターの整備
- 各地区における地域コミュニティ活動の拠点機能の充実
- 地域づくりの中核を担う、新たな地域コミュニティ組織づくりの推進
- 自らの考えやアイデアを活かした地域コミュニティ活動への支援
- 地域づくり支援センターの充実と、自主的・主体的な市民活動の支援
- 市民と行政が対等な立場で取り組む、協働事業の充実

## 2 健やかで確かな安心地域包括ケア創造プロジェクト

### 【推進方針】

本市の高齢化は、全国よりも5年から10年も早いペースで進んでおり、近い将来、市民3人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。

こうした超高齢社会の到来を見据え、本市の2つの市立病院をはじめ、まちの強みを最大限に活用し、高齢者をはじめ市民が住み慣れた地域で幸せに生活できる理想社会の実現を目指します。

### 戦略1 地域包括ケアシステムの構築を進めます

本市の「強み」である2つの市立病院や地域福祉ネットワークなどの有形・無形の資源と、介護や医療、生活支援などに係るサービスを有機的に連動させた、「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

#### 【具体的取組み】

- 介護や医療、生活支援サービスなどが円滑に連携した、包括的・総合的なケアマネジメント体制の構築
- 大和総合病院における慢性期医療や予防医療の充実、回復期リハビリテーション病棟の設置
- 高齢者の権利擁護と認知症支援策の充実
- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域包括ケアシステムを支えるサービス体制の充実
- 高齢者を地域で支える福祉ネットワークの構築

### 3 家庭と地域で包み込む温もり子育て創造プロジェクト

#### 【推進方針】

少子化や核家族化、都市化の進行などを背景に、家庭における親子のふれあいや、地域における交流・体験機会が失われつつあるなど、社会の教育力が問われています。

このため、「おっばい都市宣言」の理念のもと、家庭や地域における養育力を再生するとともに、社会全体で子どもたちのたくましく、心豊かな成長を応援します。

#### 戦略1 家庭の養育力を高めます

教育の原点である家庭の養育力を高めるため、保護者が子育てに夢をもち、豊かなコミュニケーションを図りながら、子どもの健やかな成長を温かく見守ることができ、ゆとりある子育て環境を創出します。

#### 【具体的取組み】

- 妊産婦・乳幼児訪問や各種相談事業など、総合的な母子保健の推進
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発など、子育てと仕事の両立の支援
- 家族の団らんの輪を広げ、ふれあい促進や子育てに関わる負担の軽減、様々な知恵や知識の伝承など、多くの利点が考えられる多世代同居、近居の促進

#### 戦略2 地域の子どもは、地域で育てます

私たちのまちで育つ子どもたちが、ふるさとの自然や文化に親しみながら、志のある大人に成長し、地域や社会を担う一員となるよう、地域社会全体で子どもたちを育てる風土をつくります。

#### 【具体的取組み】

- 放課後子ども教室や留守家庭児童教室（サンホーム）の充実
- コミュニティスクール指定校の拡大
- 保育園、幼稚園を拠点とした地域とのふれあい、交流活動の促進
- 子どもたちの校外活動や地域活動、社会参加機会の充実

#### 4 人と自然が共生するエコロジー生活創造プロジェクト

##### 【推進方針】

自然環境への負荷が増大した結果、地球規模での環境問題が顕著となり、その名のごとくひかり輝く本市の自然環境が脅かされています。

自然と人の営みの共生を目指す「自然敬愛都市」として、かけがえのない故郷の自然を次世代に継承するため、自然エネルギーの導入や資源リサイクルの取組みを充実します。

##### 戦略1 自然エネルギーの導入を加速し、低炭素社会づくりに貢献します

太陽光をはじめとするクリーンな光市産エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギー消費の削減や効率的な使用を進めます。

##### 【具体的取組み】

- 住宅用太陽光発電システム設置への支援
- 公共施設への太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入
- 未利用のエネルギー資源の活用検討
- 省エネ型街路灯への転換など、省エネ製品の導入促進

##### 戦略2 「もったいない」の輪をひろげ、循環型社会づくりに貢献します

無駄を出さない、物を使い切るなど、すべての物を大切にする「もったいない」という日本古来の文化を継承し、ごみの発生抑制、再利用、再資源化というサイクルを徹底するとともに、環境にやさしいライフスタイルの普及を図ります。

##### 【具体的取組み】

- 子どもから高齢者まで、各世代に応じた環境学習の推進
- 家庭用品のリユースを支援する不用品交換システムの充実
- 家庭ごみの約40%を占める生ごみのリサイクルの推進
- 物を大切にする、「もったいない文化」の普及啓発
- エコショップ認定制度の充実など、小売店や事業者が取り組むごみの発生抑制やごみの減量化、再資源化の促進と支援

## 5 地域力で災害を防ぐ安全なまち創造プロジェクト

### 【推進方針】

未曾有の東日本大震災をはじめ、台風や局地的な豪雨に伴う風水害の教訓などから、暮らしの安全・安心を求める声がいへん高まっています。

このため、「安全・安心都市」として、ソフトとハードの両面から、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民生活から様々な危険や不安を排除し、誰もが安全と安心を実感できるまちの実現を目指します。

### 戦略1 地域力を活かした防災・減災を進めます

「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもと、家庭でできる備えや、地域コミュニティでできる対策を支援し、社会全体の防災力、減災力の向上を図ります。

#### 【具体的取組み】

- 地域の自主防災組織の育成と消防団員の確保
- 防災研修、防災訓練の実施
- 災害時要援護者の避難援助対策の確立
- 「地域防災計画」の見直しや、各種防災マニュアルの充実
- 各種ハザードマップの活用と津波ハザードマップの作成の検討

### 戦略2 災害に強いまちをつくります

火災や自然災害の被害を最小限に抑えるため、防災と減災の視点から、災害危険箇所や避難路・避難場所の整備をはじめ、公共施設や学校施設、ライフラインの耐震化を図るなど、災害に強いまちの実現を目指します。

#### 【具体的取組み】

- 災害情報を発信する防災行政無線の整備と消防救急無線デジタル化の推進
- 災害危険個所の点検、整備
- 学校施設やライフラインの耐震化の推進
- 災害時の防災拠点となる市役所本庁舎の耐震診断の実施や、避難所の確保、整備の推進

## 6 里の厨と光の海から始まる活力ある第六次産業創造プロジェクト

### 【推進方針】

従事者の高齢化や後継者不足など、第一次産業を取り巻く環境が厳しさを増す一方、安心できる地場産の食材に対する市民ニーズは日増しに高まっています。

このため、農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、地場産農林水産物の加工や販売による地産地消を推進するとともに、経営基盤の整備や後継者の確保対策などにより、本市の第一次産業を振興します。また、「食」や「農」に「環境・教育・観光」などの視点を有機的に組み合わせた第六次産業化を促進し、まさに活力と賑わいを創出する「新たな価値」を生み出します。

### 戦略1 「里の厨」を中心に、地域農業を活性化します

「里の厨」を中心に地場産農産物の高付加価値化や業務利用を促進し、生産者の収益力の向上や経営の安定化を図るなど、地域農業を活性化します。

#### 【具体的取組み】

- 地産地消の促進による、農産物の消費拡大
- 農産物の学校給食をはじめとした業務利用の促進
- 農産物のブランド化の推進
- 認定農業者やエコファーマー、農業後継者の育成支援
- 全国のモデルとなる次世代型農業生産構造の確立

### 戦略2 光の海が育む資源で、水産業を活性化します

水産資源の保護・管理などにより持続可能な漁場環境を整備し、経営の安定化を図るとともに、次代の水産業を担う就業者の育成を支援し、安全・安心で豊かな水産物の供給を促進します。

#### 【具体的取組み】

- 「つくり育てる漁業」と「資源管理型漁業」による水産資源の保護・管理
- 漁港施設の機能強化
- 地産地消の促進による、水産物の消費拡大
- 水産物のブランド化の推進
- 県や漁協等との連携による新規漁業就業者の育成支援



### 戦略3 「里の厨」で第六次産業化を推進し、新たな活力を生み出します

「里の厨」を中心に、生産から加工、販売に至る一体的な流通販売体制を構築するとともに、「食」や「農」に「環境・教育・観光」などの視点を組み合わせた第六次産業化を推進し、まさに「新たな価値」を生み出します。

#### 【具体的取組み】

- 付加価値の高い商品開発や新たな流通チャンネルの確立など、「里の厨」を中心とした新たな地域活力の創出
- 「里の厨」を活用した障害者の豊かな体験の場づくりや、キャリア形成の支援
- 子どもたちが地域の食文化や農業の役割を学ぶ食農教育の推進
- 季節に応じた様々なイベントの開催や、「食」や「農」を楽しむツーリズムの推進
- 無（減）農薬栽培や堆肥の活用など、環境保全型農業の推進

## 7 コンパクトシティによる快適空間創造プロジェクト

### 【推進方針】

少子高齢化に伴う人口減少や交通結節機能の後退、空き店舗の増加など、地域活力の低下が懸念される岩田駅周辺地区では、将来を見据えた対策が急務となっています。

このため、行政施設やコミュニティ施設、医療・福祉施設など、多様な都市機能がコンパクトに集積するこの地区の特性を活かし、誰もが安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

### 戦略1 誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまちを目指します

J R岩田駅周辺に集積する様々な施設や社会資本の効果的な活用と再編により、生活機能のコンパクトな集約を進めるとともに、地域コミュニティの力を引き出し、誰もが健やかで安心した生活を営むことができるまちの実現を目指します。

### 【具体的取組み】

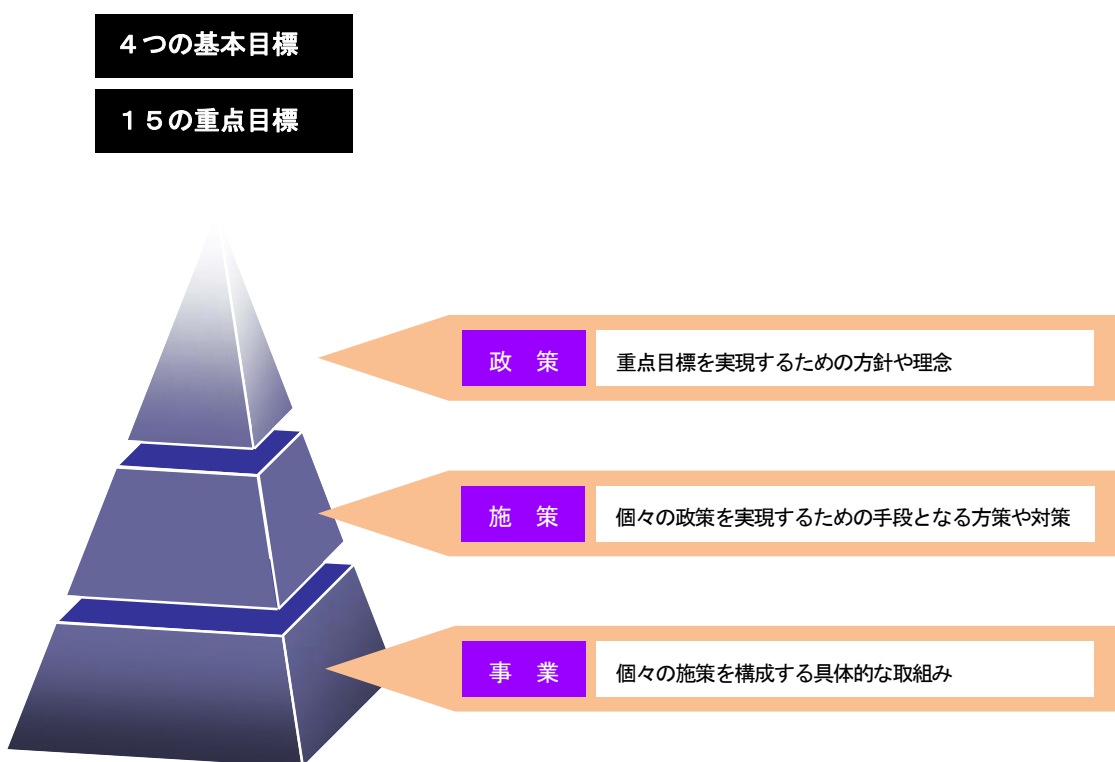
- 大和支所などの公共施設の整備や再配置のあり方等の検討
- 市営溝呂井住宅の非現地建替え
- 道路整備の段差や暗がりの解消など、安心できる居住環境の整備
- 空き店舗等を活用した、地域コミュニティ活動の場の創出
- 大和総合病院の一次医療の確保と、慢性期医療やリハビリを主体とした病院への整備
- J R岩田駅周辺の土地区画整理事業など、良好な住環境のあり方の調査・研究

## 第7章 基本計画各論

基本構想では、都市の将来像を実現するための施策の大綱として、4つの基本目標と15の重点目標を設けています。後期基本計画では、これらの重点目標を実現するためのプログラムを、政策・施策・事業の3つの階層に分けて整理します。

- 政策とは、重点目標を実現するための方針や理念を、大局的な見地から一定の行政分野に沿ってまとめたものです。
- 施策とは、個々の政策を実現するための手段となる方策や対策を表します。政策は複数の施策から構成されており、各施策の目的の達成が、政策の実現につながります。
- 事業とは、個々の施策を構成する具体的な取組みを表します。後期基本計画では、主要な事業に絞って掲載しています。

### 【体系のイメージ】



#### 【主要な事業例】について

- ◎各事業のうち、★印は後期基本計画に新たに掲載する事業、※印は前期基本計画期間内に計画どおり実施できなかったため、後期基本計画に引き継いだ事業を表しています。
- ◎スケジュールを表す矢印のうち、実線は主に継続中や実行段階にあること、破線は主に課題や方向性などについて協議・検討を行う期間であることを表しています。

## 基本目標 I 人と地域で支えあうまち (P61～P92)

重点目標 1	コミュニティで支える地域社会を築くために	(P61～P68)
— 政策 1	協働による地域づくりの推進	P61
— 政策 2	心が通いあう地域コミュニティの仕組みづくり	P64
— 政策 3	多彩なテーマコミュニティの育成	P67
重点目標 2	互いに支えあい健やかに暮らすために	(P69～P86)
— 政策 1	心豊かな多世代共生社会の構築	P69
— 政策 2	心と体の健康づくりの推進	P72
— 政策 3	生き生きと暮らせる高齢社会の実現	P75
— 政策 4	障害者の自立生活の支援	P78
— 政策 5	安心できる医療体制の充実	P81
— 政策 6	暮らしを支える社会保障の充実	P84
重点目標 3	認めあう共生の社会を築くために	(P87～P92)
— 政策 1	人権が尊重された心豊かな地域社会の実現	P87
— 政策 2	認め合う男女共同参画社会の形成	P90

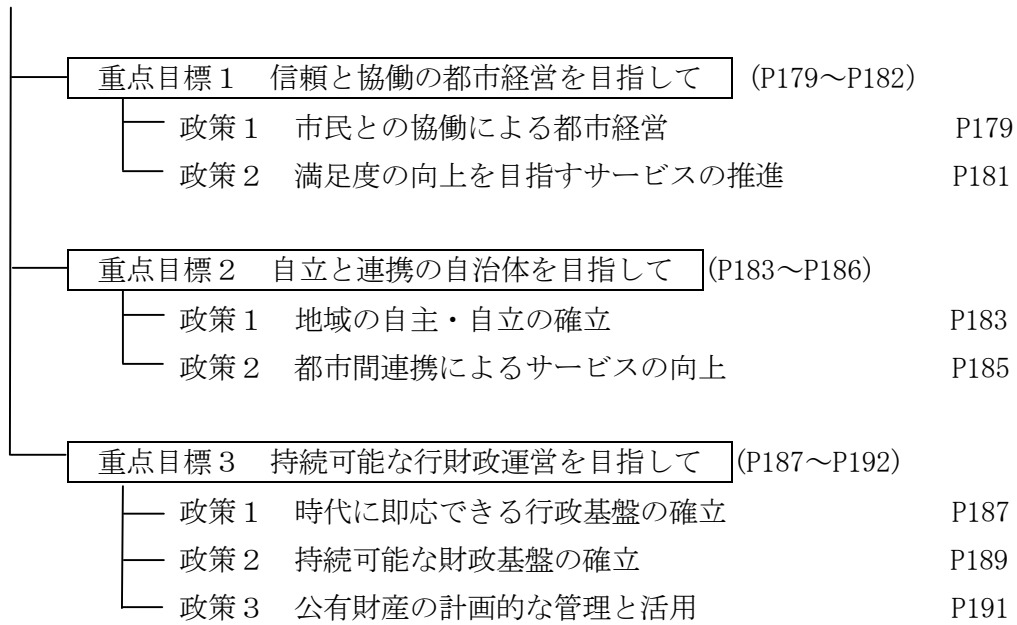
## 基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち（P93～P119）

重点目標1	子どもを生き育てるために	（P93～P106）	
— 政策1	健やかな成長を支える子育て支援の充実		P93
— 政策2	豊かな心を育む保育・幼児教育の充実		P97
— 政策3	生きる力を育む学校教育の推進		P99
— 政策4	特色ある高校・高等教育の推進		P103
— 政策5	社会全体で取り組む青少年の健全育成		P105
重点目標2	彩り豊かな人づくりのために	（P107～P112）	
— 政策1	生き生きとした生涯学習社会の構築		P107
— 政策2	はつらつとした生涯スポーツ社会の構築		P110
重点目標3	かおり高い文化を育てるために	（P113～P116）	
— 政策1	心を潤す芸術・文化活動の振興		P113
— 政策2	郷土愛と誇りを育む地域文化の保存・継承		P115
重点目標4	人の繋がりを広げるために	（P117～P119）	
— 政策1	地域から広がる国際交流・都市間交流の推進		P117

## 基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち（P120～P178）

重点目標1 快適な暮らしを営むために（P120～P134）		
— 政策1	利便性の高い道路網・交通体系の整備	P120
— 政策2	適正な土地利用と良好な都市景観の形成	P123
— 政策3	市民が憩う公園の整備と緑化の推進	P125
— 政策4	快適で潤いのある住宅・住環境の整備	P127
— 政策5	安全でおいしい水の供給	P129
— 政策6	暮らしを彩る地域情報化の推進	P131
— 政策7	住みよい 安心の島づくり	P133
重点目標2 自然を守り育むために（P135～P144）		
— 政策1	あらゆる自然と共生した社会の実現	P135
— 政策2	未来に引き継ぐ低炭素社会の構築	P138
— 政策3	地域から取り組む循環型社会の構築	P140
— 政策4	衛生的な生活環境の確保	P143
重点目標3 安全な暮らしを守るために（P145～P157）		
— 政策1	想定外をも想定した地域防災対策の推進	P145
— 政策2	まちの安全を守る消防・救急体制の充実	P148
— 政策3	暮らしを守る地域安全活動の推進	P151
— 政策4	人最優先の交通安全活動の推進	P154
— 政策5	安心できる消費生活の実現	P156
重点目標4 優れた価値を生み出すために（P158～P173）		
— 政策1	地域資源を活かした農業の振興	P158
— 政策2	地域資源を活かした林業の振興	P161
— 政策3	地域資源を活かした水産業の振興	P164
— 政策4	にぎわいに満ちた商業・サービス業の振興	P166
— 政策5	豊かな生活を支える工業の振興	P169
— 政策6	安心して働ける雇用・就業環境の充実	P172
重点目標5 地域の魅力を活かすために（P174～P178）		
— 政策1	自然や歴史とふれあう観光振興	P174
— 政策2	交流と定住のまちづくり	P177

## 基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営（P179～P192）



## 1 基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち

### 重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

#### 政策1 協働による地域づくりの推進

##### 【現状と課題】

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、国・地方を通じた財政状況の悪化など、地方自治を取り巻く環境が大きく様変わりする中、行政主導によるまちづくりから、市民力・地域力を大きな原動力として市民生活の充実を図る、協働のまちづくりへの転換が進んでいます。

本市では、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に共創・協働の地域づくりに参画できる仕組みを構築するための拠点として、平成19年10月に、地域づくり支援センターを設置するとともに、各地区公民館の自主運営体制への移行や市民活動団体等の相談・支援を推進するなど、多彩な地域活動を促進してきました。

今後は、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、様々な地域課題を自ら解決できる住民自治による地域づくりを推進するとともに、地域活動を担う人材の育成や活動団体のネットワーク化など、多様な市民が活動分野を超えて日常的に交流できる環境の整備が求められています。

##### 【基本方針】

光市民憲章の精神に則り、市民一人ひとりが、地域づくり活動に主体的かつ実践的に参画する協働のまちづくりを推進するとともに、各地区における地域コミュニティ活動の拠点機能の充実を図るなど、地域活動の活性化に向けた環境づくりを推進します。

また、地域づくり支援センターを中心に、様々な団体の市民活動を支援し、地域の活性化を推進します。

##### 【政策展開の方向】

###### (1) 光市民憲章の普及啓発と住民自治の推進

市民憲章の普及啓発を進め、市民一人ひとりの主体的かつ実践的な地域づくり活動への参加を促進するとともに、「(仮称)まちづくり基本条例」などの検討を進め、住民自治の促進に努めます。

###### (2) 協働型まちづくりの展開

市民の主体的なまちづくりへの参画と地域づくりの活性化を図るため、身近な道路や



公園を地域や団体で管理する「アダプト・プログラム(里親制度)」を推進するとともに、「協働事業提案制度」を検討するなど、協働型のまちづくりの具現化に向けた仕組みを構築します。

### **(3) 協働の地域づくり意識の醸成**

市民のまちづくりや地域づくりへの参加を促進するため、広報紙やインターネットなどを活用した情報提供に努めるとともに、施策等の立案段階から地域住民とのワークショップを有効的に活用するなど、市民の参加意欲の醸成と、意見やアイデア等のきめ細かな掘り起こしを行います。

### **(4) 活動しやすい環境の整備**

市民がこれまで以上に、自主的かつ主体的にコミュニティ活動に参加できるよう、公民館等の活動の場を提供するとともに、各地区における地域コミュニティ活動の拠点機能の充実を図るなど、地域活動の活性化に向けた環境づくりを推進します。

また、誰もが安心して活動に参加できるよう、市民活動補償制度などによる支援を図るとともに、地域の課題について協働により解決していくための相談・支援体制の構築に努めます。

### **(5) 市民の多様な活動の支援**

地域づくり支援センターを中心に、市民活動団体等の活動場所を確保するとともに、市民が活動しやすい環境の整備や貸出備品の拡充を図るなど、市民活動の活性化を支援します。

また、団体相互のネットワークや、様々な情報を受発信するためのシステムの充実を図ります。

さらに、市民活動への助言やコーディネートができる人材を育成します。

### **(6) 市民活動等への参加の促進**

市民が気軽に活動に参加できる環境を整えるため、関係機関と連携して、企業や団体に対するボランティア休暇制度などの普及促進を行うとともに、地域社会の一員である、企業の社会貢献活動を促進するための普及啓発及び情報提供を推進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
まちづくり活動に参加している人の割合	30.7%	40.0%
協働事業の数	74件	100件
アダプト・プログラム(里親制度)の参加団体数	10団体	15団体
地域づくり支援センターの年間利用者数	40,607人	45,000人
光市に愛着を持っている人の割合	74.6%	80.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
市民憲章の普及・啓発						文化・生涯学習課
(仮称) まちづくり基本条例※			検討			企画広報課 地域づくり推進課
協働事業提案制度の推進※	検討					地域づくり推進課
アダプト・プログラムの推進						地域づくり推進課 関係各課
協働の地域づくり意識の醸成						地域づくり推進課
公民館等の活動環境づくり						地域づくり推進課 関係各課
市民活動補償制度の実施						地域づくり推進課
相談・支援体制の構築						地域づくり推進課
地域づくり支援センターの充実						地域づくり推進課
ボランティア休暇制度の普及啓発						地域づくり推進課 関係各課

## 政策2 心が通いあう地域コミュニティの仕組みづくり

### 【現状と課題】

都市化、核家族化、高齢世帯の増加などにより、本来、地域社会が持っていた相互扶助の意識が失われつつある一方で、地域の抱える課題やニーズは多様化・複雑化しており、地域コミュニティの中心とも言える自治会活動の拡大や活性化が求められています。

本市の自治会等の数は333団体、加入世帯数も約18,800世帯で、全世帯の約80%に達していますが、自治会への未加入世帯や、いまだ自治会が設立されていない地域もあり、地域住民が主体となった地域コミュニティ組織の確立が課題となっています。

また、地域コミュニティの次のステップとして、地域の特色を活かした活動の活性化や様々な地域課題の解決に向けて、自治会などが連携して取り組む公民館等の運営体制づくりを推進するなど、地域の自治機能を高めていく必要があります。

一方、牛島や農山村地域の一部などの中山間地域では、過疎化や高齢化などにより、地域の自治機能の維持が困難となることが懸念されています。

### 【基本方針】

子どもからお年寄りまで、多様な世代が参加・交流する自立と連帯による地域コミュニティを育成することにより、支えあいとふれあいの心に満ちた温かな地域社会を構築します。

また、各地区における地域コミュニティ組織の機能強化を推進するとともに、地域住民や各種団体が主体的に活動できる環境の整備に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) ご近所意識の醸成と自治会の活性化

暮らしの中の様々な課題に対して、隣近所の住民が力をあわせ、互いに助けあい、「ご近所の底力」が発揮できるよう、日常生活におけるふれあいの促進とご近所意識の醸成を図ります。

また、日常生活における支えあいとふれあいの核として、今後のまちづくりの原動力となる自治会等の組織化と加入促進への支援に努めます。

#### (2) 地域コミュニティ活動への支援

地域コミュニティが抱える様々な課題の解決や自主的な活動を支援するための施設と

して、「(仮称) 室積コミュニティセンター」を整備します。

また、地域づくりの中核を担う新たな地域コミュニティ組織づくりを進めるとともに、生涯学習、地域福祉、環境保全などの分野間での連携を密にし、総合的な観点から市民が自らの考えやアイデアを活かして取り組む地域コミュニティ活動を支援します。

さらに、地域コミュニティ活動の活性化に向けた学習機会の提供や、市広報やホームページ等による積極的な情報の提供、さらには、活動場所となる施設の有効活用と充実に努めます。

### (3) 地域コミュニティを担う人材の育成

市民の自主的な地域コミュニティ活動を促進するため、地域活動に対する相談体制の充実や地域の問題解決が図れるリーダーの育成に努めます。

また、豊富な知識や技術、経験を有する「団塊世代」をはじめとしたシニア世代が、自主的かつ主体的に地域活動に参加できる環境の整備を進めるとともに、公民館を中心に、郷土の歴史や文化など総合的なふるさと学習の機会を提供します。

### (4) 公民館等の運営体制の確立

地域の活動拠点である公民館の整備充実を図るとともに、各地域の特色を活かした活動の活性化や課題の解決に向けて、自治会などが連携して取り組む持続可能な運営体制づくりを支援します。

### (5) コミュニティの活性化による周辺地域の振興

中山間地域における集落機能の低下を防ぐため、個々の実情に応じた地域コミュニティの育成と、周辺の集落との連携による持続的な地域づくりが可能となるコミュニティの仕組みづくりを促進します。

また、多様で個性あふれる地域の特性を活かした地域づくりを促進するとともに、都市部に暮らす人々との交流を推進します。

## 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①自治会加入率 (自治会加入世帯数/総世帯数)	83.4%	90.0%
②自治会や公民館活動に参加している人の割合	66.4%	80.0%
③「地域コミュニティ活動の支援」に関する満足度	15.2%	30.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
自治会の組織化と加入促進						地域づくり推進課
★コミュニティ推進基本方針	策定					地域づくり推進課
★新たな地域コミュニティづくりの推進						地域づくり推進課
地域コミュニティ活動への支援						地域づくり推進課
地域コミュニティを担う人材の育成						地域づくり推進課 関係各課
公民館自主運営の支援						地域づくり推進課
ふるさと学習の展開						文化・生涯学習課
岩田駅周辺地区の整備	計画策定等					都市整備課 関係各課
中山間地域対策の推進						企画広報課 関係各課
(仮称) 室積コミュニティセンターの整備	計画策定等	整備工事等				地域づくり推進課

### 政策3 多彩なテーマコミュニティの育成

#### 【現状と課題】

行政だけでは実施が困難な領域を、市民やNPO、企業等が協働で関わる「新しい公共」の大きな担い手として、特定の課題をテーマに地域活動に取り組むテーマコミュニティへの期待が高まっています。

本市における市民活動やボランティア活動は、福祉、教育、まちづくり、子どもの健全育成、ICT関係など様々な分野に広がりを見せています。こうした中、地域づくり支援センターや社会福祉協議会を中心に、様々な市民活動団体が活発な活動を展開しており、平成21年には「ひかり市民活動協議会」が結成されるなど、団体相互の連携や強化を図るための基盤も整いつつあります。

今後は、場所・人材・情報・資金などの活動資源が、団体に提供される仕組みづくりに努めるとともに、一部の固定化した参加者だけでなく、幅広い市民の活動への参画を求めていく必要があります。さらに、「新しい公共」への公的サービスの開放等についても方向性を検討する必要があります。

#### 【基本方針】

行政のみで対応が困難な様々な課題や市民ニーズに対応していくため、新たな市民サービスの担い手として、テーマコミュニティの育成と参加を促進するとともに、様々な情報の提供や活動しやすい環境づくりを推進します。

また、市民の能力や個性を活かせる市民活動への参加を促進するとともに、より幅広い層からの参加が得られるよう、市民意識を醸成します。

#### 【政策展開の方向】

##### (1) ボランティア意識の醸成

地域におけるボランティアの心を育み、市民一人ひとりが自らの能力と個性を発揮し、主体的にボランティア活動などに参加することができるよう、積極的な情報提供や参加意識の啓発に努めます。

また、次世代を担う子どもたちが、ボランティア活動等への理解を深められるよう、体験学習などの機会を充実し、意識の醸成を図ります。

##### (2) テーマコミュニティ活動の活性化

ボランティアやNPO活動などの社会参加活動が活発化するよう、自主性、主体性を

尊重しながら、必要に応じてNPO法人化への支援や、テーマコミュニティ活動への助言等を行うとともに、人材の育成や確保などに努めます。

また、民間も含めた資金助成に関する情報の集約に努めるなど、活動資金についての相談・情報提供機能の充実を図ります。

さらに、「ひかり市民活動協議会」を中心に、市民とのネットワークを形成し、交流の場づくりに取り組みます。

### (3) テーマコミュニティによる公的サービスの提供

様々な公的サービスを効率的に提供するため、行政が直接実施するよりも、効率的かつ効果的な事業実施が期待できるサービスについては、テーマコミュニティなど「新しい公共」への開放を推進するとともに、テーマコミュニティなどが公的サービスに参画しやすい仕組みを構築します。

また、地域資源を活かした新たなコミュニティビジネスの事業化に向けた支援を行います。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①NPO法人の数	14 団体	30 団体
②市民活動団体の登録数	74 団体	100 団体
③「市民団体やNPOの育成」に関する満足度	12.8%	20.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
NPO など社会貢献活動の促進						地域づくり推進課
ボランティア教育の促進						地域づくり推進課 関係各課
相談・支援体制の構築						地域づくり推進課 関係各課
コミュニティビジネスの事業化支援※	検討					地域づくり推進課 商工観光課
地域や団体間のネットワークの構築						地域づくり推進課
市民活動情報提供システムの充実						地域づくり推進課

## **重点目標 2 互いに支えあい健やかに暮らすために**

### **政策 1 心豊かな多世代共生社会の構築**

#### **【現状と課題】**

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などにより、家庭や地域が相互に支え、助けあう相互扶助の機能が脆弱化するとともに、多くの福祉サービスの利用が措置制度から契約制度に移行されるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、本市では、社会福祉協議会や市民団体等と連携を図り、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちの実現に努めてきましたが、地域には公的な福祉サービスだけでは対応が難しい様々な生活課題があることから、今後は、互助・共助の精神のもと、地域の人々が地域福祉を自分自身の問題として捉え、多様な世代間で支えあい、助けあえる地域社会の実現が求められています。

また、超高齢社会の到来した今日、日常生活の様々な場面における障壁をなくすため、ユニバーサルデザインによるまちづくりが必要となっています。

#### **【基本方針】**

社会福祉協議会と共同で策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、自助・互助・共助・公助の調和を図りながら、住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる助けあい、支えあいのまちづくりを推進します。

また、地域福祉を担う人材の育成確保や資質向上に努めるとともに、全ての人々が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

#### **【政策展開の方向】**

##### **(1) 地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化**

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域の自治組織や団体、社会福祉協議会など、地域全体が一体となった地域福祉のネットワークを形成し、住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる助けあい、支えあいのまちづくりを推進します。

また、総合福祉センター「あいぱーく光」を中心に、保健・福祉・医療など、様々なサービス間の連携・調整機能を強化することにより、市民一人ひとりの多様なニーズに対応できるワンストップ相談窓口体制及びサービス提供体制の整備充実に努めます。



## (2) 多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成

性別や年齢、障害の有無を超えたふれあいや交流を促進することにより、多様な世代が助けあい、支えあう多世代共生社会を形成します。

また、福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーションの普及やボランティア活動に関する情報提供を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の推進とスポーツや趣味活動等を通じた障害者や高齢者等とのふれあい交流を促進します。

## (3) 福祉ボランティアの育成

保健・福祉・医療に関するニーズや制度の多様化・複雑化に対応するため、社会福祉協議会等との連携を図りながら、ボランティアセンターを中心に、研修の充実や研修機会の拡大、さらにはボランティアコーディネーターの養成等を進め、資質の向上と人材の育成確保に努めます。

また、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険の加入促進に努めるとともに、若い世代や団塊の世代など、多様な人材に活動の輪を広げ、ボランティア活動の活性化を促進します。

## (4) 誰もが暮らしやすい地域社会づくり

全ての市民が安心して日常生活や社会活動ができるよう、歩道等の段差の解消をはじめ、公共施設はもとより民間の公共的施設についてもスロープ等の設置を促進するなど、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①福祉ボランティアの登録者数 (1万人あたり)	410.3人	420人
②福祉ボランティアに参加している人の割合	12.6%	25.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
保健・福祉・医療サービスの連携・充実						社会福祉課 関係各課
総合相談体制の充実と情報提供						社会福祉課 関係各課
地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進						社会福祉課
地域福祉活動の充実						社会福祉課
多様な世代間のふれあい交流の促進						社会福祉課 関係各課
福祉ボランティアの育成						社会福祉課
ユニバーサルデザインのまちづくり※	現況調査 					社会福祉課 関係各課

## 政策2 心と体の健康づくりの推進

### 【現状と課題】

高齢化の急速な進行や食生活を中心とした生活様式の変化などに伴い、医療や介護を必要とする人々が増加し、それに伴う社会的負担が増大しており、健全な生活習慣の確立による健康増進・疾病予防や疾病の早期発見・早期治療に向けた意識の醸成が求められています。

こうした中、本市では、「健康増進計画」に基づき、市民のライフステージに応じた健康づくりの推進や各種健診の計画的な実施に努めていますが、健全な生活習慣の確立をはじめ、疾病の早期発見・早期治療に向けた健診受診率の向上対策、心の健康づくり対策、新型インフルエンザ等の新たな感染症への対策など、総合的な地域保健体制の充実を図るため、光市医師会や光市歯科医師会などの関係機関との連携により、保健体制のさらなる充実強化に努めるとともに、市民の主体的な健康づくり活動を推進する必要があります。

また、命の源である「食」の重要性を強く認識し、家庭や学校、地域等との連携のもと、ライフステージに応じた食育の総合的かつ計画的な推進に努める必要があります。

### 【基本方針】

市民が生涯を通じて健康で快適な生活が送れるよう、関係機関との連携のもと、社会変化に対応できる総合的な保健体制の整備充実を図ります。

また、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、三島温泉健康交流施設の有効活用や各種健康教育・相談の充実、幅広い食育の推進など、多様な観点からの健康づくりを推進します。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 総合的な保健体制の強化

周南健康福祉センターや光市医師会、光市歯科医師会との連携のもと、総合的な保健体制を強化するとともに、地域で活動する組織の育成や市民主体の健康づくり活動への支援に努めます。

また、保健・福祉・医療施策を総合的に推進するとともに、乳幼児から高齢者まで、全てのライフステージに応じたサービスが提供できる地域保健体制の強化を図ります。

## (2) 健康づくり運動の推進

「健康増進計画」に基づき、個人・家庭・地域と関係団体や学校・職場・行政とが連携・協力して、市民の主体的な健康管理・健康づくり運動を推進します。

また、生活習慣病などの疾患や、健康づくりに関する知識の普及啓発に努めるとともに、様々な機会を通じて健康づくりに関する情報提供を行います。

## (3) 総合的な食育の推進

命の源である「食」を通じて、生涯にわたる健全な心身と豊かな人間性を育むため、「食育推進計画」に基づき、家庭や学校、地域等との連携・協力のもと、市民のライフステージに応じた食育の総合的かつ計画的な推進に努めます。

## (4) 疾病の予防と早期発見

糖尿病やがん、心臓病といった生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見・早期治療に向けて、健康教育、健康相談や、各種がん検診、歯科健診など各種保健事業の充実強化を図るとともに、疾病予防や各種健診受診率向上に向けた市民の意識啓発に努めます。

また、感染症や疾病の重篤化防止のため、計画的な予防接種を実施します。

## (5) 三島温泉健康交流施設の整備と有効活用

三島温泉健康交流施設を活用して、多様な観点からの健康づくりを進め、市民の福祉の向上と健康増進を図るとともに、より多くの人々の利用を促進するために交流事業を推進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①三大生活習慣病による死亡率 (人口10万人あたり) (近況値は「H21 山口県健康づくりマップ」掲載数値)	男 352.2 人 女 149.5 人	県平均以下
②普段から健康に心がけている人の割合	88.6%	95.0%
③「健康づくりの推進」に関する満足度	39.2%	50.0%
④三島温泉交流施設利用者数	—	70,000 人
⑤「食育」に関心がある人 (近況値は「H22 健康・食育に関するアンケート」数値)	61.8%	90.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
保健サービスの充実	→					健康増進課
地域活動組織の育成や自主的活動の支援	→					健康増進課
健康増進計画に基づく健康づくりの推進	→					健康増進課
健康ウォーキングの推進	→					健康増進課
心の健康に関する施策の充実	→					健康増進課
食育推進計画に基づく食育の推進	→					健康増進課
各種健診の推進	→					健康増進課 関係各課
予防接種の推進	→					健康増進課
三島温泉健康交流施設の整備と利用促進	整備工事等 →	利用促進 →				社会福祉課 関係各課

### 政策3 生き生きと暮らせる高齢社会の実現

#### 【現状と課題】

本市の高齢化率は28.5%（平成22年国勢調査）と全国平均を大きく上回っており、今後、団塊の世代の高齢化とともに、全国を5年から10年上回るスピードで推移し、平成27年には33.4%に達すると推計されます。

本市では、高齢者の充実した生活を実現するため、介護予防を重視したサービスの推進や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターを中心とした総合的な相談体制の整備など、介護保険制度の趣旨に沿った取組みを進めてきましたが、急速な高齢化に伴う社会保障制度などへの深刻な影響が懸念される中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる社会を実現するためには、自助・互助・共助と公助の適切な役割分担のもと、様々な制度やサービスと地域資源を有機的かつ包括的に連携させる地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

また、高齢者が生きがいをもって充実した生活を送れるよう、豊富な知識、経験、技能を活かして生き生きと活躍できる生涯現役社会づくりが求められています。

#### 【基本方針】

高齢者の充実した生活を創造するため、介護予防や健康づくりに積極的に取り組むとともに、高齢者の生涯現役社会づくりの推進や生活環境の整備に努めます。

また、「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスの充実や地域における高齢者支援体制の整備を推進します。

#### 【政策展開の方向】

##### （1）地域包括ケアシステムの構築

高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で幸せに暮らせる社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、介護や医療、生活支援などのサービスが円滑に連携した地域包括ケアシステムと適正なケアマネジメント体制の構築を図ります。

また、多様化する介護福祉ニーズに対応できるサービス体制の充実を図ります。

##### （2）介護予防対策の推進

生活機能の維持・向上のため、各公民館など身近な地域で健康体操などの健康づくり

を推進します。

また、認知症に伴う心身両面からの機能低下の早期発見及び悪化予防を重点目的とした福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関との連携により、状態に応じた継続的かつ効果的な介護予防対策を展開します。

### （３）高齢者支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関が有機的に連携を持ち、あらゆる相談に対応できるワンストップ相談窓口としての体制と、地域で高齢者を支えるネットワークやサービス体制の構築に努めます。

また、市民や地域との連携・協力により、認知症高齢者の支援対策の拡充を図るとともに、成年後見制度など権利を擁護する事業の周知や利用促進を支援します。

### （４）介護サービスの充実

要支援者の身体状態を維持・改善するための介護予防サービスを推進するとともに、介護の必要な高齢者が、本人や家族の希望に応じて様々なサービスが受けられるよう、サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度の適正な運営のため、介護給付に要する費用の適正化を進めるなど、利用者に合った介護サービスの円滑な提供に努めます。

### （５）生涯現役社会づくりの推進と生活環境の整備

豊かな経験や知識を有している高齢者が、地域社会の担い手として、地域づくりやボランティア活動、さらには起業活動など、生きがいを持ちながら、積極的かつ有意義な人生を送れるよう、社会参加を支援するとともに、老人クラブ等への活動支援などにより、活力あるまちづくりを推進します。

また、理学療法士、建築技術職員など関係機関との連携のもと、個々のニーズに応じた住宅改修への指導や助言を行うなど、暮らしやすい生活環境の向上に努めます。

## 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①「高齢者福祉対策」に関する満足度	28.6%	30.0%
②老人クラブの会員数	3,816人	4,700人
③認知症サポーターの数	2,954人	6,000人

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★地域包括ケアシステムの構築	→					高齢者支援課 関係各課
高齢者の健康づくりの推進	→					健康増進課
介護予防・認知症予防対策の推進	→					高齢者支援課 関係各課
高齢者への相談支援体制の充実	→					高齢者支援課
離島における支援施策の充実	→					高齢者支援課
権利擁護の視点に立った支援体制の確立	→					高齢者支援課
介護保険サービスの充実	→					高齢者支援課
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	→					高齢者支援課 健康増進課
高齢者の社会参加と就労の促進	→					高齢者支援課 関係各課
高齢者の居住関係施策の推進	→					高齢者支援課 関係各課



## 政策4 障害者の自立生活の支援

### 【現状と課題】

少子高齢化や市民の生活様式が多様化する中、障害者や家族介護者の高齢化、障害の重度・重複化など、障害者やその家族を取り巻く環境も変化しています。

国では、平成18年4月に障害者自立支援法を施行し、障害者の自立支援に向けた取り組みが進められてきましたが、その後、障害者基本法の改正や、障害者自立支援法に代わる「(仮称)障害者総合福祉法」の制定の動きが始まるなど、障害者福祉制度は大きな転換期を迎えています。

本市では、平成19年3月に「障害者福祉基本計画」を策定し、障害者を社会全体で支援する体制づくりを進めてきましたが、国の新たな動向を注視しつつ、引き続き、障害の有無に関わらず全ての人が個人として尊重され、地域の中で共に助けあい、平等に活動できるよう、社会生活上の様々な障壁（バリア）を取り除き、障害者の社会参加を促進する必要があります。

また、多様な選択肢のある社会となるよう、保健・医療、教育、雇用とも連携した、総合的な施策の推進が求められています。

### 【基本方針】

障害のある人が一人の人間として尊重され、自己の能力を發揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者を社会全体で支えるまちづくりを推進します。

また、障害者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、障害者のニーズに即したサービスや相談支援体制の充実に努めるとともに、障害者福祉に対する理解を深めるため、市民への的確な情報提供や福祉教育の充実に図ります。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 障害者福祉に対する市民意識の醸成

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」という2つの理念のもと、市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深め、障害のある人が社会の一員として積極的に活動できる社会環境をつくるため、市民への正確な情報提供と福祉教育の充実に図ります。

## (2) 自立と社会参加の支援と支えあい

各種社会活動やスポーツ・レクリエーション活動等における交流機会の充実を図るとともに、関係機関及び民間事業所等との連携を深めながら、障害者雇用の拡充に努めるなど、障害者の積極的な社会参加と市民全体での支えあいを促進します。

また、農業振興拠点施設「里の厨」を活用し、障害者の自然体験や農業体験を支援します。

## (3) 障害者福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、国の動向を注視しながら、訪問系や日中活動系のサービスなど、障害者のニーズに即したサービスの提供体制の確保・充実に努めるとともに、相談体制や学習機会の充実を図ります。

また、重度障害者の就労や社会参加の場として、老朽化が進む障害者（児）地域支援施設の整備について検討します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①障害者雇用率	1.98%	2.0%
②「障害者福祉対策」に関する満足度	24.7%	30.0%
③障害者（児）を支援したことがある人の割合	27.3%	40.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
制度の周知と市民意識を高める広報・啓発活動						社会福祉課
障害者保健福祉サービスの充実						社会福祉課
障害者の自立と社会参加の促進						社会福祉課
★「里の厨」を活用した自然体験や農業体験の促進						農業耕地課 社会福祉課
障害児者家族サポート事業の推進						社会福祉課
学校教育における福祉教育の実施						学校教育課
交流機会の充実と支えあいの促進						社会福祉課
障害者の雇用の促進						社会福祉課 関係各課
相談支援体制の充実						社会福祉課
サービス提供体制の確保・充実						社会福祉課
障害者福祉基本計画の推進						社会福祉課
障害福祉計画の推進						社会福祉課
★障害者（児）地域支援施設の整備	検討					社会福祉課

## 政策5 安心できる医療体制の充実

### 【現状と課題】

少子高齢化の急速な進行や生活習慣病・慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化に伴い、医療需要はますます多様化するとともに量的拡大から質的充実へと変化しています。

一方、厳しい財政状況に加えて、国の医療費抑制政策、新臨床研修医制度に伴う医師不足や偏在化など、公立病院の経営環境は厳しさを増しており、病院経営の健全化と市民ニーズに対応できる医療サービスの確保の両立が大きな課題となっています。

こうした中、本市では、将来的な医療需要の見通しを踏まえて、光総合病院を急性期医療を担う病院に、大和総合病院を慢性期医療や回復期リハビリ医療及び大和地域の一次医療を担う病院にそれぞれ機能分化し、両病院の連携により市全体の医療提供体制の充実を図るという方向性を打ち出しました。

このため、今後は、両病院の機能分化を計画的に推進するとともに、医師確保や経費削減による経営基盤の強化に努める必要があります。また、関係機関等との連携のもと、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営など地域医療体制の充実強化が求められています。

### 【基本方針】

市民が安心して、いつでも必要なときに適切な医療サービスを受けることができるよう、医師会など関係機関との連携による地域医療体制や救急医療体制の充実を図ります。

地域医療の基幹病院として、今後の医療需要に対応できる安定した医療サービスを提供するため、2つの病院の機能分化に必要な施設改修や人員配置を計画的に進めるとともに、病院経営の健全化に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 地域医療体制の充実

光市医師会や光市歯科医師会、医療機関、関係団体等との連携の強化に加えて、かかりつけ医の推進や病診連携の促進等により、疾病予防やリハビリテーションを含めた適切な医療を受けられる体制づくりに努めます。

また、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営、大和地域における一次医療の確保など、包括的な地域医療体制の充実を図ります。

## (2) 市立病院の充実

「病院事業改革プラン」に基づき、様々な角度から経営効率化策を進め、病院経営の安定化を図ります。

また、地域医療の基幹病院として、今後の医療需要に対応できる安定した医療サービスを提供するため、「光市立病院再編計画」に基づき、2つの病院の機能分化に必要な施設改修や人員配置を計画的に進めるとともに、医師の継続的な確保に努めます。

さらに、光総合病院については、本市の二次医療の拠点として、急性期医療の確保に必要な機能や施設の方向性を検討します。一方、大和総合病院では、回復期リハビリテーション病棟を開設するとともに、健診機能の充実強化に努めます。

## (3) 救急医療体制の充実

光市医師会や関係医療機関などとの連携を強化し、休日夜間医療体制の充実に努めるとともに、大規模災害発生時における災害救急体制の確立に努めます。

また、光市医師会や三次医療機関との緊密な連携のもと、二次救急医療機関としての光総合病院の機能強化に努めるとともに、小児救急医療体制については、引き続き、周南医療圏での一体的な体制強化に努めます。

## (4) 高齢化に対応した医療体制の充実

急速に進む高齢化に伴い増加が見込まれる慢性期疾患の患者に対応するため、大和総合病院における慢性期医療機能の整備充実に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①小児科医の数	6人	増加
②「地域医療対策の充実」に関する満足度	34.5%	40.0%
③医師・歯科医師数	119人	維持
④医療施設数	66か所	維持
⑤市立病院における診療所等からの紹介率	光 32.2% 大和 21.0%	光 40.0% 大和 25.0%
⑥市立病院全病床利用率	光 69.0% 大和 45.0%	光 70.0% 大和 80.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
かかりつけ医の推進など包括的地域医療体制の充実						健康増進課
休日診療所の円滑な運営						健康増進課
牛島診療所の医療の確保						健康増進課 病院局
休日夜間救急診療体制の充実						病院局
小児救急体制の充実						健康増進課 病院局
医師の確保と高度医療機器の充実						病院局
病院経営の安定化						病院局
両市立病院の連携の強化						病院局
★光総合病院の急性期医療機能・施設の整備充実	検討					病院局
★大和総合病院の慢性期医療機能の整備充実						病院局

## 政策6 暮らしを支える社会保障の充実

### 【現状と課題】

景気の低迷など昨今の社会経済情勢を反映し、生活保護に係る相談が増加する中、低所得世帯の健康で文化的な最低限の生活を保障するため、適正な生活支援と早期の自立・更生を図ることが必要となっています。

また、急速な少子高齢化の進行により、わが国の人口構造が変化し、働く世代の社会負担の増大が見込まれる中、国民健康保険、国民年金、介護保険などの社会保険制度全般において、安定的な運営が困難となりつつあります。このため、引き続き、事業の充実や制度の長期的安定を図り、安心できる市民生活を支援していくことが必要です。

さらに、増大する医療費に対応できる制度へと見直しが検討されている高齢者医療制度については、世代間で格差のない公平な負担となるよう適正な運営が求められています。

### 【基本方針】

要保護世帯の生活の安定を図るとともに、就労支援や他制度の活用を促進し、自立を支援します。

また、すべての市民が健康で文化的な生活を送るため、各制度への理解と認識を高め、国民年金では加入を促進するとともに、医療・介護では健康づくりや介護予防などの事前予防を促進し、市民生活を支える基礎となる社会保険制度の安定した運営を推進します。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 公的扶助の充実

低所得者の生活の自立を支援するため、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図り、援護を必要とする世帯の生活実態の把握に努めることにより、生活保護の適正な実施と、就労の促進や各種制度の有効活用等により、保護世帯の自立を促進します。

#### (2) 国民年金制度の円滑な実施

国民年金制度についての趣旨の普及と理解を深めるため、年金事務所と連携を図りながら、広報や窓口相談等による未加入者の解消や受給権の確保に努め、制度の安定的な運営を推進します。

### (3) 国民健康保険制度の適正な運営

国民健康保険の制度や事業等について、一層の周知に努め、理解を深めることで事業の円滑な運営を推進します。

また、生活習慣病予防のための特定健康診査及び健診結果に基づく特定保健指導に積極的に取り組むとともに、医療費通知などを通じた市民への意識啓発やレセプト点検の徹底による医療費の適正化を図り、さらに、収納率向上対策を強化するなど、事業の安定運営に努めます。

### (4) 後期高齢者医療制度の円滑な実施

制度の運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、きめ細かな窓口業務を推進するとともに、収納率及び健康診査受診率の向上に努めます。

また、現在検討が進められている新たな高齢者医療制度の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、適切な準備や市民への情報提供の徹底に努めます。

### (5) 介護保険制度の充実

高齢者等に対する制度の一層の理解の促進と相談体制の充実に努めるとともに、介護予防の推進や介護サービス基盤の強化により、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、多様なサービスの提供を促進します。

また、要介護認定や給付、保険料の徴収など、適正な事業実施を推進するとともに、安定的制度運営に向けて介護予防対策や収納率向上対策の強化に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①国民健康保険税の収納率	73.1%	
②国民健康保険口座振替利用率	41.9%	48.0%
③介護保険料の収納率	97.2%	



【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
生活保護の適正実施と相談体制の充実	→					社会福祉課
生活保護世帯の早期の自立と更生への支援	→					社会福祉課
国民年金加入促進・納付対策の充実	→					市民課
国民健康保険制度の充実	→					市民課
後期高齢者医療制度の円滑な運営	→					市民課
介護保険事業の円滑・適正な推進と安定運営	→					高齢者支援課

### **重点目標3 認めあう共生の社会を築くために**

#### **政策1 人権が尊重された心豊かな地域社会の実現**

##### **【現状と課題】**

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日、すべての人々の人権が尊重され、心豊かで思いやりに溢れた市民生活を実現するためには、一人ひとりの心豊かな人権感覚や人権意識を醸成し、差別のない明るい地域社会を構築していくことが求められています。

一方、国際化や情報化の進展、さらには少子高齢化に伴う家族形態や地域社会の変化により、人権問題は一段と複雑化するとともに、新たな課題も顕在化しており、行政や学校、職場、地域など市民一人ひとりが自らの問題として、さらなる取組みを進めていくことが必要です。

こうした中、本市では、人権施策推進審議会や人権教育推進協議会などの関係機関と連携を図りながら、あらゆる行政分野で人権尊重の視点に立った施策の推進に努めてきましたが、引き続き、平成22年に策定した「人権施策推進指針」の理念を踏まえ、市民一人ひとりの豊かな人権感覚や人権意識の高揚を図るとともに、市民や地域と行政が一体となった人権施策を推進する必要があります。

##### **【基本方針】**

「人権施策推進指針」の理念を踏まえ、あらゆる分野で「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指した人権施策を総合的に推進します。

また、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、学校をはじめ、様々な場面での人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するとともに、市民一人ひとりを大切にするまちづくりを目指し、市民と行政が一体となった人権擁護活動を推進します。

##### **【政策展開の方向】**

###### **(1) 人権施策の推進体制の整備充実**

「人権施策推進指針」に基づき、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた施策を推進します。

また、市民、団体、事業者等と行政がともに考え行動していくため、人権施策推進審議会や人権教育推進協議会など関係機関と連携を図りながら、推進体制の充実・強化に努めます。

## (2) 学校における人権教育の推進

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して、人権尊重の視点に立った指導の充実を図り、一人ひとりを大切にす教育を組織的、継続的に推進します。

また、一人ひとりの個性の違いやその良さを認め、他人も尊重できる人間関係を構築するための教育の環境づくりに努めるとともに、家庭や地域社会と連携し、相互に補完しながら人権教育を推進します。

## (3) 地域における人権教育の推進

地域社会全体の人権意識の高揚を目指し、関係機関等との連携により、各種講演会や研修会の開催など、地域における学習機会の充実を図ります。

また、人権に関わる関係各課や関係機関との連携を図りながら、基本的人権の尊重の精神を育む教育・啓発活動を進めるとともに、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を構築するため、市民の自主的な学習や交流活動を支援します。

## (4) 人権擁護活動の推進

女性や子ども、高齢者、障害者などの人権に関する相談窓口の充実や相談員の資質向上など、人権救済に向けた体制づくりを推進します。

また、人権意識の高揚を図るため、人権擁護機関等と連携しながら、人権擁護の推進のための啓発活動や広報活動を推進します。

## (5) 指導者の育成

人権問題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めるとともに、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、学習機会の充実に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①人権教育・啓発事業参加者数	2,631 人	2,800 人

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
学校における人権教育の実施	▶					学校教育課 人権教育課
講演会や研修会の実施	▶					人権教育課 人権推進課
教育集会所等を拠点とした地域における人権教育・啓発の充実	▶					人権教育課 人権推進課
人権施策推進審議会との連携による推進体制の充実・強化	▶					人権推進課
人権施策推進指針の推進	▶					人権推進課
相談事業の実施	▶					人権推進課 人権教育課
人権教育の指導者の確保	▶					人権推進課 人権教育課

## 政策2 認めあう男女共同参画社会の形成

### 【現状と課題】

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、誰もが性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められていますが、今なお家庭や地域、職場、学校など日常の様々な場面で、古くからの男女の固定的な役割分担意識や女性の能力・適性に関する偏見が根強く残っていることは否めません。

こうした中、国においては、平成22年12月に、基本法制定後10年間の反省などを踏まえた「第三次男女共同参画基本計画」を策定し、翌23年3月には県の基本計画の改定も行われました。

本市では、平成18年度に策定した「男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めてきましたが、配偶者からの暴力（DV）や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など新たな課題も山積しており、市民意識の醸成と併せて、男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる施策の計画的な推進が急務となっています。

### 【基本方針】

女性も男性も社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、その能力を十分に発揮しながら、多様な選択肢の中で自己実現できる社会の実現を目指して、各種審議会など政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

また、人権尊重の視点から、家庭、地域、職場などにおける男女平等意識の醸成や、配偶者等からの暴力を許さない環境づくりに努めます。

### 【政策展開の方向】

#### （1）男女平等意識の確立

社会通念やしきたりの中での男女の固定的な役割分担意識の改革や、正しい知識を身につけてもらうため、学習・実践機会の充実や周知・啓発活動を進め、市民の男女平等意識を確立します。

#### （2）男女共同参画の推進

男女がともに個性と能力を発揮できる社会を実現するため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、市民、企業、団体などの関係機関と連携を図りながら、

女性の人権に配慮した地域社会づくりを促進します。

また、光市男女共同参画推進ネットワークを足掛かりに、市民による自主的・主体的な活動を促進します。

### (3) 配偶者からの暴力(DV)等への対応

職場におけるセクシャルハラスメントやDVなどの根絶に向けた周知・啓発活動を進めるとともに、被害者に対する相談機能の充実など、DV被害者が自立できるよう、支援します。

### (4) ワーク・ライフ・バランスの普及促進

働く女性の増加に伴い、ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する広報・啓発活動や、子育てや介護などを男女がともに担う環境づくりに努めます。

また、働き方の見直しなどを通じて男性の家事・育児参加を促進します。

## 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①審議会などへの女性登用率	22.4%	40.0%
②「男女共同参画の推進」に関する満足度	13.6%	30.0%
③男女が平等だと思っている人の割合	43.5%	60.0%
④性別による固定的役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方)を肯定する人の割合	29.2%	27.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
男女共同参画に関する情報提供と啓発						人権推進課
男女共同参画基本計画の推進	次期計画策定 					人権推進課
家庭生活における男女共同参画の促進						人権推進課
男女共同参画推進ネットワークによる取組みの推進						人権推進課
庁内推進体制の充実						人権推進課 関係各課
各種審議会等、意思決定過程への女性の参画の推進						人権推進課 関係各課
事業所等での男女共同参画の推進						人権推進課
配偶者暴力に関する相談窓口・支援体制の充実						社会福祉課 人権推進課

## 2 基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち

### 重点目標1 子どもを生き育てるために

#### 政策1 健やかな成長を支える子育て支援の充実

##### 【現状と課題】

少子化をはじめ核家族化や共働き家庭の増加、さらには地域との絆の希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもは家庭で育てることを基本としつつ、子どもたちの健全な育成や子育て家庭を地域ぐるみで支える仕組みの構築が喫緊の課題となっています。

本市では、平成17年3月に策定した「次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」に基づき、病児・病後児保育事業やファミリーサポートセンター事業、各種特別保育事業の拡充など様々な子育て支援対策を展開してきましたが、一方で、家庭や地域における養育力の低下や親子のふれあいの希薄化など新たな問題も指摘されています。

このため、今後は、「おっばい都市宣言」の理念を深く認識し、平成22年11月に策定した「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」に基づき、地域や職場、学校などに子育て支援の「わ」をさらに広げ、総合的な支援対策を展開するとともに、心のふれあいを重視した子育てを推進することが必要です。

また、子育てに関する様々な不安や悩みを軽減、解消できるよう、きめ細かな相談体制の充実や子育て家庭相互の交流機会を確保するとともに、妊婦や乳幼児の健康管理体制の一層の充実が求められます。

##### 【基本方針】

「おっばい都市宣言」のまちとして、光市で子どもを生き育てたくなる、やさしさあふれる質の高い子育て支援対策を展開するとともに、母子保健の充実を図ります。

また、家庭・地域・企業（職場）・学校・行政など、まちぐるみで子育て家庭を見守る支援の「わ」を強化します。

##### 【政策展開の方向】

###### （1）おっばい育児の推進

子どもを胸でしっかり抱きしめ、豊かな心で子育てをする「おっばい育児」を推進するため、「おっばいまつり」等を通じて普及啓発に努め、地域全体で支える意識の醸成を図り、子育てにやさしい環境づくりを推進します。



## **(2) 子育て支援体制の整備充実**

子育て支援センターやファミリーサポートセンター等との連携のもと、子育てに関する不安感・負担感の解消や仕事と子育ての両立を支援するとともに、乳幼児医療費助成の対象を拡大した「子ども医療費助成事業」の実施など、子育てに関する総合的な施策を推進します。

また、保育所や幼稚園を拠点に園庭開放や住民との交流を進めるとともに、中高生が乳幼児とふれあえる場を創出するなど、子育て家庭のみならず地域全体に子育ての「わ」を広げ、子育てを応援する意識の醸成を図ります。

さらに、要保護児童対策地域協議会を中心に、地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止及び早期発見、対応等総合的な支援体制の充実に努めます。

## **(3) 子育て環境の充実**

留守家庭児童教室や放課後子ども教室の充実に加えて、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や父親の育児参加を促進するなど、総合的な観点からの子育て環境の充実に努めます。

また、地域住民と協働して、児童遊園地や児童館などの子どもの遊び場の安全管理や有効的な活用に努めるとともに、保育出前講座の実施や子育てサークルの育成など、子育て家庭相互の交流機会の充実に努めます。

さらに、経済的、精神的に不安定になりがちなひとり親家庭に対して、不安なく子育てや就労ができるよう、環境整備や相談体制の充実に努めます。

## **(4) 母子保健対策と食育の推進**

医療機関や母子保健推進員等との連携を図りながら、妊婦・乳幼児に対する健康診査や妊産婦・乳幼児訪問、育児相談等の母子保健事業の一層の充実に努めるとともに、生命の大切さや正しい性知識の普及など、思春期保健事業の推進に努めます。

また、幼い頃からの望ましい食生活の実践及び「食」の大切さを意識啓発するため、乳幼児期からの食育の推進に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①ファミリーサポートセンター会員数	425 人	460 人
②子育て支援センター利用者数（月平均）	1,616 人	1,600 人
③乳幼児健康診査受診率	97.2%	98.0%
④「子育て支援対策の充実」に関する満足度	36.0%	40.0%
⑤完全母乳栄養率	73.2%	71.0%
⑥子育てサークルの加入者数	245 人	510 人

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
おっぴまつの開催やおっぴ冊子等による子育て意識の醸成	→					子ども家庭課 健康増進課
おっぴ都市基本構想の推進	→					子ども家庭課 関係各課
次世代育成支援行動計画に基づく総合的な子育て支援体制の充実	→					子ども家庭課 関係各課
妊娠・出産ケアシステムの充実と個別相談の充実	→					健康増進課
乳幼児医療制度の充実	→					子ども家庭課
児童虐待相談体制の充実	→					子ども家庭課
ファミリーサポートセンター事業の実施	→					子ども家庭課
ひとり親家庭への支援	→					子ども家庭課
育児休業制度の普及啓発など就労環境の整備促進	→					子ども家庭課 商工観光課
児童遊園地等の充実	→					子ども家庭課 都市整備課
サンホームの管理・運営	→					文化・生涯学習課
放課後子どもプランの実施	→					文化・生涯学習課 関係各課
子育てサークルや地域活動団体(母親クラブ)の育成	→					子ども家庭課
食育子育て支援事業の実施	→					子ども家庭課
産院・小児科医や関係機関との連携	→					健康増進課 関係各課
妊婦・乳幼児健康診査の充実	→					健康増進課
乳幼児相談・教室の実施	→					健康増進課
母子訪問事業の実施	→					健康増進課
思春期保健事業の推進	→					健康増進課

## 政策2 豊かな心を育む保育・幼児教育の充実

### 【現状と課題】

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期ですが、家庭における保育力、教育力の課題が指摘される中、保育・幼児教育に対するニーズの多様化が進み、保育園・幼稚園には保育や幼児教育の核としての役割が求められるようになっていきます。

こうした中、国においては、すべての子どもを対象とした良質な成育環境づくりや、仕事と家庭の両立に対する支援など、子どもと子育て家庭の双方を大切にする社会を目指す「子ども・子育て新システム」の実現に向けた協議・検討が進められています。

本市では、これまで、公立幼稚園・保育園の耐震診断や、学校教育との連携による職員の資質向上など、ハード、ソフトの両面にわたって保育・幼児教育環境の向上に努めてきました。今後は、家庭、地域、学校と連携した保育の実施や、子どもや家庭のニーズに対応した教育の充実を図るなど、これまで以上に良質な保育・幼児教育の提供に向けた包括的な取組みを進める必要があります。

### 【基本方針】

子どもや家庭の実情に応じた各種保育サービスの充実や、子どもの個性に応じた適切な教育など、質の高い保育・幼児教育を推進します。

また、幼・保の一体化に関する国の動向等を踏まえ、公立幼保施設の設置のあり方などについて検討します。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 保育体制の充実

乳児保育、障害児保育、延長保育、病児・病後児保育など、子どもや家庭の実情やニーズに対応したきめ細かな保育サービスの充実に努めるとともに、研修などにより職員の資質を高め、保育内容の充実と向上に努めます。

また、保育環境の充実と子どもの安全を確保するため、保育所施設の適正な維持管理に努めます。

#### (2) 幼児教育の充実

子どもの自発性や社会性、自立心、創造力などの芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの個性に応じた適切な教育を行

うとともに、地域の特色を活かした園づくりに努めます。

また、幼・保・小連絡協議会等を通じて相互の交流・連携を深めるとともに、研修・指導体制の充実に努めます。

### (3) 総合的施策の推進と公立幼保の再編

幼・保相互の交流と連携の強化など、総合的観点から施策を展開するとともに、幼・保の一体化に関する国の動向等を注視しながら、公立幼稚園と保育園の設置のあり方や耐震化の方向性について検討します。

また、地域の実情や保護者のニーズを踏まえて、幼稚園や保育園を地域に開放するなど、地域に開かれた子育て支援の場としての活用を進めるとともに、一定の条件のもとで、保育料等の軽減を行うなど、引き続き、保護者への経済的な支援を行います。

#### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①待機児童数	0人	0人
②延長保育実施率	100.0%	100.0%
③一時預かり実施率	91.7%	100.0%
④障害児保育実施率	100.0%	100.0%

#### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
各種保育事業の実施						子ども家庭課
幼児教育に関する研修会の実施						子ども家庭課 学校教育課
幼稚園・保育施設の整備・充実						子ども家庭課
公立幼保施設の設置のあり方※	検討					子ども家庭課 教育総務課
公立幼稚園・保育園の耐震化の推進						子ども家庭課
保育料等の軽減の実施						子ども家庭課

### 政策3 生きる力を育む学校教育の推進

#### 【現状と課題】

社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、これからの社会を生きる子どもたちには、基礎的な知識・技能に加えて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など知・徳・体のバランスのとれた、「生きる力」を育むための教育が求められています。

こうした中、本市では、平成18年度から二学期制を導入し、児童・生徒の個性・特性を重視した学校教育の推進や、豊かな心を育む教育の充実に努めてきましたが、引き続き、子どもたち一人ひとりの自己実現を図る特色ある教育活動の展開や、様々な教育課題に対応できる教職員の育成に努めるとともに、教育の出発点である家庭や地域との連携を深め、地域住民の学校運営への参画など、地域に開かれた学校づくりを進めていく必要があります。

また、外国語教育やキャリア教育など時代の進展に対応した教育をはじめ、学校給食施設整備や学校施設の耐震化の計画的な推進など、ソフト・ハード両面から子どもたちの教育環境を整備していくことが求められています。

一方、少子化が顕著となる中、少子社会における学校のあり方についても、引き続き、検討していく必要があります。

#### 【基本方針】

知・徳・体のバランスのとれた、「生きる力」を育むため、教育内容の充実・向上と教師の資質向上を図りながら、一人ひとりの個性や特性を重視した学校教育の推進や、豊かな心を育む教育の充実に努めます。

また、学校・保護者・地域が一体となった教育活動や学校耐震化の計画的な実施など、安全で快適な学校環境づくりを推進します。

#### 【政策展開の方向】

##### (1) 一人ひとりを大切にした質の高い教育の推進

家庭及び地域社会との連携や二学期制の推進、幼・小・中連携教育の展開により、創意工夫による特色ある学校づくりを推進するとともに、教育開発研究所との連携や、学校評価システムの充実を図るなど、質の高い学校教育に努めます。

また、教育課程の弾力化を図るとともに、ティーム・ティーチング、グループ学習、個別学習など、発達段階に応じた指導方法の工夫・改善を進め、児童生徒一人ひとりの

個性と資質を伸ばす教育を推進します。

さらに、コミュニティ・スクールの推進など、学校運営の工夫改善や校種間連携、地域連携の強化を図り、学校・保護者・地域が一体となった教育活動を推進します。

## **(2) 教育環境の充実**

安全で快適な学校環境づくりのため、学校施設の耐震化の計画的な推進や、学習機器、学校図書の実用性を図るとともに、外国語教育や情報教育、キャリア教育など、時代の進展に対応した教育環境の整備に努めます。

また、地域住民の学習や交流活動の場として開かれた学校づくりを推進するとともに、放課後子どもプランの活用など、子育て支援の観点を含め、児童や保護者の立場から学校施設の有効活用を推進します。

さらに、少子化の進行により、児童生徒数の減少が予測される中、教育環境の充実と教育力の維持・向上の観点から、学校施設の適切な規模や配置のあり方について検討します。

## **(3) 学校保健と食育の推進**

児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断の実施と適切な健康管理の指導に努めるとともに、クラブ活動などを通じた体力づくりとスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

また、栄養バランスや多様性に配慮した、安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食を活用した食育を推進するため、2つの学校給食センターを統合した新たな学校給食施設を整備します。

さらに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進等により、家庭での食育活動の実践や親子のふれあい教育を推進します。

## **(4) 特別支援教育の推進**

生徒や児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた「光っ子教育サポート事業」、「スクールライフ支援事業」など本市独自のきめ細かな支援や、「どの子にもわかる・できる授業」を目指すユニバーサルデザイン化への取組みなど、教育環境の充実に努めます。

また、障害児の早期教育に対応できるよう、福祉・医療機関等との連携により教育相談体制の充実に努めるとともに、通常学級の生徒や地域の人々との交流教育の推進など、長期的視点のもと、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向け、きめ細かく支援します。

## **(5) 教職員の資質の向上**

各種研修会を活用した研修活動の実施と参加促進により、学校教育の直接の担い手で

ある教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。

また、特別研修等への計画的な派遣により、教職員の専門性を高めるとともに、教育者としての使命感や教育的愛情、広く豊かな教養など、包容力や指導力に富んだ資質や能力を備えた人材の育成に努めます。

#### (6) 子どもの安全の確保といじめの根絶

学校施設の安全対策の強化と通学路の安全点検等を推進するとともに、児童生徒や保護者への継続的な安全教育や指導の展開、さらには、地域と一体となった見守り活動や交通安全運動を積極的に推進します。

また、いじめの根絶や不登校等の解決に向けて、児童生徒一人ひとりが心にゆとりを持ち、楽しい学校生活を送れるよう、早期発見・早期対応を基本に、教職員に対するフォローアップや報告・対応マニュアルなどの整備を進めるとともに、「教育支援センター」の検討など、カウンセリング機能の充実と地域や家庭と一体となった指導・相談体制の構築に努めます。

#### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①不登校児童生徒の割合	0.82%	0.3%
②学校給食における地元産品の割合	54.9%	65.0%
③朝食を毎日とっている児童生徒の割合	91.9%	100.0%
④「学校教育の充実」に関する満足度	35.9%	40.0%
⑤コミュニティ・スクールの指定校数	1校	16校



【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
光市教育開発研究所での課題調査・研究						学校教育課
家庭教育の充実と学校と家庭・地域との連携の強化						学校教育課
学校評価制度の推進						学校教育課
コミュニティ・スクールの推進	指定校拡大 					学校教育課
生徒指導に関する連携の強化						学校教育課
学校施設の適正規模、適正配置のあり方※	検討 					教育総務課
学校給食センターの整備	実施設計等 	整備工事等 				給食センター
学校給食における地産地消の推進						給食センター 農業耕地課
学校施設の耐震化の推進						教育総務課
時代の進展に対応した教育環境の充実						教育総務課
学校保健の充実						学校教育課
食育の推進						学校教育課 給食センター
障害のある児童生徒への相談支援体制の整備						学校教育課
教員の研修機会の確保						学校教育課
いじめ等への総合的な対応						学校教育課 文化・生涯学習課

## 政策4 特色ある高校・高等教育の推進

### 【現状と課題】

市内には、県立高校2校、私立高校1校の計3校が設置されており、市内中学校の卒業生だけでなく、市外からも多数の生徒が通学しています。

本市では、これまで学校や地域の特色に応じた取組みを促進するとともに、経済的な理由により就学が困難な人への学資の貸付などを通じて、生徒が学業に専念できる環境の整備や、社会貢献できる人材の育成の支援に努めてきました。引き続き、各学校の抱える諸課題への対応を含め、社会の大きな動きに対応できる知性と思考力、判断力、表現力など、「生きる力」を身に付けた人材を育成できる学校づくりへの支援などにより、多様な高校・高等教育を促進していくことが求められています。

私学教育については、子どもたちが安心して学業に専念できる教育環境の維持向上が図られるよう、私学運営の自主性を尊重しながら支援を継続していく必要があります。

### 【基本方針】

多様な高等教育の機会や情報の提供に努めるとともに、地域に開かれ、地域に信頼される特色ある学校づくりと、情報化や国際化、少子高齢化の急速な進展など、社会変化に対応できる人材の育成を支援します。

また、私立学校については、自主性を尊重しながら、学校の健全経営が図られるよう必要な支援に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 特色ある学校づくりの促進

公立学校については、県と連携して、地域や生徒のニーズに対応できる、選択性のあ  
る幅広い学習環境の充実と教育内容の質の向上を図るなど、情報化や国際化、少子高齢  
化などに対応した、特色ある学校づくりを促進します。

また、周南コンピュータ・カレッジ跡施設の有効活用のため、民間活力を導入し、高  
等教育機会の拡充を図ります。

#### (2) 私学の振興

私立学校の自立性を尊重しながら、教育環境の維持向上、学校経営の健全化等が図ら  
れるよう、経営努力など一層の自主的な取組みを促進するとともに、引き続き支援を行  
います。

さらに、国・県等に対して支援の拡充を要請します。

### (3) 就学への支援と地域との連携

進学する学生の資質や能力に応じた就学機会を確保するため、奨学金をはじめとした就学支援を行うとともに、地域や企業、事業所などとの連携と交流を促進することにより、幅広い人材の育成と活用に努めます。

#### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①「高校・高等教育の充実」に関する満足度	32.5%	40.0%

#### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
特色ある教育プログラムの促進						学校教育課
★高等教育機会の拡充						商工観光課
私学振興への支援						教育総務課
奨学金など就学支援の推進						教育総務課

## 政策5 社会全体で取り組む青少年の健全育成

### 【現状と課題】

家庭環境の変化による家庭教育力の低下や、地域における連帯意識の希薄化の進行などにより、子どもたちが自分で考え、行動、体験、学習する機会や、屋外で遊ぶ機会が不足し、多くのふれあいの中で学ぶコミュニケーション能力や社会性の未成熟が懸念されています。

また、インターネットや携帯電話の普及などにより、ネット上のいじめや新たな手口による犯罪に巻き込まれる青少年が増加するとともに、犯罪の低年齢化や、子どもたちが標的となる事件、いじめによる自殺の問題が相次いで発生するなど、大きな社会問題になっています。

本市では、家庭、学校、地域の連携のもと、「あいさつ運動」や「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを通じて、心豊かな青少年の健全育成活動に努めてきましたが、今後は、「地域の子どもは地域で育てる」という気運をさらに高め、これまで以上に社会全体で青少年を育成するための環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、「周防の森ロッジ」など青少年の活動拠点の機能充実を図るとともに、各種講習会や研修会の開催により、青少年活動のリーダーの育成・確保に努める必要があります。

### 【基本方針】

青少年を取り巻く環境の急激な変化に対応していくため、家庭、学校、地域がこれまで以上の連携を図り、社会全体で次世代を担う青少年の健全育成に向けた気運の醸成に努めます。

また、様々な奉仕・体験活動を通じた青少年活動や、地域や家庭におけるふれあいや対話を促進するとともに、いじめや不登校に対する相談体制の充実に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 家庭や地域における対話の促進

人間形成における家庭の果たす役割を重視し、学校や各種団体等との連携により、親子の共同体験や家庭教育に関する学習機会の充実等を通じて、家庭の教育力の向上に努めます。

また、「あいさつ運動」などによる地域とのふれあいを促進し、家庭や地域における対

話を促進するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進により、基本的な生活習慣を定着させるなど、生活リズムを向上させるための普及啓発や指導に努めます。

### (2) 地域健全育成活動の推進

「光市青少年健全育成市民会議」などの社会教育団体等をはじめ、家庭・学校・地域の強い連携のもと、有害図書や有害商品の排除など、環境浄化活動を展開するとともに、非行防止のための巡回活動や地域への啓発活動の強化に努めます。

また、様々な悩みを抱える子どもや家族に応えるための相談体制の整備と機能充実に努めます。

### (3) 青少年活動の促進

「周防の森ロッジ」等の機能充実により、地域における青少年活動の場の充実に図るとともに、奉仕活動や体験活動、さらには健全育成のための幅広い学習講座等の充実に努めます。

また、子ども会などの青少年団体を育成するとともに、講習会や研修会の開催により指導者の育成・確保に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①光市野外活動センターの利用者数	15,397 人	16,000 人
②中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数	244 人	250 人
③青少年健全育成活動に参加している人の割合	11.8%	25.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
あいさつ運動や早寝・早起き・朝ごはん運動の推進	→					文化・生涯学習課 学校教育課
いじめや不登校児童生徒に対する相談体制の充実	→					文化・生涯学習課 学校教育課
各種体験学習の推進	→					文化・生涯学習課
地域活動や子ども会活動の支援	→					文化・生涯学習課
青少年健全育成組織・活動リーダーの育成	→					文化・生涯学習課

## **重点目標2 彩り豊かな人づくりのために**

### **政策1 生き生きとした生涯学習社会の構築**

#### **【現状と課題】**

人々のライフスタイルが多様化する中、心の豊かさや質的充実を志向し、自己実現やゆとりを実感できる生活への関心が高まっています。

本市では、生涯学習センターを中心に、公民館や青少年センターなどの生涯学習拠点施設との連携を図りながら、市民のライフステージに応じた各講座の開催や、生涯学習サポートバンクの効率的かつ効果的な運用を行うなど、市民の生涯学習活動の支援に努めてきました。今後は、個人の価値観の多様化などに対応できる、魅力あふれた学習機会の提供に努めるとともに、市民がいつでも、どこでも、学びたいことを主体的に学習できる生涯学習環境の充実が求められます。

また、重要な生涯学習拠点の一つである図書館については、電子媒体を含めた図書資料の充実や市民目線に立った学習環境の整備を進めてきましたが、引き続き、図書の充実やサービス機能の向上に努める必要があります。

さらに、市民の生涯学習活動を担う人材の発掘や育成が求められます。

#### **【基本方針】**

社会生活の多様な変化に伴い、多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応し、市民が生涯を通じて自主的・主体的に学ぶことができる場や機会の提供に努めます。

また、生涯学習活動に関する情報や相談体制の充実と努めるとともに、自らが主体的に生涯学習活動に関わることができる人材の育成に努めます。

#### **【政策展開の方向】**

##### **(1) 生涯学習推進体制の整備充実**

「生涯学習推進プラン」を策定し、いつでも、誰でも、学びたいことを主体的に学習できる機会や環境の整備に努めるとともに、学社連携の推進や社会教育・生涯学習団体等の育成支援により、連携・協働による生涯学習推進体制の充実を図ります。

また、総合的な生涯学習関連施策を効率的かつ効果的に推進するとともに、生涯学習の拠点となる生涯学習センターや公民館などの機能充実と効率的な活用に努めます。

##### **(2) 学習情報の提供と相談体制の充実**

生涯学習センターを拠点として、生涯学習に関する各種情報を収集・整理し、学習内

容や施設の状況など適切な学習情報を提供できる、効率的なシステムの充実を図るとともに、公民館などでの市民の主体的な生涯学習活動を支援します。

また、収集した情報を活用した学習相談体制の充実や、生涯学習サポートバンクの登録者の増加と利活用を促進します。

### **(3) 魅力ある学習機会の提供・拡充**

環境、健康、福祉問題など、市民のライフステージに応じた学習ニーズを的確に把握し、学習機会の充実と学習内容の多様化・高度化を図るため体系的な学習プログラムの構築に努めます。

また、市民ボランティアや市民団体との連携により、学習の機会や内容の向上を図ります。

### **(4) 読書活動への支援の充実**

図書館を生涯学習拠点の一つとして、利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料の継続的な充実を図るとともに、市民にとって利用しやすく、生涯学習意欲が高まる図書館になるよう、高度検索機能やレファレンス対応などのサービス機能の向上に努めます。

また、活字離れが深刻化する中、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもを中心とした読書の習慣の育成や読書相談などを展開するとともに、学校図書館や公民館等との連携により、市民の読書環境の整備充実に努めます。

### **(5) 人材の育成**

生涯学習の指導者としての資質を有する人材を、地域の中から発掘するとともに、自らが主体的に活動できる人材の育成や資質の向上に努めます。

また、そうした人材の積極的な活用やネットワーク化を促進し、生涯学習環境の充実に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①生涯学習サポートバンク登録数（個人）	127 人	180 人
②生涯学習サポートバンク登録数（団体）	154 団体	200 団体
③図書貸出密度（貸出総数/人口）	4.8 冊	5.8 冊
④図書館蔵書総数	183,185 冊	195,600 冊
⑤児童書貸出冊数	85,891 冊	98,800 冊
⑥「生涯学習の充実」に関する満足度	27.9%	30.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
生涯学習推進プラン※	策定 →					文化・生涯学習課
生涯学習サポートバンクの充実	→					文化・生涯学習課
生涯学習講座の充実及び情報提供	→					文化・生涯学習課
魅力ある学習機会の提供・拡充	→					文化・生涯学習課
レファレンス対応など図書館のサービス機能の充実	→					図書館
子どもの読書活動推進計画の推進	→					図書館
人材育成のための指導者の養成と確保	→					文化・生涯学習課



## 政策2 はつらつとした生涯スポーツ社会の構築

### 【現状と課題】

昨今の健康志向の高まりや余暇時間の増加を受けて、健康づくり・体力づくりという視点に加えて、地域での交流・親睦、心身の健全な育成や社会性を養うことなどを目的に、活発なスポーツ活動が展開されています。

本市では、これまで、光市体育協会や光市スポーツ推進委員協議会等と連携を図りながら、競技スポーツだけでなく、生涯スポーツやニュースポーツの普及、市民が気軽に参加できるイベントや教室の開催などに努めてきました。また、地域における主体的な活動も進んでおり、総合型地域スポーツクラブの設立など、各種の健康スポーツやレクリエーション団体の活動も活発化しています。

こうした中、本市では、山口国体で、セーリングやバドミントン、レクリエーション卓球が開催され、スポーツに対する市民の関心も大きな高まりを見せていることから、この気運を一過性に終わらせることなく、市民一人ひとりが、年齢を問わず気軽にスポーツに関わることができる環境づくりを進める必要があります。

また、スポーツを楽しむ環境とスポーツを通じた交流の輪を次世代につなげるための指導者、後継者を育成していくことが求められています。

### 【基本方針】

国体を契機に、スポーツの楽しさや交流の輪を次世代につなげるとともに、市民のスポーツ意識の向上と、指導者等の育成を推進します。

また、子どもからお年寄りまで、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりなど、市民一人ひとりが何らかのスポーツに関わる活気あふれる社会を構築するため、「スポーツ推進計画」を策定します。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 生涯スポーツの普及とスポーツ意識の高揚

市民一人ひとりが、年齢や体力、興味に応じたスポーツに取り組める環境づくりを進めるとともに、スポーツイベントや教室の開催など、多くの人がスポーツを楽しみ、自主的なスポーツ活動を通して交流できる機会の充実を図ることにより、生涯スポーツの普及を促進します。

また、山口国体の成果を本市のスポーツ振興や地域の活性化につなげるため、スポー

ツ団体の活動に対する支援の充実を図るとともに、市民のスポーツへの関心を高めるため、学校における部活動の活性化や関係団体及び指導者の育成・強化などによる競技力の向上を目指します。

### (2) スポーツ・レクリエーションの推進体制の充実

市民の健康維持や体力向上を図り、市民一人ひとりが主体的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーションの必要性についての意識啓発に努めるとともに、関係機関との連携による普及活動を促進します。

また、総合的かつ計画的なスポーツの振興を図るため、「スポーツ推進計画」を策定します。

### (3) スポーツ・レクリエーション環境の充実







自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、冠山総合公園や「周防の森ロッジ」等の環境の整備に努めるとともに、「ひかり環境・健康ウォーキングマップ」を活用したウォーキングの取組みなど、光市の特性を活かしたソフト面の充実を図ります。

また、各種施設の管理運営体制の見直しと施設予約システムの充実を図るとともに、既存施設の有効活用や学校施設の開放など、スポーツ施設の効率的な運営に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①スポーツの振興に関する満足度	32.1%	40.0%
②週1回以上運動・スポーツをする人の割合 (1回30分以上)	36.0%	50.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
スポーツ推進計画※	策定					体育課
各種スポーツイベント・スポーツ教室の開催						体育課 健康増進課
ニュースポーツの普及推進						体育課
総合型地域スポーツクラブの推進						体育課
競技力向上に向けた支援						体育課 学校教育課
指導者の確保・育成						体育課
学校体育施設の開放や施設管理の充実						体育課 教育総務課
周防の森ロッジと周辺野外活動エリアの活用						文化・生涯学習課
自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動の推進						体育課 関係各課

## **重点目標3 かおり高い文化を育てるために**

### **政策1 心を潤す芸術・文化活動の振興**

#### **【現状と課題】**

ゆとりや豊かさを実感できる生活を求める意識が一段と高まる中、人生に楽しさや感動を添える芸術・文化の果たす役割は極めて大きくなっています。

こうした中、平成18年11月に開催された国民文化祭では、本市で「ひかり人形劇フェスティバル」が開催されたことを契機に、質の高い芸術・文化活動が地域に根付こうとしています。

本市では、財団法人光市文化振興会や光文化協会等と連携を図りながら、各種の芸術・文化活動の推進や活動団体の育成支援に努めるとともに、施設の効果的な活用や計画的な維持管理など、文化に親しみやすい環境づくりを進めてきました。また、市民ホールや文化センター、光ふるさと郷土館などでは、市民の自主的な芸術・文化活動が活発に行われてきました。

今後は、多様化・高度化する市民の文化的ニーズに対応するため、各種団体との連携のもと、優れた芸術や文化にふれることができるイベントの企画、さらには新たな文化団体の誕生や活躍を応援する風土づくりを進めていくことが必要です。

#### **【基本方針】**

質の高い、優れた芸術・文化にふれあう機会をさらに拡充するとともに、芸術・文化団体や指導者等を育成し、市民による自主的な芸術・文化活動の活性化を図ります。

また、市民ホールや文化センター等の文化施設の効果的な活用や、活動に関する情報提供などにより、市民が優れた芸術・文化に親しめる環境を整備します。

#### **【政策展開の方向】**

##### **(1) 市民の芸術・文化活動の活性化**

市民の芸術・文化活動に対する関心を高め、活動機会の拡充を図るとともに、各種芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実を図ります。

また、市民の自主的な活動を支援し、芸術・文化団体や指導者、さらには活動を担う人材の育成に努めるとともに、幅広い活動分野と年齢層を視野に、文化行事への参加者の拡大に努めます。

## (2) 芸術・文化にふれる機会の充実

市民の多様なニーズに対応し、身近に親しむことができるよう、芸術・文化団体等と連携し、各種文化講座の充実や、優れた芸術・文化にふれることのできるイベントを企画し、開催します。

## (3) 文化施設の利用促進と環境整備

市民ホールや文化センター、さらには公民館等を効果的に活用し、各種芸術・文化活動を促進するとともに、良好な施設の維持管理に努めます。

また、市民が芸術・文化活動に関する情報が入手しやすい環境の整備を進めるとともに、施設利用などを促進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①文化施設の年間総利用者数	83,001 人	96,000 人
②文化・芸術活動の振興に関する満足度	28.8%	30.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
地域における芸術・文化活動の支援	→					文化・生涯学習課
芸術・文化活動に関する各種情報の提供	→					文化・生涯学習課
文化団体への活動支援	→					文化・生涯学習課
芸術・文化鑑賞機会の提供	→					文化・生涯学習課
市民参加型の芸術・文化活動の企画・開催	→					文化・生涯学習課
市民ホール、文化センター等の整備・充実	→					文化・生涯学習課

## 政策2 郷土愛と誇りを育む地域文化の保存・継承

### 【現状と課題】

本市には、国指定史跡の石城山神籠石をはじめ、国指定重要文化財の石城神社本殿や賀茂神社の銅鐘、県指定無形民俗文化財の島田人形浄瑠璃芝居など、有形・無形の文化財が多数存在するとともに、早長八幡宮の秋まつりや東荷神舞など地域に根差した伝統的行事や祭りが、各所で受け継がれています。

本市では、これらの文化財や伝統行事の保存・継承に努めるとともに、同様の財産を有する関係自治体と連携しながら、まちづくりへの活用を図ってきましたが、少子高齢化の進展や地域コミュニティへの帰属意識の希薄化など、時代の変化により、地域文化を引き継ぐ若者が減少しており、脈々と受け継がれてきた特色ある伝統行事や祭りなどの承継が困難になりつつあります。

こうしたことから、次代を担う子どもたちの体験学習の機会のさらなる充実を図るとともに、地域との協働、関係団体との連携により後継者の育成に努めるなど、より多くの市民がふるさとの歴史への誇りや愛着の持てる取組みを進め、地域文化の保全・継承につなげることが求められます。

### 【基本方針】

国指定史跡石城山神籠石の適切な保存や継承など、貴重な文化財や歴史的資源の発掘・保存を進めるとともに、市民の文化財への保護意識を高めるための普及啓発活動を推進します。

また、地域と協働して、特色ある伝統芸能の保存に向けた後継者育成や、子どもたちの体験機会の充実に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 文化財・歴史的資源の保存・継承

郷土史研究グループ等との連携のもと、多様な文化財や歴史的資源の発掘・保存や調査・研究を行うとともに、伊藤公資料館に収蔵する資料等の収集・保存を推進します。

また、「史跡石城山神籠石保存管理計画」に基づき、石城山神籠石の適切な保存・継承に努めます。

さらに、市民の文化財への保護意識を高めるため、多様な普及啓発活動を推進します。

## (2) 伝統芸能や祭りの保存・継承

地域と協働して、地域の特色ある伝統芸能の保存に向けた後継者の育成支援や、地域に密着した伝統的な祭りの保存・継承を図るとともに、市内に点在する伝統芸能・文化等のネットワーク化を図り、地域コミュニティの活性化や地域間の連携と人的交流を促進します。

また、学校等との連携のもと、体験学習などの機会を積極的に活用し、次世代を担う子どもたちに、地域の伝統芸能等にふれる機会を創出します。

## (3) 文化財・伝統芸能等の活用

文化財の保存・公開を行う文化センターや光ふるさと郷土館等の効果的な活用とネットワーク化を推進するとともに、講演会や講座等を開催し、文化財や伝統芸能等に対する意識の醸成に努めます。

また、史跡や文化財に至るアクセス道の維持管理など、周辺環境の整備に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①地域の行事や祭りに積極的に参加している人の割合	46.4%	60.0%
②「文化財の保存・活用」に関する満足度	31.8%	40.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
石城山神籠石の保存・管理	→					文化・生涯学習課
文化財の発掘及び調査・研究	→					文化・生涯学習課
文化財・歴史資料の保存・保護	→					文化・生涯学習課
伝統芸能の後継者の育成	→					文化・生涯学習課 地域づくり推進課
伝統行事・祭りの継承と情報発信	→					文化・生涯学習課 地域づくり推進課
文化財・伝統芸能等を活用した事業の実施	→					文化・生涯学習課
石城山史跡の保存・活用とアクセス道路の整備	→					文化・生涯学習課

## **重点目標4 人の繋がりを広げるために**

### **政策1 地域から広がる国際交流・都市間交流の推進**

#### **【現状と課題】**

交通・通信手段のめざましい発達に伴い、人、モノ、文化、情報、歴史の交流が飛躍的に拡大しており、幅広い視野をもった人材の育成や異文化に対する理解の促進が求められています。

本市では、これまで、教育課程における語学教育の充実や中学生等の海外派遣、市民レベルの国際交流活動への支援など、国際性豊かな子どもの育成や市民の国際感覚の醸成などに努めてきました。一方、国内においても、千葉県横芝光町と友好交流の誓いを交わし、互いのまちの特産品の紹介や小学生同士による絵画交流、文化作品の相互展示など様々な交流事業を進めてきました。さらに、「日本の森・滝・渚全国協議会」や「古代山城サミット」など、まちづくりのテーマを共有する都市との連携も深めてきました。

社会経済のグローバル化やボーダレス化が進む中、今後は、市民レベルでの国際交流活動の活性化や国際感覚に優れた人づくりを進めるとともに、地域間交流を市民や地域レベルに根付かせ、交流の裾野を広げていくことが必要です。また、共通の課題を抱える自治体相互の連携や協力を深めていくことが求められます。

#### **【基本方針】**

国際性豊かな人づくりのため、語学教育の充実や国際理解を深める教育を推進するとともに、市民主体の国際交流の活性化に努めます。

また、千葉県横芝光町との友好交流を通じて「光」の名前のより効果的な情報発信と互いのまちの活性化に努めるとともに、まちづくりのテーマや理念を共有する他都市との交流や連携を深めます。

#### **【政策展開の方向】**

##### **(1) 国際性豊かな人づくり**

外国語指導助手による語学教育や海外派遣事業、民間との連携による英語スピーチコンテストの開催など、語学教育や国際理解、異文化体験に関する学習機会を創出します。

また、「国際交流のつどい」などを通じて市民に対する国際感覚の醸成に努めるとともに、外国人と市民との交流の場づくりを推進します。



## (2) 国際交流活動の活性化

「光市国際交流連絡協議会」による市民レベルでの国際交流活動を促進するとともに、意欲のある人材の受け皿づくりに努めるなど、国際交流活動の推進に向けた、市民の交流・活動の場づくりに取り組みます。

## (3) 友好交流都市との交流促進

千葉県横芝光町との友好交流をさらに促進するため、「光」という名前の積極的な情報発信に努めるとともに、歴史・文化・産業など、様々な分野での交流・連携を促進し、さらには市民や地域レベルでの交流が図られるよう検討します。

## (4) 資源やまちづくりの理念を共有する都市との連携の強化

地域における共通の資源や、まちづくりのテーマを共有する都市との連携によるまちづくりを推進するため、「日本の森・滝・渚全国協議会」の開催など、交流活動の活性化や連携を強化していきます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①「国際交流の推進」に関する満足度	9.0%	20.0%
②国際交流事業への参加者数	545人	700人
③横芝光町との友好交流の認知度	37.4%	60.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
中学・高校生の海外派遣事業の推進	→					教育総務課
英語スピーチコンテストの開催	→					文化・生涯学習課
学校教育における外国語教育・国際理解教育の推進	→					教育総務課 学校教育課 企画広報課
国際交流ボランティア登録制度の充実	→					企画広報課
市民主体の交流活動の促進	→					企画広報課
千葉県横芝光町との交流	→					企画広報課 関係各課
地域資源などテーマによる交流・連携策の調査・研究	→					企画広報課 関係各課
「古代山城サミット」への参加	→					文化・生涯学習課
「森・滝・渚 100 選」選奨団体との連携強化	→					環境政策課

### 3 基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち

#### 重点目標1 快適な暮らしを営むために

##### 政策1 利便性の高い道路網・交通体系の整備

###### 【現状と課題】

本市における道路網は、沿岸部を東西に走る国道188号と、内陸部で環状につながる県道で各地域が接続されており、さらに都市計画道路や市道が市域を網状に補完しています。また、国道188号や主要地方道により、山陽自動車道や隣接市町との広域連携軸が形成されています。

都市計画道路のうち年次的に整備を進めている虹ヶ丘森ヶ峠線は、平成22年に浅江・島田間が開通し、国道188号のバイパス的な機能を持つ道路として、交通渋滞の緩和など市民生活の利便性の向上に大きく貢献していますが、瀬戸風線を含めた全線の早期の整備が求められています。

生活道路については、防災や日照の確保などの役割も有しており、引き続き、歩行者と車の共存を図りながら、子どもや高齢者が安心して利用できる空間として、人にやさしい道づくりを推進する必要があります。

公共交通機関であるバス・鉄道・航路は、市民の日常生活における移動手段として重要な役割を果たしていますが、モータリゼーションの進展で利用者数が減少する中、路線の維持・確保が課題となっています。一方で、高齢化の進展とともに、生活に密着したバス交通の重要性が高まっており、民間事業者や地域の協力を得ながら、持続可能な公共交通体系を構築するとともに、地域の足は地域で支えるという意識の醸成を図る必要があります。

###### 【基本方針】

日常生活や産業経済活動の利便性を確保し、地域の持続的な発展を促進するため、「都市計画マスタープラン」に基づき、広域幹線道路や市域を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、安全な生活道路の整備に努めます。

また、民間交通事業者に対する支援や地域との協働による生活交通の維持・確保を図り、市民の視点に立って、利用しやすい公共交通体系の確立を目指します。

## 【政策展開の方向】

### （１）広域幹線道路の整備

近隣都市との円滑かつ一体的な発展を促進するため、周南都市圏の骨格となる道路交通体系として、地域高規格道路（周南道路）及び（仮称）光下松間道路の早期実現を関係機関に要請します。

また、主要地方道徳山光線や光上関線、光日積線など幹線道路の整備促進に努めます。

さらに、国道１８８号の無電柱化推進事業等を促進することにより都市環境の整備を推進します。

### （２）幹線道路等の整備

国道１８８号を補完する都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線などの整備を促進するとともに、地域間を結ぶ一般県道光井島田線などの県道や補助幹線道路の整備促進に努めます。

一方、長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路については、必要性の検証、評価を行い、廃止も含めた見直しを進めます。

### （３）生活道路の整備

市民が日常的に利用する生活道路については、道路の拡幅や歩道の改良など、生活者の安全性と利便性に配慮した整備に努めるとともに、道路パトロールの強化等を通じて、点検・補修など、道路施設の適切な維持管理に努めます。

また、幅員狭小路線の安全対策として、待避所の整備などを行います。

### （４）地域公共交通の充実

交通事業者等との連携により、市民生活の利便性を高めるバスや鉄道などの公共交通機関の充実を図るとともに、路線の存続に向けて、利用率の向上に努めます。

また、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通を確保するための、新たな交通サービスの可能性について検討します。

### （５）交通結節機能の充実

J R光駅を中心とした交通結節点としての機能の強化と利便性の向上を図るため、駅駐車場の機械化など、駐車場や駐輪場の充実に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①道路改良率	73.2%	75.0%
②都市計画道路整備率	72.3%	80.0%
③「歩道の拡幅・段差の解消」に関する満足度	35.7%	36.0%
④市内の JR 駅利用者数（1日あたり）	3,298人	維持
⑤バスの乗客数（1日あたり）	131人	130人
⑥「バス交通網の整備」に関する満足度	24.6%	30.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★都市計画マスタープランの推進						都市整備課
幹線道路の計画的整備						都市整備課 土木課
虹ヶ丘森ヶ峠線、瀬戸風線の整備促進						都市整備課 土木課
市道、生活道などの整備						土木課
都市計画道路網の見直し						都市整備課
道路パトロールの実施						土木課 生活安全課
法定外公共物維持管理支援事業の実施						土木課
橋梁点検・修繕の推進						土木課
市営バスの運行						商工観光課
地方バス路線維持対策						商工観光課
地域公共交通対策						商工観光課
★光駅前駐車場の整備						都市整備課

## 政策2 適正な土地利用と良好な都市景観の形成

### 【現状と課題】

室積・虹ヶ浜海岸や島田川をはじめ、象鼻ヶ岬や石城山などの豊かな自然は、今を生きる私たちだけのものではなく、未来に守り伝えるべき遺産です。その一方で、都市の活力向上のために市街地化等も求められていることから、本市では、これまで自然環境と都市生活との調和を基本に、秩序ある土地利用の実現に努めてきました。

こうした中、社会経済情勢の変化に対応するため、県内で都市計画区域の再編が進められ、小周防・立野地区が新たに都市計画区域に編入されました。このため、今後は、周南都市計画区域と周南東都市計画区域の2つの都市計画区域を、それぞれ一体の都市に見立て、総合的な整備、開発、保全を進めていく必要があります。

また、本市は、豊かな自然に加えて、海商通りの歴史的町並みや農山村地域の田園風景など、長い歴史や人々の営みの中で育まれた美しい景観を有しています。このため、平成22年に制定した景観条例の理念に基づき、景観行政団体にふさわしい良好な景観の整備・保全が必要です。さらに、市民や事業者の理解を得ながら、目に見える景観だけでなく、音や風など五感を通して感じる、個性と魅力のある景観形成が求められています。

### 【基本方針】

山・川・海の恵まれた自然環境の保全と都市づくりの調和を図るため、「都市計画マスタープラン」に基づく計画的な土地利用を推進します。

また、歴史的町並みや田園風景などの景観の保全と創造に向けて、市民や事業者と一体となった景観形成の取組みを促進し、本市の個性と魅力を次世代に伝えます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 適正な土地利用の推進

「都市計画マスタープラン」に基づき、地域の特性に応じた適切な利用規制や誘導のあり方等について検討します。

また、小周防・立野地区が新たに都市計画区域に編入されたことから、良好な環境と調和した計画的な土地利用を推進します。

#### (2) 都市景観の創出

景観法や景観条例に基づく「景観計画」を策定し、白砂青松の自然海岸や緑豊かな山々、

歴史的な町並みなど、本市特有の景観の形成と保全に向けた具体的な取組みを推進します。

また、特に景観の保全や誘導が必要な地域については、地域住民の理解と合意のもとで、屋外広告物の規制や建築物の高さ、意匠の誘導など、行為の制限を行うことを検討します。

### (3) 景観形成への市民意識の高揚

ワークショップや研修会などを通じて、良好な景観づくりに関する市民意識の醸成を図るとともに、市民や事業者との協働により、地域固有の景観の形成と保全を推進します。

#### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①「まち並み、景観の整備」に関する満足度	39.5%	45.0%
②良好な景観の形成に心がけている人の割合	69.6%	75.0%

#### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★周南東都市計画区域の土地利用	検討 					都市整備課
景観計画※	策定 					都市整備課
建築協定の活用						都市整備課
海商通りの保存活用と光ふるさと郷土館の充実						文化・生涯学習課
市民向け景観マニュアル※	作成 					都市整備課
市民参加による景観形成の推進						都市整備課
無電柱化による歩行環境の整備						土木課

### 政策3 市民が憩う公園の整備と緑化の推進

#### 【現状と課題】

都市における公園や緑地は、暮らしに潤いと安らぎを与えるオープンスペースであるとともに、災害時における避難場所や良好な都市景観の形成などの役割を担っています。

本市では、これまで多様な公園・緑地の整備や樹木・花の配布など、花と緑のまちづくりに努めてきました。また、平成14年にオープンした冠山総合公園は、四季を通じて花木を楽しめる憩いの場として、梅まつりをはじめ「花まつり」を中心に、市内外からの多くの人々で賑わうとともに、子育てや健康づくりの場としても広く利用されています。

市民の快適な居住環境を創出していくため、引き続き、公園・緑地などの適正な維持管理に努める一方、地域の身近な公園である街区公園や児童遊園地は、地域住民による維持管理体制づくりを構築していくことが求められます。

また、緑に対する市民意識の高揚を図り、市民参加によるまちの緑化を進めていくことが必要です。

#### 【基本方針】

緑豊かなまちづくりを進めるため、「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適正な配置と保全に努めます。

また、花壇コンクールや緑のカーテン、アダプト・プログラム（里親制度）などを展開することにより、市民・事業者との協働による緑化活動の推進に努めます。

#### 【政策展開の方向】

##### （1）公園の整備

「緑の基本計画」に基づき、防災や人材育成などの視点も加えながら、公園・緑地の適正な配置と保全に努めるとともに、地域住民による維持管理体制の構築に努めます。

また、冠山総合公園については、遊具を備えた「子どもの森」など主要な施設が整ったことから、今後は、施設を有効に活用するとともに、市民の憩いの場としての機能の充実に努めます。

さらに、光スポーツ公園や大和総合運動公園については、スポーツ・レクリエーションの場として機能の向上に努めます。

このほか、里山等を活用した環境保全型自然公園の整備を検討します。



## (2) 緑化の推進

花壇コンクール、誕生記念植樹等の開催など市民参加による緑化活動の推進に努めるとともに、アダプト・プログラム（里親制度）などへの市民や事業所等の参加を促進することにより、身近な公園の環境緑化に努めます。

また、市民参加のもと、公園緑地や街路樹などの適正な維持管理に努めるとともに、公共施設の環境緑化を推進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①「都市公園整備」に関する満足度	35.5%	40.0%
②冠山総合公園の利用者数	285,286人	300,000人

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★緑の基本計画の推進						都市整備課
冠山総合公園等の機能の充実						都市整備課
街区公園、近隣公園等の整備						都市整備課
環境保全型自然公園の整備※	調査・検討					都市整備課
市民参加による緑化活動の推進						都市整備課 関係各課
街路樹や植樹帯の整備						都市整備課
公共施設緑化の推進						都市整備課 関係各課
緑化協定制度※	検討					都市整備課

## 政策4 快適で潤いのある住宅・住環境の整備

### 【現状と課題】

本市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、各種の生活基盤も充実した住みよいまちとして高い評価を得ていますが、住まいに対するニーズの多様化をはじめ、住宅団地造成時に建築された住宅の老朽化、住宅団地内の高齢化など、住環境を取り巻く新たな課題への対応が急務となっています。

このため、今後は、高齢者住宅対策や多世代同居の促進など、住宅・住環境の質的向上を図るとともに、大規模地震等に対する安全対策など、災害に強い住環境づくりが必要です。

また、本市には、平成23年4月1日現在、34団地1,254戸の市営住宅がありますが、このうち783戸、約62%が昭和40年代以前に建設されたもので、老朽化が著しく、適切な維持管理と計画的な整備が課題となっています。

人口減少と高齢化が同時に進む中、量的・質的両面からの市民ニーズを十分に把握しつつ、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく公営住宅の建替えや管理戸数の適正化、段差解消や手すりの設置等によるバリアフリー化など、誰にもやさしく安心して良好な居住環境の整備を進めていく必要があります。

### 【基本方針】

本市の特性を活かした良好な住宅・住環境づくりを行うとともに、建築物の耐震化を促進し、若者から高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる住環境の形成に努めます。

また、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅のストック水準の適正化を図るとともに、誰にもやさしく安心な市営住宅の整備・提供を推進します。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 住環境の向上

多世代が安心して快適に住み続けられる住環境づくりの支援に努めます。

また、住宅のバリアフリー化や耐震化など、住宅改修に関する相談への適切な指導、助言を行う相談窓口の充実に努めるとともに、市民が取り組む木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援します。

## (2) 良質な公営住宅の供給

「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な住宅の建替えや用途廃止を進めるとともに、適切な維持管理により、良質な公営住宅のストック水準の適正化を図ります。

また、段差解消や手すりの設置等によるバリアフリー化など、高齢者や障害者等にやさしい居住環境の整備に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①「快適な居住空間の整備」に関する満足度	36.9%	50.0%
②民間住宅の耐震化率	67.4%	90.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
木造住宅等に対する耐震診断や耐震改修の支援	→					建築住宅課
老朽化した市営住宅の改善	→					建築住宅課
★市営溝呂井住宅の建替え	計画策定等	→				建築住宅課

## 政策5 安全でおいしい水の供給

### 【現状と課題】

昭和20年に、旧光海軍工廠専用水道の施設を引き継いで始まった本市の上水道事業は、現在、第四次水道拡張事業として、「災害等に強い安定性の高い水道」、「安心な水道」を目的に、老朽化した浄水場設備の更新事業を基幹に、配水池築造による安定給水の確保などに取り組んでいます。

島田川の伏流水を水源とする水道水は、良質な水として高い評価を受けるなど、本市の強みの一つとなっており、平成20年に上ヶ原簡易水道を、平成21年には大和簡易水道及び岩屋・伊保木簡易水道を上水道に統合し、各地に安全でおいしい水を配水しています。

水道は、市民生活維持のために最も重要なライフラインの一つであることから、引き続き、安定性の高い水道施設・設備の整備拡充により、配水能力の向上と水質の保全を図ることが必要です。また、施設の老朽化や震災対策が課題となる中、長期的な安定供給に向けて、老朽管の更新や耐震管の導入を推進するなど、危機管理体制を充実することが必要です。

### 【基本方針】

安全でおいしい水を供給するため、「第四次水道拡張事業計画」に基づき、水道施設・設備の整備や危機管理体制の拡充を図るとともに、未給水地域の解消に努めます。

また、「光市水道光合成プラン」に基づき、事業の透明性の確保と公営企業としての社会的信頼性の向上、さらには、住民の視点に立った安定的な事業経営を図るとともに、検査監視体制の強化など水質の維持管理に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 水道施設の機能強化と水質の維持

水を安定的に供給するため、「光市水道光合成プラン」に基づき、浄水施設の耐震化工事を進めるとともに、老朽化した水道管を耐震管に更新するなど、水道施設の機能を強化します。

また、安全でおいしい水を供給するため、検査機器、施設の整備充実や検査監視体制の強化を図ります。

## (2) 未給水地域の解消と簡易水道の運営

未給水地域対策として、東荷地区における配水施設整備を進めるとともに、給水区域でありながら水道管が敷設されていない地区の管網整備に努めます。

また、牛島簡易水道については、適切な維持管理により安定給水に努めるとともに、使用者負担を軽減します。

## (3) 広域水道事業の推進

周南市からの要請に基づき、市民への給水サービス水準を確保しつつ、周南市熊毛地域への給水事業を推進します。

## (4) 水道事業の健全化

将来にわたって、水道事業の健全性を確保するため、費用の徹底した削減に取り組むなど最大限の経営努力を行うことを前提に、料金水準の適正化を図るためのシステムづくりを検討します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①水道普及率	91.7%	92.1%
②直結給水率	96.2%	向上
③水道管の耐震化率	21.6%	向上

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
浄水施設の耐震化の推進	→					水道局
老朽管の更新と配水管の整備促進	→					水道局
検査監視体制の強化	→					水道局
未給水地域の解消	→					水道局
★広域水道事業の推進	→					水道局
水道事業の財政健全化の推進	→					水道局

## 政策6 暮らしを彩る地域情報化の推進

### 【現状と課題】

コンピュータやインターネットをはじめとするICT（情報通信技術）は、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどの普及・発展と相まって、急速に進展しています。

こうした中、国においては、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会の実現を目指すため、平成27年を目途に、すべての世帯でのブロードバンド利用を実現するという目標を掲げて総合的な取組みを進めていますが、一方で、情報端末が幅広い年齢層に爆発的に普及したことにより、機会や能力に伴う情報リテラシーや情報格差などの新たな問題も発生しています。

本市では、ICTを社会の重要な都市基盤と捉え、これまで、「地域情報化計画」に基づく公共施設の高速ネットワーク化や、地域のブロードバンド化など、ICT環境の基盤整備の推進に努めてきましたが、今後は、情報化社会に対応できる人づくりなど、ソフト面の取組みを進めるとともに、ICTを利活用した市民本位の行政サービスや事務の効率化など、「いつでも、どこでも、誰でも」気軽に利用できる情報通信システムの整備を進める必要があります。

### 【基本方針】

すべての市民が情報ネットワークやICTの恩恵を享受できるよう、市民の情報リテラシーの向上を図りながら、地域情報化を推進します。

また、行政情報の高度化を進め、事務の効率化や市民サービスの向上に努めるとともに、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

### 【政策展開の方向】

#### （1）ICT（情報通信技術）利活用の推進

ICT相談窓口の充実により市民の情報リテラシーの向上を支援し、ICTの利活用による市民生活の利便性向上を推進します。

また、ICTの利活用に関する市民ニーズに対応できるよう、ICT講習会の充実を図ります。

#### （2）電子自治体の推進

行政情報システムの充実や、各種申請や届出の電子化の推進などにより、事務処理の効率化と行政コストの削減を推進します。

また、「いつでも、どこでも、誰でも」気軽に利用できる情報通信システムの整備を進めるとともに、ホームページの充実や防災情報等をリアルタイムで提供するメール配信サービスの実施など、情報分野における市民サービスの向上に努めます。

### (3) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティに対する職員一人ひとりの知識と意識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を強化します。

#### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①「地域情報化の推進」の満足度	14.8%	30.0%
②インターネットの利用世帯の割合	56.0%	80.0%

#### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
ICT 相談窓口の充実	→					情報推進課
ICT 講習会の実施	→					情報推進課 文化・生涯学習課
公共施設への情報端末の設置	→					情報推進課
ホームページの充実	→					情報推進課
行政情報システムの充実	→					情報推進課
行政情報のセキュリティの強化	→					情報推進課

## 政策7 住みよい 安心の島づくり

### 【現状と課題】

室積港から南東へ8.4kmの瀬戸内海上に位置する牛島には、66人（平成22年国勢調査）が暮らしていますが、高齢化率78.3%、5年間の人口減少率28.9%と、県内の他の離島と比較しても、高齢化や過疎化は著しい状況です。

島の主要産業である漁業は、水産資源の減少や就労者の高齢化など、厳しい状況にあり、今後も、漁業経営の安定化を図ることが必要です。一方、島民の生活環境については、簡易水道の適正な維持管理による水道水の安定供給をはじめ、し尿やごみの収集運搬体制を確保する必要があります。

また、牛島憩いの家デイサービスセンターや牛島診療所を中心に、保健・福祉・医療の確保を図るとともに、離島航路の維持に努めるなど、安定した生活基盤を守る必要があります。

今後は、島民の生活環境の向上や安全・安心の確保に努める一方、昔ながらの瀬戸内の原風景や、カラスバト、モクゲンジ等の希少な動植物、近代土木遺産に選奨された藤田・西崎の波止など、島の魅力を活かした島外客との交流などにより、島の振興を図っていく必要があります。

### 【基本方針】

簡易水道などのライフラインを維持するとともに、離島航路や医療の確保、衛生環境づくり、高齢者の健康づくりや生きがい対策など、生活環境の向上と安全・安心の確保に努めます。

また、牛島の主要産業である漁業の経営安定化や、貴重な自然環境や伝統文化などを活かした交流活動の促進に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### （1）生活環境の整備

牛島簡易水道の適正な維持管理を進め、安全な飲料水の確保に努めるとともに、使用者負担を軽減します。

また、健康診断や健康相談の実施をはじめ、介護保険サービスの安定的な提供や医師の継続的確保など医療体制と救急搬送体制の確保に努めます。

さらに、し尿やごみの運搬体制の確保に努めます。



## (2) 産業の振興

漁業経営の安定化を図るため、漁業施設の整備充実を図るとともに、後継者の育成支援や、島の産業の活性化を図ります。

## (3) 交流事業の推進

モクゲンジ等天然資源の保護や牛島の資源を活用した交流活動を推進するとともに、ホームページや市広報等による牛島の魅力発信に努めます。

また、牛島への航路を維持するため、引き続き、国庫補助航路の指定確保に努めるとともに、「うしま丸」を活用したツアーの実施など、牛島の活性化と有限会社牛島海運の安定経営を促進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①「うしま丸」の利用客数 (1日あたり)	36人	維持
②牛島デイサービスセンターの利用回数 (月1人あたり)	4.4回	8回
③牛島自然観察会の参加者数・体験教室等の参加者数	272人	500人

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
簡易水道の維持	→					水道局
医療の確保	→					健康増進課
救急搬送体制の確保	→					健康増進課
し尿・ごみの運搬体制の確保	→					環境事業課
高齢者の健康づくり・生きがい対策の推進	→					高齢者支援課
漁業施設の整備	→					水産林業課
離島航路の維持	→					商工観光課
自然環境を活かした交流事業の促進	→					文化・生涯学習課
カラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギなど貴重な動植物の保護・育成	→					水産林業課 文化・生涯学習課

## **重点目標２ 自然を守り育むために**

### **政策１ あらゆる自然と共生した社会の実現**

#### **【現状と課題】**

本市には、「日本の白砂青松１００選」や「森林浴の森日本１００選」などに選定された室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、市民や水鳥の憩いの場である島田川、国指定天然記念物の峨嵋山樹林、石城山県立自然公園等の山々など、貴重で豊かな自然が残されています。

こうした恵まれた自然環境は、市民一人ひとりの生活とともに育まれた故郷の情景であり、かけがえのない財産として、地域住民の主体的な参画のもと、長年にわたり、「クリーン光大作战」や「白砂青松１０万本大作战」などの保全活動を展開してきました。

一方、自然の力は強大であり、時として市民生活を脅かす存在にもなり得ることを認識しつつ、自然と共生を図ることも必要です。

今後も引き続き、「自然敬愛都市宣言」の理念に基づき、市民総参加による自然環境の保全と再生に取り組み、次世代に美しい自然環境を継承するとともに、自然とふれあい、学び、ともに生きる機会の創出により、自然を敬愛する豊かな心を育み、潤いとやすらぎのある市民生活を創造することが求められています。

#### **【基本方針】**

「自然敬愛基本構想」に基づき、自然海岸や森林、生態系などの豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然資源を有効に活用しながら自然とふれあえる場づくりや水辺を活かした快適な空間を創出し、自然を敬愛する豊かな心を育みます。

また、周辺の自然環境や景観との調和を図りながら、引き続き、海岸保全施設整備事業を推進します。

#### **【政策展開の方向】**

##### **（１）自然敬愛精神の醸成**

市民と自然が共生できる快適で潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、「自然敬愛基本構想」に基づき、市民、事業者、行政の緊密な連携と協働の取り組みにより、地域環境力を高めるとともに、自然環境の保全と再生に向けた、自覚と意識の醸成に努めます。

##### **（２）自然環境の保全**

本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するた

め、自然敬愛精神に基づき、市民、事業者、市が協働で、山・川・海などの自然環境の保全、創造、再生を推進します。

また、「日本の森・滝・渚全国協議会」を中心に、東日本大震災で被災した海岸松林等の復旧に取り組み、自然敬愛の輪を全国に広げます。

このほか、高潮対策や侵食対策が課題となっている室積海岸については、引き続き、周辺の自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備を推進します。

### (3) 自然環境の高度利用

自然環境や生態系に配慮した多自然川づくり、海岸やため池を活用した水辺空間の創出やレクリエーションエリアとしての森林整備など、自然と人のふれあいの場の確保に努めるとともに、自然体験型学習の推進により、自然に対する保全意識の高揚を図ります。

### (4) 公害防止対策の推進

住みよい生活環境を維持するため、環境監視体制の充実や公害防止協定等の締結を推進するとともに、市民・事業者の公害防止意識の向上を図り、事業活動に起因する産業型公害、自動車騒音等の都市・生活型公害の影響の軽減を図ります。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①「自然環境の保全」に関する満足度	36.2%	38.0%
②海岸松林の数	59,600本	維持
③クリーン光大作戦の参加者数	20,553人	21,000人

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
「自然敬愛基本構想」の推進	→					環境政策課 関係各課
白砂青松 10 万本大作戦の推進	→					水産林業課
クリーン光大作戦の推進	→					文化・生涯学習課
どんぐりランドの整備	→					水産林業課
健康ウォークやオリエンテーリングの推進	→					健康増進課 文化・生涯学習課
森林浴、飛沫浴、海浜浴の推進	→					環境政策課
伊藤公の森の管理・保全	→					水産林業課
環境学習・自然体験学習の推進	→					環境政策課
自然海岸の清掃活動の実施	→					文化・生涯学習課 関係各課
自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備	→					水産林業課
森林・農地の保全	→					農業耕地課 水産林業課
石城山県立自然公園の保全	→					水産林業課 関係各課
松林の保全対策の強化	→					水産林業課
潮音寺山や門蔵山などの里山の再生と活用	→					水産林業課 地域づくり推進課
自然に配慮した川づくり	→					土木課
環境監視・指導体制の整備	→					環境政策課
公害防止協定等の締結	→					環境政策課

## 政策2 未来に引き継ぐ低炭素社会の構築

### 【現状と課題】

飛躍的に発達した科学技術と社会経済活動に伴い、人々の生活は物質的に豊かで便利になりましたが、日常生活や経済活動から生じる環境への負荷は増大を続け、その影響は、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模にまで広がっています。

こうした中、わが国では、平成21年の国連気候変動サミットで表明した削減目標を踏まえた取組みが進められており、国民の間でも、地球温暖化対策の有効手段の一つである自然エネルギーに対する関心が高まっています。

本市では、これまで、環境基本条例や「環境基本計画」に基づき、大気や水環境などへの公害の防止や、太陽光を中心とした自然エネルギーの導入など、総合的な環境施策を進めてきました。引き続き、市民や事業者との連携のもと、環境教育の充実や自然エネルギーの普及、省エネルギーの促進など、地域や地球環境への負荷が少ない社会づくりに取り組むとともに、地球環境に対する市民意識をこれまで以上に高めていく必要があります。

### 【基本方針】

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、市の協働による環境教育や環境保全活動を推進します。

また、自然エネルギーの普及や省エネルギーの促進など、低炭素を志向したまちづくりを推進します。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 環境保全対策の推進

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、市が連携した環境保全活動や環境教育を推進するなど、地域や地球環境の保全に向けた取組みを強化します。

また、環境問題に対する国の動向や市民意識等を踏まえ、新たな「環境基本計画」を策定します。

#### (2) 地球温暖化対策の推進

本市の特性を活かした地球温暖化対策として、市内への太陽光発電システムの普及を促進するとともに、太陽光以外の自然エネルギーについても、本市への導入、実用化の

可能性を検討します。

また、緑のカーテンを普及するとともに、省エネ型街路灯への転換など、省エネ製品の導入を促進します。

**【まちづくりの指標】**

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①環境保全啓発活動の回数	14回	30回
②省エネルギーに心がけている人の割合	90.1%	95.0%

**【主要な事業例】**

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
環境基本計画の推進	次期計画策定 →					環境政策課
市民や事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進	→					環境政策課 環境事業課
★太陽光や太陽熱などの自然エネルギーの利用促進	→					環境政策課
★省エネ製品の導入促進	→					環境政策課
新たなエネルギー資源の活用方策の研究	→					環境政策課
地球温暖化対策の推進	→					環境政策課

### 政策3 地域から取り組む循環型社会の構築

#### 【現状と課題】

戦後の高度経済成長以降、わが国では大量生産、大量消費、大量廃棄の時代が続き、国民生活は便利で豊かになりましたが、一方で、廃棄物の発生量の増大や最終処分場の確保の問題、不法投棄の増大などへの対応が喫緊の課題となっています。

こうした中、国においては、「第二次循環型社会形成推進基本計画」に基づく、リデュース・リユース・リサイクルの3Rや、環境に配慮したライフスタイルの見直しなど「循環型社会」の形成に向けた取組みを加速しています。

本市では、これまで、物を大切にする「もったいない」という日本古来の精神文化を掲げ、そのシンボルとして「ふろしき」を普及啓発するなど、市民の環境意識の向上に努めてきました。また、「一般廃棄物処理基本計画」などに沿って、廃棄物の発生抑制のための普及啓発活動などを進めるとともに、リサイクルセンター「えこぱーく」を活用した廃棄物の効率的処理や再資源化を推進してきました。

今後は、こうした環境意識のさらなる醸成を図り、市民、事業者、行政が、適切な役割分担のもと、地域における3Rの取組みを強化していくことが必要です。

また、経済的インセンティブを活用したごみの発生抑制や再利用の促進を図るための手法として、引き続き、ごみ処理手数料の有料化について検討を進める必要があります。

#### 【基本方針】

持続可能な循環型社会の構築を目指して、市民・事業者と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や再資源化など、3Rの取組みを推進するとともに、ごみ処理の複雑化や高齢化に対応するため、市民ニーズに的確に対応できる収集サービスの充実に努めます。

また、家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみのリサイクルを推進します。

#### 【政策展開の方向】

##### (1) ごみの発生抑制

「もったいない文化」の普及啓発に努めるとともに、「ごみの行方」見学ツアーや環境学習、ごみ分別辞典などを活用した市民の意識啓発を推進します。

また、エコショップ認定制度の充実など事業者の自主的な取組みを促進するとともに、不用品交換システムの充実を図ります。

このほか、ごみの発生を抑制するための手法の一つとして、ごみ処理手数料の有料化

について検討します。

## （２）再資源化の推進

リサイクルセンター「エコぱーく」を拠点に、ごみの再資源化を進めるとともに、家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみのリサイクルを推進します。

また、紙製容器包装の再資源化を促進するとともに、地域で取り組む資源回収等を支援します。

## （３）廃棄物適正処理の促進

「一般廃棄物処理基本計画」に基づく廃棄物の適正処理に努めるとともに、出前講座やごみカレンダー等を活用したごみの正しい分け方、出し方に関する普及啓発を推進します。

また、関係機関等との連携を図りながら不法投棄監視体制の強化に努めます。

## （４）時代に対応した対策の推進

ごみ処理の複雑化や高齢化の進行などに対応するため、粗大ごみ等の戸別収集など、市民ニーズに的確に対応できるサービスの充実に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①市民1人あたりのごみの排出量	346 kg	330kg 以下
②リサイクル率	28.7%	32.0%以上
③ごみの最終処分量	1,460t	1,200t
④ごみの分別を行っている人の割合	95.9%	100.0%



【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
もったいない文化の醸成						環境政策課 環境事業課
不用品交換システムの充実						環境事業課
市民や事業者への啓発活動の推進						環境事業課
ごみ処理の有料化※	調査・研究 					環境事業課
エコぱーくを拠点とした再資源化の推進						環境事業課
一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物の適正処理の推進						環境事業課
地域における再資源化の推進						環境事業課
生ごみリサイクルの推進						環境事業課
不法投棄監視体制の整備						環境事業課
市民ニーズに対応した収集サービスの実施						環境事業課

## 政策4 衛生的な生活環境の確保

### 【現状と課題】

健康で快適な生活環境の確保のみならず、河川や海など公共用水域の水質の保全、さらには、生態系の維持などにも重要な役割を果たす下水道は、生態系の一員である私たちが日常生活や生産活動を営む上で必要不可欠な都市基盤です。

本市では、島田川流域と室積・虹ヶ浜海岸を含む瀬戸内海の水質保全を目的に、本市と周南市（旧熊毛町）、岩国市（旧周東町、旧玖珂町）を対象とした周南流域下水道事業と整合を図りながら公共下水道の整備を進めるとともに、計画区域外の地域における汚水処理対策として浄化槽の設置を促進しており、平成23年3月末における下水道の普及率は74.3%、汚水処理人口普及率は80.4%となっています。

公共用水域の水質保全と快適な生活環境を創出するため、引き続き、下水道会計の財政健全化との両立を図りながら、計画区域の整備を計画的に推進するとともに、計画区域外の地域や、計画区域内であっても下水道整備が見込まれない地域の汚水処理対策の充実が求められています。

### 【基本方針】

公共用水域の水質保全と市民の生活衛生環境の向上を図るため、公共下水道を計画的に整備し、水洗化を促進するとともに、下水道会計の財政健全化に向けた取組みを推進します。

また、計画区域外の地域の処理対策の充実を図るとともに、計画区域内であっても公共下水道の整備が見込まれない地域に対して、浄化槽設置を支援します。

### 【政策展開の方向】

#### （1）流域関連公共下水道事業の推進

「下水道整備計画」に基づき、公共下水道を計画的に整備し、水洗化を促進するとともに、緊急度の高い地域から雨水渠の整備など雨水排水対策を推進します。

また、老朽化した管渠等の計画的な補修を実施するなど、施設の長寿命化に努めます。

さらに、計画区域のうち、下水道整備が見込まれない地域については、浄化槽設置を支援します。

#### （2）下水道事業の経営の安定化

使用料の適正負担を確保するとともに、浄化センター等の施設の効率的な維持管理に

努めるなど、下水道事業の経営安定化に努めます。

### (3) 計画区域外の処理対策の充実

計画区域外の処理対策として、浄化槽の設置等を促進し、公共用水域の水質保全と良好な生活環境の維持に努めます。

また、一定の条件のもとで、計画区域外の地域から公共下水道への汚水の流入を行います。

### (4) 水環境の保全

生活排水による水質汚濁を防止するため、使用済み食用油や調理くずの適正処理、洗剤の適正使用など、地域住民による水質浄化に向けた実践活動を促進します。

また、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集を行うとともに、処理施設における排出水の適正な処理を推進し、公共水域における水環境の保全に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①下水道普及率	74.3%	79.0%
②汚水処理人口普及率	80.4%	90.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
公共下水道の整備						下水道課
水洗化の促進						下水道課
老朽管の補修・更新						下水道課
浄化センターの効率的な運営						下水道課
下水道会計の財政健全化の推進						下水道課
浄化槽の設置等の促進						下水道課
★汚水の区域外流入						下水道課
し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理						深山浄苑

### **重点目標3 安全な暮らしを守るために**

#### **政策1 想定外をも想定した地域防災対策の推進**

##### **【現状と課題】**

狭い平野部に人口が集中するわが国では、都市化の進展や山林の開発等と相まって災害の多様化・複雑化が進んでいます。一方、東日本大震災を契機に、防災に対する市民の関心は大きく高まっており、災害に強いまちづくりに加えて、災害発生時における迅速かつ的確な応急対策の確立が課題になっています。

本市では、台風や集中豪雨による浸水、土砂災害に伴う被害に加えて、台風による高潮災害や大雨による島田川の氾濫、土砂災害等が危惧されるとともに、最大で震度5強の揺れが想定される東南海・南海地震や津波など大規模災害を想定した対策も求められています。

こうした中、今後は、国や県の動向等も視野に入れながら、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策などの総合的な防災体制の整備充実や公共施設等の耐震化を図るとともに、市民一人ひとりの防災意識のさらなる向上や、高齢者、障害者などの災害時要援護者への支援などを含めて、地域の防災力を高めていくことが必要です。

さらに、大規模災害を想定し、県や消防等との連携による広域的な応援・受援体制の推進や、災害ボランティアの応援・受援体制も踏まえた防災体制を構築していくことが必要です。

##### **【基本方針】**

風水害、地震等の自然災害や産業災害など、あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策などの総合的な防災対策を推進します。

また、適切な役割分担のもと、地域の防災力の向上に努めるとともに、災害情報の収集や伝達、災害時要援護者に配慮した対策を推進します。

さらに、広範囲にわたる風水害や大地震などの災害警戒・発生時においては、県や防災関係機関、各種福祉団体等との連携を図ります。

##### **【政策展開の方向】**

###### **(1) 防災意識の醸成**

自助・互助・共助を基本に、ハザードマップや出前講座、防災センター「あんしんねっと光」などを活用しながら、防災に関する意識や知識の普及啓発を推進します。

また、災害発生時において、市や防災関係機関及び住民それぞれが、迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災研修や防災訓練を実施します。

## **(2) 防災コミュニティの育成と連携強化**

地域の被災を軽減するため、自主的な共助による防災活動を推進し、自主防災組織等の育成支援を図るとともに、関係者等との連携のもと、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難援助体制を強化します。

また、被災生活や復旧・復興をより円滑に行うため、災害ボランティアの育成・指導に努めます。

## **(3) 防災体制の整備充実**

本市で想定される災害の規模等を検証し、「地域防災計画」の見直しを行うとともに、災害時における各種マニュアルやハザードマップの充実を図ります。

また、防災関係機関等と連携しながら、災害関連情報の収集や災害時要援護者に配慮した避難準備の情報提供が的確に展開できる仕組みを整備します。

さらに、避難生活物資・資機材等の計画的な備蓄や各種応援協定の締結に努めるとともに、災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止などを図りながら、大規模災害対策の充実に向け、広域的な受援体制の確保や、災害ボランティアの受入体制の整備を推進します。

## **(4) 災害に強い都市基盤の整備**

災害時の防災拠点や避難場所の確保・整備を進め、河川改修や高潮対策、砂防・地すべり防止事業等の推進や危険ため池の整備、災害対策の拠点となる市役所本庁舎の耐震診断の実施などとともに、公共施設等の防火・避難対策やバリアフリー化を進めます。

また、災害時の市民の迅速な避難行動を支援するため、防災行政無線の整備を進めるとともに、上下水道などライフライン事業者との連携を強化し、防災力の向上に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①自主防災組織率（加入世帯の割合）	48.0%	70.0%
②普段から災害に備えている人の割合	47.6%	70.0%
③「災害対策の充実」に関する満足度	20.0%	30.0%
④災害時要援護者への支援者の登録率	60.6%	88.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
防災知識の普及・啓発	→					総務課
防災研修・防災訓練の実施	→					総務課
自主防災組織の育成・支援	→					総務課 消防組合本部
災害ボランティアの育成・指導※	検討	→				総務課 社会福祉課
地域防災計画	見直し	→				総務課
災害時要援護者支援体制の確立	→					総務課 高齢者支援課 社会福祉課
災害時避難マニュアル等※	検討	→				総務課
★土砂災害ハザードマップ	作成					土木課
★津波ハザードマップ	検討	→				総務課
防災情報携帯メールサービスの実施	→					総務課 情報推進課
各種団体等との災害応援協定の締結	→					総務課
大規模災害対策の整備※	検討	→				総務課
防災行政無線の整備※	基本設計等	整備工事				総務課
災害情報の収集・伝達手段の整備※	検討	→				総務課
防災備蓄品の整備・充実	→					総務課
★市役所本庁舎の耐震化	1次診断	2次診断	検討			総務課

## 政策2 まちの安全を守る消防・救急体制の充実

### 【現状と課題】

近年、都市化の進行や建築物の高層化等により、火災や自然災害の多様化・複雑化が進むなど、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、本市では、高規格救急自動車や救助工作車、防火水槽をはじめとした消防防災施設・設備の整備を進めるなど、消防力の充実強化を図ってきましたが、あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、引き続き、消防施設の計画的な更新や災害予防の普及啓発などに努める必要があります。

また、救命率のさらなる向上を図るため、救急救命士の育成や救急・救助隊員の教育訓練、また関係機関との協力体制の強化を図るとともに、高齢者をはじめとする災害時要援護者等に配慮した対策の推進やAED（自動体外式除細動器）の普及を進めていくことが必要です。

さらに、消防救急無線のデジタル化など時代に即した取組みが求められています。

### 【基本方針】

市民の生命や財産を災害から守り、誰もが安心して暮らせるよう、消防用施設・資機材の年次的な整備や消防・救急体制の充実強化を図るとともに、各種災害を想定した訓練の実施や建物等の防火安全対策の推進、消防団の育成・強化など、市民の自主的な防災活動を促進します。

また、医療機関との連携を強化し、救急搬送体制の確保と救急業務の高度化を図るとともに、一般市民による応急手当の普及等により、救命率の向上を目指します。

### 【政策展開の方向】

#### （1）予防行政の推進

年間計画に基づき、建築物や危険物施設への立入検査を実施し、関係者の意識高揚を図り、建物や設備の安全対策の強化に努めます。

また、市民を対象とした火災予防イベントや防災教室、防火管理者講習会、救命講習を実施するなど防災意識の普及に努めるとともに、一般住宅への住宅用火災警報器の設置に向けた取組みを強化します。

さらには、高齢者等の住宅防火対策として、寝具類等の防災化や住宅用防災機器の普及促進に努めます。

## **(2) 消防用施設・資機材の整備**

防火水槽の設置や各種消防用資機材の計画的な整備・更新を行い、災害現場で活動する消防隊、救急隊、救助隊等の装備の充実に努めます。

また、電波法の改正に伴い、新たな通信連絡体制を確立するため、消防救急無線のデジタル化を推進します。

## **(3) 消防体制の充実強化**

定期的に職員の非常参集・初動対応訓練を行い、災害発生時の円滑な初動を確立するとともに、大規模災害が発生した場合における緊急消防援助隊などの受入体制（受援計画）を整備し、あらゆる災害に即時に対応できる体制づくりに努めます。

また、消防本部、消防署及び消防団等の連携を強化し、より効果的な消防活動を行えるよう、合同訓練を実施します。

## **(4) 救急救命体制の充実強化**

救急救命士の養成を推進するとともに、最新の知識技術の習得や、高規格救急自動車及び高度救命処置資機材の整備充実に加え、AEDの設置促進と市民への研修の充実に努めます。

また、複雑化・大規模化する災害に対応できる高度な救助技術を習得した救助隊員を養成するため、平時から救助資機材の取扱いや、各種災害を想定した訓練を実施し、救急・救助体制の整備に努めます。

## **(5) 消防団の強化育成**

消防団員を確保するため、地域内事業所との連携により、青年層、女性層を対象とした消防団への参加を促進するとともに、消防団無線等の施設・設備の整備充実による通信連絡体制の確立や団員の教育訓練の充実に努めます。

また、地域の防災力を高めるため、自主防災組織未整備地区における組織づくりを推進するとともに、防災センターを活用した市民の防災意識の啓発や救命講習の開催など、市民の自主的な防災活動を促進します。



【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①救急講習受講者の普及率	8.5%	10.0%
②出火件数（人口1万人あたり）	4.8件	3.0件

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
建築物や危険物施設への立入検査の実施						消防組合本部
高齢者等の住宅防火対策						消防組合本部
住宅用火災警報器の設置促進						消防組合本部
消防用施設・資機材の整備						消防組合本部
消防体制の充実強化						消防組合本部
消防救急無線デジタル化の推進						消防組合本部
各施設へのAED（自動体外式除細動器）の設置促進						消防組合本部 関係各課
救急搬送体制の整備						消防組合本部
救急業務高度化の推進						消防組合本部
高規格救急自動車・高度救命処置資機材の整備充実						消防組合本部
消防団員の確保						消防組合本部
市民の自主的な防災活動の促進						消防組合本部

### 政策3 暮らしを守る地域安全活動の推進

#### 【現状と課題】

刑法犯の認知件数は減少傾向が見られる一方で、全国的に犯罪の低年齢化や凶悪化、無差別化などが進んでおり、犯罪のない、安全で安心して生活できる地域社会の実現は、市民共通の願いです。

こうした中、本市では、平成20年9月に、「安全・安心都市宣言」を行い、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通認識のもと、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関と一体となった地域防犯活動や防犯環境づくりなどを進めてきました。

地域では、各地区の公民館や老人クラブ等による子どもの見守り活動など、市民の自主的な活動が活発に展開されていますが、引き続き、地域の安全体制の強化に努めるとともに、家庭や学校、地域が一体となって子どもたちの安全確保対策を推進する必要があります。また、悪質商法や振り込め詐欺など、高齢者に関わる犯罪、事故を未然に防止するための防犯・保護活動を推進することも求められています。

さらに、様々な緊急事態を想定した、危機管理対策に取り組むことが必要です。

#### 【基本方針】

「安全・安心都市宣言」の理念のもと、子どもからお年寄りまで、すべての市民が安全で安心して生活できるまちを実現するため、警察等関係機関との連携のもと、協働による地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域安全体制の強化に努めます。

また、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・保護活動を推進するとともに、少年非行防止活動の推進に努めます。

#### 【政策展開の方向】

##### (1) 地域安全体制の強化

安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえ、市民との協働や関係機関との連携により、暴力の追放運動や地域ぐるみの防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域における防犯などの自主的な地域安全組織の育成と活動を支援します。

また、警察等関係機関や自治会との連携のもと、見守り活動を促進するとともに、防犯灯の設置や維持管理の支援などにより、児童生徒等の安全の確保に努めます。

## (2) 高齢者対策の充実

高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止するため、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・保護活動の促進に努めます。

また、地域安全活動への取組みを強化するとともに、悪質商法や振り込め詐欺等による被害を防止するための啓発等を推進します。

## (3) 青少年の非行防止

家庭や学校、地域が一体となった非行防止活動の推進や、非行の早期発見などに努めます。

## (4) 国民保護計画による危機管理対策

外部からの武力攻撃及びこれに準ずるテロ等の緊急事態に対処するため、「国民保護計画」に基づき、国民保護措置を総合的に推進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①刑法犯罪認知件数 (人口10万人あたり)	440 件	減少
②防犯灯の設置箇所数	4,697 灯	4,800 灯
③自主防犯活動団体数	13 団体	20 団体
④光市の治安が良いと思う人の割合	80.4%	85.0%
⑤「防犯対策の充実」に関する満足度	36.5%	40.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
自主防犯パトロール等の実施	→					生活安全課
児童生徒の安全の確保	→					学校教育課 生活安全課
暴力追放運動の推進	→					生活安全課
地域見守り体制の確立	→					文化・生涯学習課 生活安全課
地域安全安心情報システムの充実	→					生活安全課 情報推進課
市民安全安心の日の推進など、安全意識の高揚	→					生活安全課
安全・安心都市宣言に係る行動計画等	策定 →					生活安全課
被害防止のための意識啓発	→					生活安全課
地域安全に関する相談体制の充実	→					生活安全課
学校と地域が連携した少年非行防止活動の実施	→					文化・生涯学習課 学校教育課
国民保護計画の推進	→					総務課

## 政策4 人最優先の交通安全活動の推進

### 【現状と課題】

モータリゼーションが進展する一方で、高齢化の影響により、道路交通を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、交通事故による犠牲者の数は、災害や犯罪等に比較しても圧倒的に多く、交通安全の確保は、安全で安心な社会を実現していくための大きな要素となっていますが、交通安全意識や交通マナーの欠如が引き起こす重大事故が、大きな社会問題になっています。

本市では、正しい交通ルールや交通マナーを身につけてもらうため、各年齢層に応じた交通安全教育や、市民、各種団体と一体となった交通安全運動を展開するとともに、警察等関係機関との連携のもと、交通事故多発地点や交通危険箇所への交通安全施設の整備や交通規制の強化等を実施してきました。この結果、人身事故の発生件数は減少傾向にあります。その一方で、高齢者が被害者になる割合は年々高まっています。

引き続き、高齢者や子どもなど「人最優先」の立場に立った交通安全対策を強化するとともに、人命尊重の観点から、相互理解と思いやりをもって行動する交通安全社会の構築を進める必要があります。

### 【基本方針】

警察等関係機関との連携のもと、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域における交通安全教育の推進など、交通安全活動の強化に努めます。

また、高齢者や障害者などの交通弱者に配慮した交通安全施設の整備や交差点等の改良の促進など、交通安全対策を強化するとともに、交通事故被害者の救済に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 交通安全意識の高揚

市民一人ひとりが交通安全を自らの課題として捉えることができるよう、交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域において、幼児から高齢者まで幅広い市民を対象に、参加、体験、実践型のきめ細かな交通安全教育を推進します。

また、各種交通安全関係団体の活動支援や、指導者の育成・確保に努めるとともに、警察等関係機関との連携のもと、緊急車両の通行を妨げる違法駐車等、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対して、交通指導に努めます。

さらに、警察等関係機関、事業者等との連携のもと、飲酒運転防止に関する意識の啓発と取締りの強化を促進します。

## (2) 交通環境の整備

道路パトロール等の実施により、交通事故の危険性が高い箇所の把握と点検に努め、必要な安全策を講じます。

また、高齢者や障害者等の交通弱者や歩行者、自転車等利用者の安全を確保するため、信号機、防護柵、カーブミラー等交通安全施設の整備を促進するとともに、歩道の設置や交差点等の改良整備に努めます。

## (3) 交通事故被害者の救済

交通遺児に対する援護の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、多様化・複雑化する交通事故相談に適切に対応します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①交通事故死亡者数	0人	2人以下
②交通事故発生件数 (人口10万人あたり)	387件	360件以下
③交通安全教室への参加者数	4,050人	4,200人
④「交通安全対策の充実」に関する満足度	38.5%	45.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担当
	H24	H25	H26	H27	H28	
交通安全運動の実施						生活安全課
交通安全教育の充実						生活安全課
交通安全関係団体の活動支援						生活安全課
指導者の育成・確保						生活安全課
交通指導の強化						生活安全課
道路パトロールの実施 (再掲)						生活安全課 土木課
交通危険箇所等の改善						生活安全課 土木課
街路灯の改良						生活安全課

## 政策5 安心できる消費生活の実現

### 【現状と課題】

高度情報化、国際化、高齢化の進展など消費者を取り巻く環境が急速に変化する中、様々な商品やサービスが提供される一方で、誇大広告や悪質商法による被害が急増しています。さらに、食品偽装や架空請求、インターネットを利用した電子商取引による被害など、消費者問題は一段と多様化・複雑化しています。

こうした中、本市では、消費者利益の擁護と消費生活の安定、向上を図るため、平成21年4月に設置した消費生活センターに専門の相談員を配置し、被害者の救済に努めるとともに、ホームページ等を活用した情報提供や出前講座等を通じた啓発活動を進めています。

時代とともに多様化・複雑化が進む消費トラブルに適切に対応するため、引き続き、関係機関との連携のもと、様々な消費者問題に柔軟に対応できるよう相談機能の拡充を図るとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、意識啓発や的確な情報の提供を進める必要があります。

### 【基本方針】

市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費生活センターを中心に、消費生活相談機能の充実など消費者の自立の支援を促進するとともに、生活情報や学習機会の提供など消費者意識の高揚を図ります。

また、消費者団体の育成支援に努め、市民の自主的な活動を促進します。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 消費者の安全・安心の確保

市民の消費生活の安定と向上のため、国・県等の関係機関と協力し、製品や食品の安全・安心に関する情報提供や「食」に関する講座の充実など、消費者の安全・安心の確保に努めます。

#### (2) 消費者の自立の支援

市広報や出前講座等を通じて、悪質商法やクーリング・オフ制度など、消費生活に関する情報提供や啓発活動を進めるとともに、消費者教育を受ける機会の拡充を図ります。

また、消費者団体の育成支援を図り、自主的な活動を促進します。

### (3) 消費生活相談の充実

消費生活センターの相談体制等の機能充実や相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、多様化する消費生活相談に適切に対応します。

#### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①消費生活に関する研修会等の回数	21回	25回
②「消費生活相談」に関する満足度	22.0%	30.0%

#### 【主要な事業例】

	後期					担当
	H24	H25	H26	H27	H28	
消費者啓発活動・指導の実施						生活安全課
消費者への正確な生活情報の提供						生活安全課
消費者団体の活動支援						生活安全課
消費生活センターの機能充実						生活安全課



## **重点目標 4 優れた価値を生み出すために**

### **政策 1 地域資源を活かした農業の振興**

#### **【現状と課題】**

国際化や産業構造の変化、少子高齢化の進展などに伴い、輸入農作物の増加や若者の農業離れが進み、わが国の農業は、農地の荒廃、農業従事者の高齢化、農村の疲弊など、たいへん厳しい状況に直面しています。

こうした中、国においては、食糧供給に加えて、自然環境の保全、水源のかん養など農業・農村が有する様々な機能や価値を全ての国民が共有し、国民全体で農業を支えていく社会を創造するため、平成22年3月に、新たな「食糧・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率の向上対策や地産地消、意欲ある農業経営者の育成支援などを推進しています。

本市においても、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大などが課題となっていることから、平成23年7月に開設した農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、地産地消の推進や地域農業の振興に向けた新たな取組みを始めるとともに、村づくり交付金事業を活用した基盤整備や新規就農者の育成支援などを進めています。

引き続き、「里の厨」を中心に、生産流通体制の確立や地産地消を推進するとともに、農業経営の安定化や新規就農者の一層の掘り起こしを進めていくことが必要です。

#### **【基本方針】**

生産・生活基盤の整備をはじめ、集落営農の確立による経営の安定や環境にやさしい農業の推進など、特色ある農業を展開するとともに、新規就農者の掘り起こしに努めます。

また、「里の厨」を中心に、地域の特性を活かした特産品や加工品の開発を促進するとともに、地元産農産物の生産流通体制を確立し、地産地消を推進します。

#### **【政策展開の方向】**

##### **(1) 生産・生活基盤の整備**

農地の高度利用や生産性の向上を図るため、「農村振興基本計画」に基づく集落道や農業用排水路の整備など、農業生産基盤や生活基盤の整備を推進します。

また、集落全体で行う農道や排水路の保全管理活動など、農村環境の保全や農業基盤施設の長寿命化を図るための活動を支援します。

## (2) 経営の安定化

農業生産を担う集落営農組織の育成や、農地利用の高度化、効率化を進めるとともに、鳥獣被害の防止対策の推進などにより、農業経営の安定化を図ります。

また、農業協同組合等との連携による安定的な流通ルートの拡大や、「里の厨」を中心とした新たな流通チャンネルの創出を図ります。

さらに、国からの「地域活性化総合特区」の指定に基づき、自然エネルギーの活用などによる効率的な経営や第六次産業化の推進など、全国のモデルとなる次世代型農業生産構造の確立を目指します。

## (3) 地産地消の推進とブランド化

「里の厨」を中心に、地元産農産物の地産地消や、学校給食への提供など業務利用の促進に努めるとともに、農産物のブランド化や新たな特産品等の開発を推進します。

また、様々なイベントや農業体験を通じた生産者と消費者の交流や、無（減）農薬栽培等による安全で安心な農産物の栽培を促進します。

さらに、地産地消をさらに推進するための新たな計画を策定します。

## (4) 後継者の育成

県や関係機関等と連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保、育成に努めます。

また、就農者を受け入れる農業法人等に対する経済的支援を行うなど、意欲のある若者や退職帰農者の掘り起こしと受入体制の整備に努めるとともに、就農者や就農希望者への相談支援体制の構築を図ります。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①認定農業者数	20人	25人
②エコファーマーの数	8人	10人
③新規就農者数	2人	9人
④地元の食材を購入している人の割合	85.3%	95.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
農村振興基本計画の推進						農業耕地課
農地・水・環境保全向上対策の推進						農業耕地課
農村景観の維持・整備						農業耕地課
集落営農の推進						農業耕地課
鳥獣被害防止対策の推進						水産林業課
農産物生産・流通体制の確立						農業耕地課
★次世代型の農業生産構造の確立						農業耕地課
★「里の厨」を中心とした地域農業の振興						農業耕地課
光ブランド農産物認証制度※	検討 					農業耕地課
生産者と消費者の交流促進						農業耕地課
安全・安心な農産物の生産推進						農業耕地課
地産地消プランの推進	次期計画策定 					農業耕地課
認定農業者、農業後継者の育成						農業耕地課

## 政策2 地域資源を活かした林業の振興

### 【現状と課題】

わが国の国土の3分の2を占める森林は、林産物の供給に加えて、水源のかん養、山地災害の防止など、国民生活に様々な恩恵をもたらすことから「緑の社会資本」と言われています。一方、国内林業は、路網整備や施業の集約化の遅れなどから、生産性の向上や森林の維持管理が課題となっており、国においては、平成21年12月に、森林・林業施策を全面的に見直した「森林・林業再生プラン」を策定し、林業・林産業の再生に向けた取組みを推進しています。

こうした中、市域の約53%を森林が占める本市では、様々な多面的、公益的機能に加えて、森林浴に代表される保健保養機能や健康増進など、豊かな市民生活に森林が重要な役割を果たしていることから、これまで、「森林整備計画」に基づく計画的な森林施業などを推進するとともに、植樹体験等を通じて森林の保全と再生に向けた市民意識の醸成を図ってきました。今後も引き続き、森林組合と連携を図りながら、「森林整備計画」及び「森林経営計画」に基づく適切な森林整備や施業体制の確立を図るとともに、後継者の育成や特用林産物生産の促進など、林業の振興に努めることが必要です。

また、森林の荒廃や竹林の拡大が進む中、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、竹の伐採や森林の管理など市民との協働による取組みが必要です。

### 【基本方針】

林業振興を図るため、計画的な森林整備の推進をはじめ、施業体制の確立と後継者の育成、特用林産物生産の促進に努めます。

また、森林が持つ多面的機能を保持するため、自然環境に配慮した健全な森林資源の整備に努めるとともに、市民とのふれあいの機会を創出することにより、森林の保全に向けた市民意識の高揚を図ります。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 森林整備の推進

森林が持つ多面的機能の発揮や森林資源の安定供給を図るため、森林組合と密接な連携を図り、計画的な造林・保育等の森林整備に努めます。

また、森林や林道の計画的な整備を進めるとともに、環境林の保全育成による、景観の向上や森林とのふれあいの場づくりに努めます。

さらに、山地災害の防備、水源のかん養、生活環境の保全など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安林の整備に努めます。

## (2) 施業体制の整備

森林組合の体質強化と指導體制の充実により、総合的な森林施業の合理化・効率化に努めます。

また、林業の生産性の向上を図るため、流域内の小流域を単位とした団地の集約化を図り、地域ぐるみの共同施業を促進し、「森林経営計画」に基づく組織的、計画的かつ効率的な森林施業を推進します。

## (3) 後継者の育成

林業体験等を通して、林業への関心を高めるとともに、広域就労による雇用の安定化、事業体の安全管理体制の強化や機械化による就労条件の改善、労働安全衛生の確保を図るなど、若年従事者の参入促進に努めます。

また、しいたけ、たけのこ、竹炭等の特用林産物の生産技術向上や組織化等を進め、生産量の拡大を促進し、多面的な林業振興に努めます。

## (4) 森林の活用と保全意識の醸成

身近な森林の中での森林体験や健康の増進、体力づくり等、市民に親しまれ利用される森林づくりに努めるとともに、学校教育や生涯学習等を通じて、森林の持つ多面的機能の重要性への理解や、森林の整備と保全を市民全体で支える意識の高揚を図ります。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①竹林の面積	413ha	390ha
②広葉樹林の面積	2,164ha	2,210ha

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
森林の適正な整備・保全	→					水産林業課
保安林の整備	→					水産林業課
林業生産基盤の整備	→					水産林業課
特用林産物の消費拡大のための生産活動の実施	→					水産林業課
市民の森自然観察林の整備	→					水産林業課

### 政策3 地域資源を活かした水産業の振興

#### 【現状と課題】

本市の水産業は、近年、漁業就業者の減少や高齢化をはじめ、漁場環境の悪化や水産資源の減少、さらには輸入水産物の増加による魚価の低迷など、厳しい環境に直面しています。

こうした中、引き続き、中間育成や放流などによる、つくり育てる漁業や、水産資源を保護・管理しながら漁獲量の安定化を図る資源管理型漁業を推進するとともに、地元産水産物の消費拡大により、漁業経営の安定化を図る必要があります。さらに、新規就業希望者など漁業後継者の育成に対する支援をはじめ、新たな販売ルートの確立や地産地消の推進など、第六次産業化を目指した取組みも求められています。

一方、漁業生産活動の基盤となる漁港整備については、昭和33年から順次整備を続けていますが、漁業従事者の高齢化に対応した就労環境の改善と漁港施設機能の向上を図るため、引き続き、光漁港広域漁港整備事業などを推進する必要があります。

また、海洋レジャーの人気の高まる中、近年増加しているプレジャーボートとの利用調整を図り、適正な漁港施設の維持管理や利用に努めることが必要です。

#### 【基本方針】

水産業の振興を図るため、漁港をはじめとする生産・生活基盤の整備に努めます。

また、水産物のブランド化による付加価値の向上や地産地消の推進など、経営安定化対策に努めるとともに、新規漁業就業者の確保対策や資源管理型漁業を推進します。

#### 【政策展開の方向】

##### (1) 生産・生活基盤の整備

漁業施設の機能強化や、漁業従事者の高齢化に対応した就労環境の創出を図るため、光・牛島漁港の施設の整備に努めるとともに、関係者との協議により、プレジャーボート等との漁港内の適正な利用計画の調整を促進します。

##### (2) 経営の安定化

漁業振興基金の有効活用や漁業近代化資金の利子補給により、漁業経営の安定化を図るとともに、山口県漁業協同組合光支店・牛島支店の組織の強化と活性化を促進します。

また、地元産水産物の消費拡大のため、新たな販売ルートの確保や加工品づくり、ブランド化による付加価値の向上を図るとともに、「さかなまつり」などの開催を通じた、

魚食普及活動や地産地消の推進に努めます。

### (3) 後継者の育成

県や漁協と連携して、新規漁業就業者を確保するとともに、就業希望者の長期技術研修等を支援します。

また、漁港整備などによる漁業就労環境の改善と向上に努め、高齢者にやさしい就労環境の実現に取り組むとともに、青壮年部や女性部活動への支援を通じて、漁業技術や文化の伝承など高齢者が生きがいをもてる漁業活動の場づくりを推進します。

### (4) 資源管理型漁業の推進

資源管理型漁業の推進により、持続的な漁場利用と水産物の安定供給に努めるとともに、光・熊毛地区栽培漁業センターによる水産種苗の中間育成放流事業への支援を通じて、つくり育てる漁業を推進します。

#### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①地元産水産物の市内消費率	37.0%	45.0%
②ニューフィッシャーの数 (累計)	2人	10人

#### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
光漁港広域漁港整備事業の推進	→					水産林業課
加工品づくり・ブランド化の推進	→					水産林業課
魚食普及活動・地産地消の推進	→					水産林業課
ブルーツーリズムの推進	→					水産林業課 商工観光課
漁業就労環境の改善	→					水産林業課
新規就業者の確保など後継者の育成	→					水産林業課
資源管理型漁業による漁獲物の安定的な確保	→					水産林業課



## 政策4 にぎわいに満ちた商業・サービス業の振興

### 【現状と課題】

少子高齢化など社会状況の変化に伴う消費者ニーズの多様化、規制緩和等を背景とした大型店や郊外型店舗の出店、流通経路の短絡化、インターネットによる電子商取引の増加に加え、経営者の高齢化や後継者不足などにより、地域の商業・サービス業を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、歴史的経緯や地理的制約から商店会が各地区に分散し、核となる商業ゾーンの形成が課題でしたが、平成7年の浅江地区への大型店の進出を皮切りに、近年、島田地区や浅江地区、室積地区へのショッピングモールの進出が相次いでいますが、隣接する下松市をはじめ市外・県外を買物先に選ぶ人が増加傾向にあるなど、市民の購買動向には変化が見られます。

こうした中、今後は、地域特性を活かした魅力ある商店の育成をはじめ、商工会議所や商工会との連携のもと、商業経営の近代化を図るとともに、消費者ニーズに対応した商業の振興に努める必要があります。

一方、高齢化が進む中、小売商業の廃業や地域のスーパーの撤退なども相次いでおり、市民生活への影響も懸念されることから、交通手段を持たない高齢者等を対象とした商品の宅配などを、商業・サービス業の振興につなげていくことも求められます。

### 【基本方針】

市民の利便性を高める商業・サービス業の振興を図るため、地域の特性を活かした魅力ある商店会の育成をはじめ、商工会議所や商工会との連携のもと、商業経営の近代化を促進するとともに、消費者ニーズに対応した商業の振興に努めます。

また、超高齢社会に即した多様なサービスを、地域の商業・サービス業の振興につなげるための仕組みづくりに努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 魅力ある商店の育成

商工会議所や商工会と連携し、魅力ある商店の育成と連携強化を推進するとともに、高齢者など交通弱者にもやさしい商業環境を形成し、地域商業の体質強化と活性化を促進します。

また、地域におけるイベントの実施や地元商店での購買を促進することにより、機能

分担と交流・連携による市域全体の商業機能の高度化と地域活性化を図ります。

## （２）商業経営の近代化の促進

商工会議所や商工会による指導体制の強化を図るとともに、専門家による経営診断や経営指導を進め、新規起業家や将来の商業を担う人材の育成を推進します。

また、経営能力の向上と経営体質の改善に向けた相談・指導体制の充実や、融資制度の展開による経営支援に努めます。

さらに、高齢者等の日常生活を支援するための商品宅配サービスなど、消費者ニーズに対応した取組みへの支援を検討します。

## （３）サービス業の育成

情報サービス業やリース業などの事業所サービス業の育成や、山口県ソフトウェアセンターの運営を支援することにより、地域経済の活性化と地域産業の高度化を促進します。

また、超高齢社会における市民ニーズに対応した福祉サービス業や生活支援サービスなど、多様なサービス業の育成と振興に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①商品販売額（卸売業・小売業）	1,218億円	910億円
②事業所数（卸売業・小売業）	586か所	維持
③従業者数（卸売業・小売業）	3,760人	3,900人

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
地域と一体になった魅力的な商業空間の形成						商工観光課
地域の特色ある商業活動・イベントの支援						商工観光課
高齢者等の購買活動の支援	検討 					商工観光課
中小小売商業者の経営能力向上・体質強化の支援						商工観光課
後継者の育成と人材確保の支援						商工観光課
各種融資制度、相談体制の整備						商工観光課
商業団体等との連携強化						商工観光課
サービス業育成の支援						商工観光課

## 政策5 豊かな生活を支える工業の振興

### 【現状と課題】

本市の臨海部には、鉄鋼・薬品の2大企業を中心とする大規模な工場が集積しており、本市の安定的な発展を支えています。また、内陸部に開発した周防工業団地や大和工業団地への企業進出も進んだ結果、本市の工業は順調な推移を続けていましたが、「100年に1度」と例えられる世界的な経済金融危機以降は状況が一転し、平成21年の製造品出荷額は約3,499億円と、ピークである平成19年の約53%の水準まで落ち込むなど、厳しい状況が続いています。

本市では、これまで、事業所設置奨励条例に基づく支援制度の拡充や緊急経済対策としての中小企業への金融支援など、基幹工業や地域工業の振興に努めてきましたが、地域経済の先行きは依然として不透明であることから、引き続き、鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、地元企業の体質強化に向けた経営支援や金融制度等の拡充を図ることが必要です。

また、工業構造の多様化により総合的な工業力を高めるとともに、就労機会の拡大や雇用の安定のため、幅広い分野からの企業誘致や起業化の支援が求められています。

### 【基本方針】

活力ある地域社会を形成するため、本市の基幹工業の一層の振興や地場企業の高度化をはじめ、多様な工業の創出や中小企業の育成・強化を支援することにより、地域工業の振興に努めます。

また、幅広い分野からの企業誘致や起業化の支援のほか、道路網の整備や工業用水の安定供給など基盤整備の推進に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 基幹工業と地域工業の振興

鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、企業との連携のもと、転勤者等に対するきめ細かな行政情報の提供などの支援に努めます。

また、商工会議所や商工会等との連携のもと、中小企業の組織化、協業化、技術交流等を促進し、経営の近代化を図るとともに、経営診断や経営相談による生産技術の高度化等の支援に努めます。

さらに、財団法人周南地域地場産業振興センターとの連携のもと、中小企業の新商品・

新技術の開発や販路の開拓を側面的に支援します。

### (2) 新しい工業の創出と企業誘致の促進

工業構造の多様化を図るため、異業種交流、融合化等の事業活動を促進し、新規工業の育成を支援するとともに、高度情報通信基盤を活用したSOHOなど新分野における起業化への支援に努めます。

また、ひかりソフトパーク関連企業や基幹工業関連企業を中心に、企業や関係団体との連携のもと、積極的な企業誘致活動を展開するとともに、市内への事業所設置や雇用の拡大等を促進するため、優遇措置等による支援を行います。

### (3) 基盤整備の推進

物流の基幹となる道路網の整備促進や、工場用水の安定的供給など基盤整備に努めるとともに、山陽自動車道熊毛インターチェンジへのアクセスに優れた周防、大和工業団地周辺等における新たな工業団地の可能性について、中・長期的視点から調査・研究を行います。

また、住工近接地域においては、工場緑化の推進や周辺環境の整備を促進するとともに、住工分離の促進に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①製造品出荷額等	4,577 億円	4,500 億円
②「中小企業の支援」に関する満足度	13.7%	20.0%
③「地場産業の振興」に関する満足度	15.1%	20.0%
④ソフトパークの分譲率	40.0%	100.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
基幹工業への支援						商工観光課
地場産業の高度化支援						商工観光課
新しい工業の育成支援						商工観光課
起業化の支援						商工観光課
ソフトパーク等への企業誘致活動の推進						商工観光課
道路網の整備						土木課 都市整備課
工場用水の安定的供給						水道局
住工分離の促進						都市整備課
新たな工業団地※	検討					商工観光課

## 政策6 安心して働ける雇用・就業環境の充実

### 【現状と課題】

産業構造の変化や経済のグローバル化に伴って非正規雇用が増加するなど、就労形態が多様化する一方、景気動向に影響される雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いています。

また、少子高齢化や女性の社会進出など社会環境が変化する中、若者や女性、働く意欲のある高齢者、さらには、障害者の雇用機会の拡大など、働く環境の充実に向けた総合的な対応が求められています。

本市では、関係機関との連携のもと、これまで就労・雇用に関する相談窓口や情報提供の充実、シルバー人材センターを中心とした高齢者の就業機会の確保などに努めてきましたが、引き続き、多様な就労機会の拡大や雇用の安定に向けた取組みを総合的に進めていく必要があります。

また、中小企業における勤労意欲の高揚、勤労者の定着化、雇用の促進を図るため、勤労者福祉共済制度や中小企業退職金共済制度等の普及に努めるとともに、勤労者の福利厚生の上昇に努めることが必要です。

### 【基本方針】

全ての勤労者が自己の能力を十分に発揮し、生きがいをもって、安心して働ける労働環境を創出するため、雇用に関する相談窓口や情報提供の充実など、関係機関との連携のもと、雇用の確保と安定に努めます。

また、中小企業勤労者の福利厚生の実現を図るとともに、職業能力の開発のため、職業訓練、技能取得の機会の拡充を図ります。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 雇用の確保と安定

関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口や就労・雇用に関する情報提供の充実を図るとともに、勤労者の能力向上のための職業訓練や技能修得の機会の拡充に努めます。

また、県等関係機関と連携のもと、離職者を対象とした緊急雇用対策や生活支援対策を実施します。

さらに、雇用に関する相談や就労・雇用に関する情報提供を充実し、若者をはじめ、

女性や高齢者、障害者に対する雇用の拡大を促進するとともに、IT講習など、職業能力の開発と向上に向けた職業訓練や知識習得機会の拡充に努めます。

## (2) 勤労者の福利厚生の実施

勤労者福祉共済制度や中小企業退職金共済制度などの普及や、労働福祉金融制度の実施など、中小企業勤労者の福祉の向上と生活の安定に努めるとともに、各種労働団体が行う労働福祉事業、勤労者育成事業等への支援に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①「企業誘致・雇用の確保」に関する満足度	13.2%	30.0%
②年間有効求人倍率	0.56倍	1.30倍
③光市シルバー人材センター会員数	747人	1,300人

### 【主要な事業例】

	後期					担当
	H24	H25	H26	H27	H28	
雇用に関する相談窓口の充実						商工観光課
就労・雇用に関する情報提供の充実						商工観光課
高齢者、女性、障害者等に対する雇用対策の充実						商工観光課
職業能力開発の支援充実						商工観光課
中小企業向け各種共済制度の普及促進						商工観光課
労働福祉金融制度の充実						商工観光課
労働福祉事業、勤労者育成事業等の支援						商工観光課



## **重点目標5 地域の魅力を活かすために**

### **政策1 自然や歴史とふれあう観光振興**

#### **【現状と課題】**

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、市民の観光志向は、従来の団体中心の「見る」観光から、個人・小グループを中心とする「食べる」「遊ぶ」「学ぶ」「滞在する」参加体験型の観光へと大きく変化しています。

本市には、西日本屈指の海水浴場である室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、冠山総合公園や伊藤公記念公園、石城山神籠石や海商通りなど、自然や歴史・文化に育まれた多くの観光資源を有しており、年間約70万人の観光客が訪れていますが、観光拠点のネットワーク化までには至っておらず、既存の観光資源の魅力向上や潜在的な観光資源の掘り起こしなどが課題となっています。

このため、観光客に「選ばれる観光地」となるよう、観光資源の開発や固有のブランドイメージの創出、周辺市町との広域的な連携を図るとともに、農業振興拠点施設「里の厨」を活用し、農業体験や加工体験を盛り込んだツーリズムを推進するなど、多様な観光ニーズに対応する必要があります。

また、テーマや物語性を持たせた観光拠点のネットワーク化や、地域の魅力を活かした独自の観光プログラムの展開により、回遊性を高め、観光客の滞在時間の拡大を促していくことが求められます。

#### **【基本方針】**

観光案内所など観光拠点機能の充実を図るとともに、「観光基本構想」に基づき、自然や歴史・文化に育まれた多くの観光資源を有効に活用し、テーマや物語性を持たせた観光拠点のネットワーク化を促進します。

また、地域の観光資源の魅力の向上や光ブランドイメージの創出を通じて、観光PRを展開し、地域の活性化につなげます。

#### **【政策展開の方向】**

##### **(1) 観光資源の創出とネットワークの形成**

冠山総合公園、伊藤公記念公園などの観光拠点の活用を促進するとともに、室積・虹ヶ浜海岸など豊かな自然と、第二奇兵隊や石城山神籠石など歴史をテーマにした総合的な観光振興を図るため、関連施設や周辺環境の整備充実に努めます。

また、観光案内所などの観光拠点や観光資源のネットワーク化を図り、潜在する観光資源を掘り起こすとともに、「里の厨」を活用したツーリズムの推進をはじめ、観光ボランティアの育成や観光事業者等との連携による推進体制の充実など、本市の魅力を満喫できる観光振興に努め、観光客の滞在時間の拡大を図ります。

さらに、観光客のリピーター化により交流人口の増加を目指すとともに、観光関係者の主体的な取組みを促進し、観光関連産業の育成と活性化に努めます。

### (2) 光ブランドイメージの創出と観光PRの推進

豊かな自然環境や歴史資源の活用により地域の独自性を高め、観光客の要望に応えられる固有の光ブランドイメージを創出します。

また、観光拠点・観光案内所の充実を図るとともに、観光資源やイベント等を県内外に周知するため、ホームページの充実、観光案内看板や観光ガイドブック等の整備を推進するなど、各種メディアを活用した積極的な情報発信を展開します。

さらに、周南地域や国道188号沿道の市町と連携し、圏域内の広域観光ルートの構築に努めます。

### (3) 特色ある祭りやイベント等の振興

市のイメージアップと観光客の増加を図るため、海水浴場の安全性の向上を図るとともに、冠山総合公園の「花まつり」や伊藤公資料館における特別展、花火大会など、地域資源を活かした特色あるイベント等を展開します。

また、伝統的な祭りや風物詩の振興とPRにより、市内外から集客の増加を図ります。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①観光入込客数	770 千人	1,000 千人
②宿泊観光客数	60 千人	100 千人
③「観光の振興」に関する満足度	21.4%	30.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
観光拠点・観光案内所の整備※	検討 ■ ■ ■ ■ ■ ▶					商工観光課
新たな観光資源の開発・整備						商工観光課
観光資源のネットワーク化の推進						商工観光課
★食や農を楽しむツーリズムの推進						農業耕地課 商工観光課
ボランティアガイドの育成・支援						商工観光課
観光情報の発信						商工観光課
光ブランドイメージの創出						商工観光課
観光モデルコースの開発						商工観光課
広域観光ネットワークの充実						商工観光課
海水浴場の整備・充実						商工観光課
海水浴場集客向上対策の推進						商工観光課
通年型イベント（花・歴史）の開催						商工観光課 都市整備課
伊藤公記念公園の整備と活用						文化・生涯学習課 水産林業課

## 政策2 交流と定住のまちづくり

### 【現状と課題】

人口減少は、消費をはじめとした経済活動や地域コミュニティ活動を停滞させるなど、地域社会全体の活力の低下につながる重要な問題であり、交流人口や定住人口の増加により、地域活性化を図ることが大きな課題になっています。

本市の人口は、昭和60年から緩やかな減少傾向に入り、平成22年10月現在では53,004人と、5年間で約1,000人減少しています。こうした中、幅広いUJIターン情報の提供や相談窓口の設置など、大量退職期を迎えた団塊の世代に的を絞った定住対策を進めるとともに、平成20年1月には、関東地区在住の光市関係者による「ふるさと光の会」を設立するなど、本市出身者とのネットワークづくりを進めてきました。

今後は、「おっばい都市宣言」など3つの都市宣言の理念を活かした、魅力ある定住施策の展開や、ホームページ等を活用した積極的な情報発信に努め、団塊世代や子育て世代など多世代の定住を促進する必要があります。

また、観光振興に限らず、文化やスポーツなど様々な分野で多様な交流人口の増加を図る必要があります。

### 【基本方針】

多世代の同居や近居を促進するなど、子育て世代の定住を促すとともに、ホームページを通じた情報発信と定住希望者に対する総合的な支援体制の構築に努めます。

また、有形・無形の資源の連携を強化し、交流人口のさらなる増加と回遊性の向上に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 地域の魅力を活かした多様な定住対策の促進

「ふるさと光の会」との連携により、関東地方在住の本市出身者と故郷をつなぐネットワークを確立し、Uターンや二地域居住など、光市への定住につなげます。

また、多世代の同居や近居を促進するなど、子どもたちの心身ともに健やかな成長を支援するための環境づくりを進め、子育て世代の定住を促進します。

さらに、定住に必要な基本的情報の一元化や定住希望者への総合的な支援体制を構築するとともに、ホームページ等を活用した積極的な情報発信に努めます。

## (2) 地域の特性を活かした多様な交流機会の創出

観光振興をはじめ、文化・スポーツ・産業など様々な視点から、交流を促進するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することにより、交流人口の増加と地域や経済の活性化を推進します。

また、本市における交流の核である冠山総合公園をはじめ、農業振興拠点施設「里の厨」や三島温泉健康交流施設など、有形・無形の資源の連携を強化し、交流人口のさらなる増加と回遊性の向上に努めます。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①転入者数	1,404人	2,000人
②今後もずっと光市で暮らしたいという人の割合	75.4%	80.0%
③「ふるさと光の会」の会員数	204人	300人

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★多世代同居や近居の促進	検討					企画広報課 関係各課
「ふるさと光の会」等による人的ネットワークの構築	→					企画広報課
定住相談窓口の充実	→					企画広報課
定住希望者等への情報提供	→					企画広報課 商工観光課
地域特性や地域資源を活かした多様な交流機会の創出	→					企画広報課 関係各課
ふるさと納税制度の啓発	→					企画広報課 関係各課

## 4 基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営

### 重点目標1 信頼と協働の都市経営を目指して

#### 政策1 市民との協働による都市経営

##### 【現状と課題】

地域主権社会の確立を目指した改革が進められる中、まちづくりの手法をこれまでの行政主導型のまちづくりから、市民や地域と行政との協働のまちづくりへと転換し、大きく変化していく社会経済環境や多様化・高度化している市民ニーズに的確に対応できる「新しい公共」の形成が求められています。

これまで本市では、各種審議会等への市民参画や計画策定時における市民検討会議の設置、公民館の自主運営など、市民参加のまちづくりを推進してきましたが、今後は、市民との「対話」によるまちづくりを基本に、市民の目線からの行政運営を推進するため、市政全般における市民参加をさらに促進するとともに、市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みを構築していくことが必要です。

また、協働による都市経営を実現していくためには、市民と行政や議会がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚するとともに、相互の信頼関係をより強固にしていくことが必要です。

##### 【基本方針】

市民と行政や議会との協働によるまちづくりの実現に向けて、市政の様々な場面で市民の参加と参画機会を十分に提供するとともに、市民と行政や議会との適切な役割分担のもと、相互の信頼関係の構築に努めます。

##### 【政策展開の方向】

###### (1) 市民参画機会の充実と協働の推進

市民との「対話」によるまちづくりを基本に、市民からの意見や提言を市政に反映する仕組みの充実を図ります。

また、各種審議会等への公募委員の拡充や、世代や性別に配慮した人材の登用を図るとともに、パブリックコメント制度や市民参加によるワークショップ等の展開により、協働型のまちづくりを推進します。

さらに、高度で専門的な知識や技能を有する人々の主体的なまちづくりへの参画を促進します。

## (2) 市民と議会・行政との信頼関係の構築

議会制民主主義の中で、予算や政策の審議の場である議会における議論の状況を市民に適切に伝え、市民と議会や行政との信頼関係に基づくまちづくりを推進していくため、議会の傍聴を促進するとともに、ケーブルテレビでの議会中継をはじめ、広報・広聴活動の充実により、市民の議会への関心を高めます。

また、インターネットによる議会中継の可能性を検討するなど、議会情報の提供手法の充実を図ります。

さらに、住民主権の根幹である選挙の投票率の向上に向けて、政治や議会に対する市民の関心を高めるとともに、投票しやすい環境の整備を推進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①市民の市政に対する関心度	74.9%	80.0%
②委員を公募している委員会の割合	20.8%	20.0%
③議会の傍聴者の数	346人	350人
④各種対話事業の開催回数	11回	20回

### 【主要な事業例】

	後期					担当
	H24	H25	H26	H27	H28	
各種対話事業の推進						企画広報課
パブリックコメント制度の実施						企画広報課 関係各課
各種審議会等への公募の拡大						関係各課
議会への関心の向上						議会事務局
インターネットによる議会中継※	検討					議会事務局 情報推進課
投票率の向上						選挙管理委員会

## 政策2 満足度の向上を目指すサービスの推進

### 【現状と課題】

急増する行政需要や多様化する市民ニーズなどに的確に対応した行政経営が求められる中、的確な政策を立案・実行していくためには、市民福祉の向上を最優先に、市民の目線から総合的な政策判断を行うことが重要です。

こうした中、本市では、「市民こそ主権者」であることを自覚し、市広報やホームページ等により、市民への積極的な情報提供を進める一方、毎年度実施する「市民アンケート」による各施策分野における市民満足度の調査や、「市民対話集会」などの広聴活動を通じた市民意識や意見の聴取など、多様化する市民ニーズの把握に努めてきました。引き続き、市政情報の積極的な提供や、様々な手法による市民ニーズの把握に努め、市民志向、成果志向の観点から、サービスのコストにも配慮しながら、市民目線に立った窓口サービスの充実・改善や、ICTの活用と充実による市民サービスの向上などに努めていく必要があります。

また、PDCAサイクルの視点から、施策の成果等について十分に検証することが必要です。

### 【基本方針】

様々な手法による市民ニーズの把握に努めるとともに、市民志向、成果志向の観点から、市民満足度を踏まえた施策を推進します。

また、市民の目線に立った施策の展開や窓口サービスの推進、さらには、ICTの活用と充実による市民サービスの向上に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 広報・広聴活動の充実

「広報ひかり」やホームページの利活用により、広報活動の質的向上を図ります。

また、メールマガジンやデジタルサイネージによる市民への積極的な広報活動を展開するとともに、出前講座により詳細な市政情報を提供します。

さらに、市民アンケートの定期的な実施による市民意識や市民満足度の把握に加えて、「市民対話集会」や「市長と気軽にミーティング」など、あらゆる機会を通じた広聴活動の充実に努めます。



## (2) 情報公開の推進

市政に関する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政運営を進めるため、個人情報保護に配慮しながら、情報公開制度の周知と活用努めるとともに、市政運営の透明性を確保するため、市政に関する情報を的確に市民に提供します。

さらに、審議会などの附属機関における会議内容の公開を推進するとともに、情報提供コーナーの充実を図ります。

## (3) 市民本位のサービス提供

公共施設の開館時間や休館日の見直しなど、市民目線に立ったサービスの充実・改善を図るとともに、来庁者が分かりやすく、訪れやすい総合案内機能の充実を図ります。

また、ICTの活用により、市民サービスの向上を図るとともに、迅速かつ総合的な行政サービスを展開します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①市ホームページへのアクセス件数	354,099 件	400,000 件
②「市政への市民の参加の推進」に関する満足度	18.1%	30.0%
③「市民意見のまちづくりへの反映」に関する満足度	23.1%	40.0%
④「情報提供や情報公開」に関する満足度	30.1%	35.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
総合的な広聴活動の推進						企画広報課
市民アンケートの定期的な実施						企画広報課
広報活動の推進						企画広報課
ホームページの充実 (再掲)						情報推進課
総合的な案内機能の充実						総務課 関係各課

## **重点目標２ 自立と連携の自治体をめざして**

### **政策１ 地域の自主・自立の確立**

#### **【現状と課題】**

平成２２年６月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化など、自らの判断と責任のもとで、地域の実情に応じた行政経営を行う「地域主権社会」の確立を目指した取組みが、総合的かつ計画的に推進されています。

こうした中、地域間競争は、今後ますます激しさを増すことが予想されており、住民に最も身近な行政機関である地方自治体では、自立的な財政力や政策形成能力を高め、自己決定・自己責任の原則のもとで、行政サービスの質や効率を高めていくことが課題となっています。

本市では、これまで構造改革特区や地域再生のほか、頑張る地方応援プログラムなどの制度に呼応し、積極的な事業提案を行ってきましたが、引き続き、まちづくりに対する自らの意思を明確にしながら、自主・自立が何よりも求められる分権時代にふさわしいまちの実現に戦略的に取り組んでいくことが必要です。

#### **【基本方針】**

「地域主権社会」の確立を目指した動きに対応するため、山口県市長会や全国市長会との連携のもと、国への積極的な提案を行うとともに、行財政能力の強化と向上を図り、自ら考え、自ら行動するまちづくりを推進します。

#### **【政策展開の方向】**

##### **（１）地域主権の確立**

「地域主権社会」の確立を目指した改革が進められる中、市民の利益や地域の自主性、自立性の伸長の観点から、山口県市長会や全国市長会との連携のもと、国への積極的な提案を行います。

また、市民ニーズに応じた権限移譲事務の受け入れや、地方自治の発展に向けた様々な調査・研究を行うとともに、自立的な財政力や政策形成能力を高め、自ら考え、自ら行動するまちづくりを推進します。

##### **（２）国や県との連携強化**

地域資源を最大限活用した、独創性にあふれるまちづくりを推進するとともに、事業

の推進にあたっては、関係市町はもとより、国や県との連携により財源確保に努め、より効果の高い取組みを進めます。

**【まちづくりの指標】**

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①国・県の政策に関する意見提出数	28 件	35 件
②権限移譲を受けた事務の数	24 事務	40 事務以上

**【主要な事業例】**

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
国・県及び関係団体との連携による施策展開	→					企画広報課 関係各課
地方自治制度に関する調査・研究	→					企画広報課 財政課
地方提案型制度への提案や国のモデル事業等の活用	→					企画広報課 関係各課
国・県からの各種権限の移譲	→					行政改革推進室 関係各課

## 政策2 都市間連携によるサービスの向上

### 【現状と課題】

本市では、これまで、消防、ごみ処理、汚水処理、広域水道等の事務に共同で取り組むとともに、住民票の相互交付、イベントを通じた地域活性化対策の展開など、関係市町との連携による広域行政を展開してきましたが、いわゆる「平成の大合併」を経て、周南圏域の構成は4市4町から3市1町に再編されるとともに、広域行政を牽引してきた周南地区広域市町村圏振興整備協議会が平成22年度末に解散するなど、その枠組みやあり方は大きく変化しています。

一方、平成22年4月に合併特例法が改正され、新たな政策として、複数の自治体が協定を結び、圏域全体で必要な生活機能を確保しようとする定住自立圏構想が打ち出されるなど、国においても、多様な都市間連携のあり方が模索されています。

こうした中、広域的な対応を要する課題や住民の様々な要請に対応できる、効率的な事務処理を推進するため、引き続き、周辺市町との多様な連携や機能の分担を図っていく必要があります。

### 【基本方針】

市域を越えた行政需要や課題に対応するため、関係自治体との連携のもと、広域的な共同処理や広域行政を効果的に展開することにより、事務処理の効率化と市民サービスの向上を図ります。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 共同処理事務の推進

関係市町との連携のもと、相互の役割分担を行いながら、広域的な行政課題に対応できる体制を強化し、消防、ごみ処理、汚水処理などの共同処理事務を効果的に展開します。

#### (2) 広域行政の推進

地域の特性を活かしながら、周辺市町との連携・協力による広域行政を展開するとともに、住民相互や企業、団体間の交流・連携を促進することにより、周辺市町を含めた地域全体の発展と市民サービスの向上を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①「広域行政・広域連携の推進」に関する満足度	12.4%	15.0%

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
共同処理事務の推進						関係各課
周南圏域などの広域事業の推進						企画広報課 関係各課
広域的な施設の相互利用の推進						関係各課
市民や団体相互の広域交流の促進						企画広報課 関係各課

## **重点目標 3 持続可能な行財政運営を目指して**

### **政策 1 時代に即応できる行政基盤の確立**

#### **【現状と課題】**

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、情報通信技術の発達など、社会経済情勢が大きく変化する中、今後の都市経営には、様々な行政需要に対して、柔軟かつ迅速に対応できる行政基盤の確立が求められています。

本市では、市役所から「株式会社光市」への転換を目指して、効率的で質の高い行政経営に努めてきましたが、時代の大きな転換期を迎え、一層の行政改革と職員の意識改革を進めながら、新しい時代に相応しい行政機構の確立と職員の政策形成能力の向上を図っていくことが求められています。

このため、今後は、市政の改革、進化という観点から、様々な場面で市政に企業論理の視点を加えた質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、個人の意欲や能力が十分に発揮できる組織風土づくりや、総合行政を担える柔軟性にあふれた職員を育成していく必要があります。

また、行政のスリム化が求められる中、民間にできることは民間に委ね、一層の市民サービスの向上と経費の節減を進めていくことが必要です。

#### **【基本方針】**

総合行政を担える柔軟性にあふれた職員の育成や、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な行政組織の確立に努めます。

また、民間との適切な役割分担により、一層の市民サービスの向上と経費の節減を図るとともに、施策や事業の成果を客観的に評価する行政評価システムを構築します。

#### **【政策展開の方向】**

##### **(1) 意欲あふれる柔軟な人づくりと組織の構築**

「人材育成基本計画」に基づき、専門性の高い職員の育成や政策形成能力、法務能力の向上に加えて、総合行政を担うことができる柔軟性にあふれた職員を育成します。

また、職員による政策提案制度の充実や、公平公正で客観的な人事評価システムの導入など、個人の意欲や能力が十分に発揮できる組織風土づくりに努めるとともに、職員の資質や能力の向上と意識改革を進めます。

さらに、新たな行政課題や市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政組織の確立を

進めるとともに、従来の縦割り型行政から脱し、連携・協力型の行政が推進できる柔軟で総合的な組織運営を行います。

### (2) 定員適正化の推進と民間能力の活用

地域主権改革の動向等を考慮しつつ、事務事業の見直しや組織の合理化等による職員の適正配置に努めるとともに、定員管理の適正化を図ります。

また、行政が直接実施するよりも効果的かつ効率的に展開できる専門的・定型的業務については、サービスや行政責任の確保等に十分留意し、民間への委託を推進します。

さらに、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、公共施設への指定管理者制度の導入を促進します。

### (3) 行政を評価する仕組みの構築

限られた経営資源を最大限に活用し、成果を重視した市民満足度の高い市政運営を進めるため、PDCAサイクルに基づく、施策や事業の成果を客観的に評価する行政評価システムを構築します。

また、総合計画の評価と検証を進めることにより、市民と目標を共有し、成果志向型のまちづくりを推進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①行政改革大綱実施計画の実施率 ※H23年度は第二次実施計画に対する数値	69.9%	100.0%
②「市民サービスの充実」に関する満足度	24.9%	40.0%
③「健全な財政運営や行政改革の推進」に関する満足度	15.2%	20.0%

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
人材育成基本計画の推進						人事課
人事評価システムの構築						人事課
定員適正化の推進						人事課
指定管理者制度の導入促進						行政改革推進室 関係各課
行政評価システムの構築						行政改革推進室

## 政策2 持続可能な財政基盤の確立

### 【現状と課題】

本市では、平成19年度には法人市民税額が、過去最高の約43億7,000万円に達するなど、市税収入は右肩上がり推移していましたが、世界的な経済金融危機後の平成22年度には、約12億4,000万円と、ピーク時の3分の1以下に落ち込みました。さらに、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費の増大をはじめ、特別会計・公営企業会計などへの繰出金や、公共施設の維持管理に要する経費などが増大するなど、財政構造の硬直化が進んでいます。

東日本大震災の影響により、国や地方を通じた財政状況は、不透明感を増すとともに、合併に伴う普通交付税の算定の特例措置が、平成27年度から段階的に縮小されるなど、さらなる不安要素が待ち受けることから、今後は、これまで以上に慎重な財政運営が求められています。

このため、最少の経費で最大の効果を基本に、選択と集中による効率的な財政運営を継続するとともに、「財政健全化計画」に基づき、財政構造の健全化に向けた取組みを進めることが急務となっています。

### 【基本方針】

地域主権社会に対応した行財政運営を図るため、「財政健全化計画」を踏まえ、財政運営の健全性を確保するとともに、基金の充実を図ります。

また、住民負担の公平性の観点から、収納率の向上や使用料・手数料等の適正化に努めます。

### 【政策展開の方向】

#### (1) 財政運営の効率化の推進

将来の財政負担を考慮しながら、総合計画及び「財政健全化計画」に基づき、事業を計画的に推進するとともに、重要度や緊急度の高い事業の重点化や市民生活に密着した社会資本の整備に努めます。

また、行政評価システムにより、事業の実施効果等を見極めながら、最少の経費で最大の効果が図れるよう事務事業の見直しを進めます。

さらに、内部事務経費の削減や人件費の縮減、補助金等の適正化を図るなど、経常的経費の節減に努めます。



## (2) 安定的な財源の確保

住民負担の公平性の観点から、課税客体の適正な把握と収納率向上対策を強化するとともに、使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努めます。

また、年度間の財源の均衡や安定的財政運営を行うため、財政調整基金や減債基金の充実を図るとともに、果実運用型基金の造成と弾力的活用を推進します。

### 【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①経常収支比率	91.9%	
②市税収納率	94.5%	
③実質公債費比率	14.6%	
④財政調整基金の額	21.1億円	
⑤減債基金の額	13.9億円	

### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
財政健全化計画の推進						財政課
行政評価を踏まえた予算配分の実施						行政改革推進室 財政課
税や使用料など、総合的な収納率向上対策の強化						税務課 関係各課
★合併特例基金の造成						財政課

### 政策3 公有財産の計画的な管理と活用

#### 【現状と課題】

本市では、高度経済成長期を中心に各種公共施設の整備を進めた結果、多くの施設で老朽化に伴う維持管理や、耐震性の確保が大きな課題となっています。

また、合併を経て誕生した経緯から市内には類似施設の重複も見られ、人口減少や少子高齢化の進展を視野に入れた計画的な再編や効率的な利用を進めるとともに、市有財産の有効活用を図るなど、既存ストックの戦略的かつ効率的な活用が求められています。

こうした中、本市では、老朽化が進む2つの給食センターを統合した新たな学校給食施設の整備に着手するとともに、公立保育園や幼稚園の設置のあり方などについて、施設の耐震化と合わせた検討を進めてきました。

今後は、公共施設の適正配置について、市民ニーズや費用対効果、利用実態などを踏まえつつ、多角的な視点から十分な検討を行うとともに、計画的な維持管理により施設の長寿命化を図るなど、保有財産をより戦略的かつ効率的に活用していくことが必要です。

#### 【基本方針】

市民ニーズや費用対効果、コスト情報などを踏まえつつ、現有施設の実情を多角的な視点から調査・分析し、施設の長寿命化や維持管理の効率化を図るとともに、再編や統廃合を含めた公共施設の適正配置について検討します。

また、遊休財産の計画的な処分や民間事業者へ貸付を行うことにより、維持管理費の削減や賃料収入の確保に努めます。

#### 【政策展開の方向】

##### (1) 公共施設の再編と有効活用の推進

市民ニーズや費用対効果、維持管理や運営に要するコスト情報など、現有施設の実情を多角的な視点から調査・分析し、計画的な維持管理による保有施設の長寿命化や維持管理の効率化を図るとともに、再編や設置を含めた公共施設の適正配置について検討します。

また、新たな施設整備にあたっては、周辺施設や類似施設を集約した複合型施設の可能性を検討します。

##### (2) 遊休財産の処分と活用

市が保有する土地の使用実態や利用可能性を調査し、遊休財産の計画的な処分を行う

とともに、民間事業者へ貸付を行うことにより、維持管理費の削減や賃料収入の確保に努めます。

**【まちづくりの指標】**

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①市保有用地の売却額（累計）	1,068万円	

**【主要な事業例】**

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★公共施設マネジメント事業の推進	調査・研究 ■ ■ ■ →					財政課 関係各課
市有財産の利用実態調査の推進						財政課 関係各課
遊休財産の処分・有効活用の推進						財政課 関係各課

## 第8章 財政計画

後期基本計画に掲げた各種施策の実効性を確保するとともに、将来にわたって健全財政を確保するため、平成24年度から平成28年度までの計画期間における財政のフレーム（総枠）を設定します。

### 【財政計画（普通会計）】

## 第9章 地域別整備計画

### 1 地域別整備計画の目的

活力と魅力にあふれた地域社会を創出するためには、地域が有する個性を活かした施策を展開するとともに、地域間の役割分担と相互連携を進める必要があります。

このため、地域の課題や特性に基づく地域別の振興方向を示すことにより、多くの市民と協働による地域づくりを推進します。

### 2 地域の設定

地域の設定は、新市建設計画や前期基本計画において設定した東部地域、西部地域、南部地域、北部地域の4つの地域とします。

#### 【地域の構成】

- 東部地域…岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区
- 西部地域…浅江・島田地区
- 南部地域…室積・光井地区
- 北部地域…三井・周防・上島田地区

### 3 地域別整備計画

#### (1) 東部地域（岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区）

##### 【特性と課題】

東部地域は、幽玄な石城山をはじめとする低い山々に囲まれた緑と田園風景が広がる自然環境豊かな丘陵地帯です。また、古くから市街地が形成されているＪＲ岩田駅周辺には、各種の公共・公益施設の集積が見られます。

本地域は、古くから優良な米や野菜の生産地として、ほ場をはじめとする農業基盤の整備や農地の集団化が進められており、食育や地産地消の推進などを通じて、農業や農村に対する関心が大きく高まる中、農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、農業と第二、第三次産業を融合した新たな地域ビジネスの展開や、都市と農村の交流の促進など、農業を核とした新たな価値を生み出していくことが期待されています。

また、豊かな自然環境に加え、石城山に現存する重要文化財である石城神社や国指定史跡の石城山神籠石、県指定有形文化財の旧伊藤博文邸など、多様な歴史的資源を有することから、観光・レクリエーションゾーンとしての発展が期待されています。

さらに、ＪＲ岩田駅周辺にコンパクトに集積する行政施設やコミュニティ施設、医療・福祉施設などを活かし、誰もが安心して住み続けられるまちの実現を目指した環境整備を進めていくことが求められています。

##### 【地域の整備方向】

#### ① 誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまちの形成

行政施設やコミュニティ施設、さらには医療・福祉施設が集積している地域特性を活かし、誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまちの形成に努めます。

都市拠点地区である「岩田駅周辺地区」では、駅を中心とした交通結節機能の充実を図るとともに、生活の機能のコンパクトな集約や良好な住環境の形成を目指して、土地区画整理事業や公共施設の整備・再配置のあり方について検討を行うほか、空き店舗の活用等を促進するなど、賑わい空間の創出や魅力の向上を図ります。

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★土地区画整理事業の実施	計画策定等 →					都市整備課
★大和支所など公共施設の整備や再配置	計画策定等 →					都市整備課 関係各課
★市営溝呂井住宅の建替え	計画策定等 →					建築住宅課
★大和総合病院の機能強化と医療・福祉・介護・生活支援サービスの連携						病院局 社会福祉課 高齢者支援課
危険箇所への街路灯・防犯灯の設置						生活安全課 土木課

② 多様な地域資源の保全と、歴史と自然を活かしたツーリズムの推進

石城山や伊藤公記念公園などの豊富な自然環境や、地域に散在する特色ある歴史・文化資源の保全を進めるとともに、「里の厨」などとの連携による、歴史と自然を活かしたツーリズムを推進します。

地域拠点地区である「伊藤公記念公園周辺地区」では、伊藤公記念公園や「里の厨」を中心に、自然景観と調和した文化・観光機能の充実に努めます。

また、石城山神籠石の適切な保存・継承に努めます。

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
石城山県立自然公園の保全						水産林業課 関係各課
石城山史跡の保存・活用とアクセス道路の整備						水産林業課
観光案内機能の充実※	検討 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ▶					商工観光課
伊藤公記念公園の整備と活用						文化・生涯学習課 水産林業課
観光資源のネットワーク化の推進						商工観光課
★食と農を楽しむツーリズムの推進						農業耕地課 商工観光課

### ③ 地域特性を活かした農業や工業など産業の振興

田布施川や東荷川流域で展開される農業や大和工業団地を中心とした工業など、多様な地域産業の一層の振興を図るため、集落営農組織等の育成や次世代型農業生産構造の確立などのほか、多様な産業活動の基盤となる道路や給配水施設の整備に努めます。

また、「里の厨」を中心に、地産地消や農業後継者の育成支援を図るなど、地域農業の振興を図るとともに、付加価値の高い商品の開発や新たな流通チャンネルの確立など、第六次産業化の推進に努めます。

#### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
農村振興基本計画の推進						農業耕地課
農産物の生産・流通体制の確立						農業耕地課
★「里の厨」を中心とした第六次産業化の推進						農業耕地課
★自然エネルギーを活用した次世代型の農業生産構造の確立						農業耕地課
集落営農の推進と農業後継者の育成						農業耕地課
工業基盤整備の推進						商工観光課
県道光日積線や県道光上関線の道路改良など道路網の整備						土木課
東荷地区の配水施設の整備						水道局



地域別整備計画 一東部地域一



## (2) 西部地域（浅江・島田地区）

### 【特性と課題】

西部地域は、島田川の下流部に位置しており、河口に広がる平野や丘陵部の住宅団地を中心に市街地が連なる、市内で最も人口が集積した地域です。また、白砂青松の虹ヶ浜海岸や水鳥が集う島田川は、本市を代表する豊かで潤いある景勝地として広く市民に親しまれています。

こうした豊かな自然に加えて、本地域には、臨海部の大規模工場や高度な技術水準を持つ中小企業群、ひかりソフトパークに立地する情報通信関連産業、先端技術型製造業など、本市の基幹産業である工業機能が集積するとともに、ショッピングモールや大型商業施設なども揃っています。

また、都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線や瀬戸風線など、地域間を結ぶ路線の整備も進んでおり、本市の経済活動や日常の購買活動を支える地域として、さらなる発展が期待されています。

一方、JR光駅を中心に交通結節点としての利便性を高め、自転車や公共交通機関の利用を促進するなど、地域を囲む豊富な自然への配慮を進めるとともに、市の玄関口にふさわしい自然環境と都市環境が調和した都市景観を形成していく必要があります。

### 【地域の整備方向】

#### ① 市の玄関口にふさわしい顔づくり

都市拠点地区である「光駅周辺地区」は、白砂青松の虹ヶ浜海岸へと続く松林と都市環境が一体となった独特の景観を有した地域であり、駅を中心とした交通結節機能などの利便性を高めるとともに、観光資源である虹ヶ浜海岸の保全と活用を図るなど、市の玄関口にふさわしい自然環境と都市環境とが調和した「おもてなし」の心あふれる都市景観の形成を推進します。

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★光駅前駐車場の整備	計画策定等					都市整備課
白砂青松 10 万本大作戦の推進						水産林業課
虹ヶ浜海水浴場の整備充実						商工観光課
海水浴場集客向上対策の推進						商工観光課

② 都市の活力を支える産業の振興

活気とにぎわいのある魅力的な地域づくりを進めるため、既存産業への支援や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線をはじめとした道路網等の産業基盤整備を推進します。

また、ひかりソフトパーク等への企業誘致を推進し、新たなビジネスへの育成支援に努めるとともに、周南コンピュータ・カレッジ跡施設の有効活用のため、民間活力を導入し、高等教育機会の拡充を図ります。また、浅江・島田地区の大型商業施設を核として、地域の魅力を活かした商業活動の推進に努めます。

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
ひかりソフトパークへの企業誘致の推進						商工観光課
★高等教育機会の拡充						商工観光課
ベンチャー企業の育成支援						商工観光課
地域と一体となった魅力的な商業空間の形成						商工観光課 関係各課
虹ヶ丘森ヶ峠線、瀬戸風線の整備・促進						都市整備課 土木課

③ 山・川・海などの貴重な自然環境の保全と活用

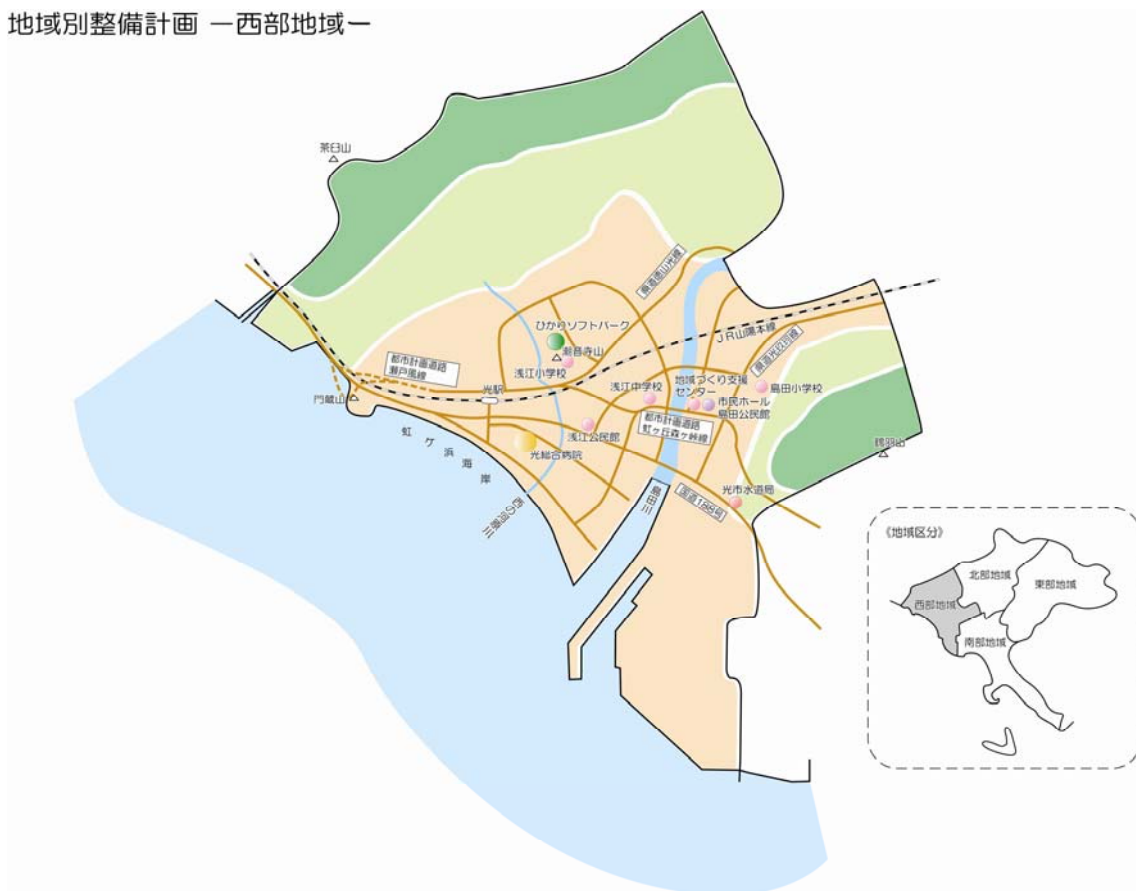
白砂青松の虹ヶ浜海岸や鶴羽山などの森林、また、島田川に飛来する渡り鳥や本市の固有種であるニジガハマギクなど、山・川・海の貴重な自然環境と、そこに息づく多様な生物の保全を図ります。

また、貴重な自然を、まちづくりの資源として活用し、自然を身近に感じることができ  
 る場や機会を整備するなど、潤いのある生活空間の創出に努めます。

**【主要な事業例】**

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
虹ヶ浜海岸の保全と高度利用						商工観光課 関係各課
松林の保全対策の強化						水産林業課
森林の適正な管理・保全						水産林業課
潮音寺山や門蔵山などの里山の再生と活用						水産林業課 文化・生涯学習課

地域別整備計画 —西部地域—



### (3) 南部地域（室積・光井地区）

#### 【特性と課題】

南部地域は、室積半島を境として西に砂浜の室積海岸、東には岩場の伊保木海岸が広がる極めて対照的な景観を有した地域で、室積港から南東へ 8.4 km の海上には有人離島である牛島があります。

白砂青松の室積海岸は虹ヶ浜海岸と並ぶ本市の大きな観光資源ですが、以前から、冬季の季節風や波浪時における海浜の侵食が顕著となっており、背後地の住民の安全確保と海浜の保全対策の両立が課題となっています。

また、本地域は、室積半島を中心に歴史的、自然的、文化的資源に恵まれるとともに、冠山総合公園や山口県スポーツ交流村、フィッシングパーク光などの多くのスポーツ・レクリエーション施設が集積していることから、観光・レクリエーションを中心とした総合的な交流ゾーンとして、本市発展の原動力となることが期待されています。

一方、光井地区には、市役所をはじめとする行政機能や教育・文化機能が集積しており、今後とも行政サービスの中心地域として、新たな時代と市民ニーズに即した機能の充実強化が求められています。

#### 【地域の整備方向】

##### ① 行政拠点としての機能充実

都市拠点地区である「市役所周辺地区」は、行政施設や福祉施設、教育・文化施設が集積した地区として、多様な市民ニーズに対応できる行政機能の充実を図ります。

また、施設間の機能分担と連携の強化により、市民サービスの向上を図るとともに、市民が安心して利用できるよう施設の安全性を高めます。

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
市役所の機能強化と行政サービスの充実						総務課 関係各課
★市役所本庁舎の耐震化	1次診断 	2次診断 	検討 			総務課
あいぱーく光等の福祉機能の充実						社会福祉課 関係各課
図書館や文化センター等の教育・文化拠点施設の充実						教育関係各課
学校給食センターの整備	実施器等 	整備工事等 				給食センター
国道 188 号の無電柱化の促進						土木課

② 歴史資源や自然環境の保全と地域活性化の推進

古い歴史と町並みが残る室積半島を中心に、海商通りや峨嵋山樹林などの歴史的資源や豊かな自然環境の保全と観光の振興を図るとともに、冠山総合公園などとのネットワーク化による、観光・交流機能の強化を進めます。

また、地域拠点地区である「室積公民館周辺地区」は、(仮称)室積コミュニティセンターを中心に、地域に根差した様々な活動の活性化を図り、住民相互の絆を大切にしながら地域づくりを推進します。

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
地域の文化財や天然記念物等の保全と活用						文化・生涯学習課
海商通りの保存活用と光ふるさと郷土館の充実						文化・生涯学習課
観光資源のネットワーク化の推進						商工観光課
牛島に生息するカラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギなど貴重な動植物の保護・育成						水産林業課 文化・生涯学習課
(仮称)室積コミュニティセンターの整備	計画策定等 	整備工事等 				地域づくり推進課

### ③ 自然を活用したスポーツ・レクリエーションの振興

冠山総合公園や室積海水浴場などのスポーツ・レクリエーション施設の整備充実を図るとともに、コバルトラインや峨嵋山をはじめとした豊かな自然の保全と活用、さらには、恵まれた自然を活かした市民の健康づくりや交流活動の促進に努めます。

#### 【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
冠山総合公園等の機能の充実						都市整備課
自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備						水産林業課
白砂青松 10 万本大作戦の推進						水産林業課
室積海水浴場の整備・充実						商工観光課
森林の適正な整備・保全と市民の森自然観察林の整備						水産林業課
健康ウォーキングなど、自然を活かした健康づくりの推進						健康増進課



地域別整備計画 ー南部地域ー



#### (4) 北部地域（三井・周防・上島田地区）

##### 【特性と課題】

北部地域は、島田川上流の内陸部に位置しており、肥沃な農地や緑豊かな丘陵地が広がる自然環境に恵まれた地域です。このうち、新たに都市計画区域に編入された区域（小周防・立野地区）では、今後、計画的な土地利用コントロールを進め、山林や農地に囲まれた良好な住環境を維持していくことが課題となっています。

三井・上島田地区では、平成24年秋にオープン予定の三島温泉健康交流施設を中心に、市民の憩いと健康づくりの場としての機能の充実を図るとともに、島田川の水辺空間や「周防の森ロッジ」、さらには岡原遺跡や周防柱松など島田川流域に点在する古い歴史・文化に根差した地域資源を融合させた、交流・ふれあい空間の創出が求められています。

また、周防地区や三井地区では、農業振興地域を中心に稲作が活発に行われており、本市の地域農業の一翼を担う地域として、引き続き、地域特性を活かした魅力ある農業の振興に努めることが求められています。

内陸部に開発した周防工業団地は、山陽自動車道熊毛インターチェンジに近接するなど利便性が高いことから、自動車部品や住宅建材、プラント部品などの加工製品を製造する企業が集積しており、地域の活性化に大きく貢献しています。

##### 【地域の整備方向】

###### ① 地域資源を活用した市民の交流・ふれあい空間の形成

地域拠点地区である「島田駅周辺地区」では、島田川の美しい自然景観を活用した親水空間や、三島温泉健康交流施設を活用した市民の憩いと健康づくりの場の整備を推進します。

また、三島橋の架け替えや市道岩狩線の道路改良により、地域の玄関口であるJR島田駅周辺の交通環境の充実を図るなど、島田川兩岸を結んだ一体的な、交流・ふれあい空間の形成に努めます。

新たに都市計画区域に編入された区域については、良好な住環境と調和した、計画的な土地利用を推進します。

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
三島温泉健康交流施設の整備と利用促進	整備工事等	利用促進				社会福祉課 関係各課
生態系に配慮した多自然川づくりの推進						土木課
岡原遺跡等の遺跡の保存と活用						文化・生涯学習課
周防の森ロッジと周辺野外活動エリアの活用						文化・生涯学習課
市道岩狩線の道路改良						土木課
県道光井島田線の整備促進						土木課
★周南東都市計画区域の土地利用	検討					都市整備課

② 地域の特性を活かした農業の振興

農村振興基本計画に基づく農業生産基盤整備を進めるとともに、農業振興拠点施設「里の厨」と連携した地産地消の推進や特産品ブランドの創出など特色ある農業を展開し、都市近郊型農業の振興に努めます。

【主要な事業例】




	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
農村振興基本計画の推進						農業耕地課
農地・水・環境保全向上対策の推進						農業耕地課
地産地消の推進と特産品ブランドの創出						農業耕地課
耕作放棄地の有効活用						農業耕地課
農林業後継者の育成支援						農業耕地課 水産林業課

③ 高速道路へのアクセスを活かした工業の振興

道路網の整備など産業基盤の充実を図るとともに、周防工業団地については、都市計画の観点から、工業に特化した土地利用が図られるよう誘導します。

また、近接する大和工業団地との一体的な整備と活用も含め、新たな工業団地の可能性について中・長期的な視点から調査・研究を行うなど、山陽自動車道へのアクセスに優れた地域特性を活かした工業の振興に努めます。

**【主要な事業例】**

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
新たな工業団地※	検討 					商工観光課
高速道路へのアクセス道の整備						土木課
工業基盤整備の推進						商工観光課

地域別整備計画 —北部地域—





# 資 料 編

## 資料1 光市基本構想

光市基本構想は、合併により誕生した光市のさらなる飛躍と発展に向けた、市民と行政とのまちづくりの指針として策定するものです。

私たちのまち光市は、白砂青松の「室積・虹ヶ浜海岸」や幽玄な「石城山」、母なる川「島田川」の雄大な流れなど、海・山・川からなる水と緑の自然環境のもと、多くの先人の英知と努力、そして市民の活力を財産として、他にまれな都市と自然とが共生する近代都市として発展してきました。

私たちは、こうした有形・無形の財産を大切にしながら、この光市をさらに住みよいまちとして次世代に継承するため、市民の行動規範として制定した「光市民憲章」の精神に則り、「共創と協働で育む まちづくり」を基本理念として、『人と自然がきらめく生活創造都市』の実現を目指します。

私たちは、光市基本構想のもと、市民・議会・行政相互の総意と英知の結集により結実した新「光市」を、将来都市像に描かれた理想のまちとするため、明確な意思と積極的かつ主体的な行動をもって、<sup>たゆ</sup>弛まぬ努力を続けることを誓います。

### 第1章 基本構想の目的

#### 第1節 目的

この光市基本構想（以下「基本構想」とします。）は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、『将来像』の実現のための基本的な方向性を明らかにすることを目的とします。

#### ※地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

#### 第2節 目標年次

基本構想の目標年次は、平成28年度（2016年度）とします。

### 第2章 まちづくりの基本理念と姿勢

#### 第1節 まちづくりの基本理念

人口減少社会へと突入し、超少子・超高齢社会が現実のものとなった今日、社会経済



情勢の変化に加えて、国・地方を通じた危機的な財政状況を背景とした行財政改革、地方分権への受け皿づくりなど、地方自治のあり方自体が大きな転換期を迎えています。

まちづくりを支える発想と原動力は、行政ではなく、ふるさと光市に暮らしこのまちを愛する市民一人ひとりであり、市民活動の原点でもある一つ一つの地域です。

市民や団体、企業など、地域社会を構成する多様な主体が「新しい公共」の担い手として、互いを信頼し、自らの役割と責任を自覚しながら、次代を切り開いていくための“協働”作業を展開することにより、個々の市民や地域という小さな単位から、大きなまちづくりへのうねりを生み出していくことが必要です。

このため、新たなまちづくりの理念を

### 『共創と協働で育む まちづくり』

として、市民一人ひとりがまちづくりの主体となり、智恵や力を結集し、支えあうことにより、全ての市民の人格や人権が尊重され、誰もが幸せを実感でき、このまちに愛着を持ち、誇りに思える光市を創造します。

## 第2節 まちづくりの姿勢

### 1 「心と暮らしの豊かさを追求します」

地域社会の歴史的な転換期の中で、光市の新たな歴史を築いていくとき、私たちは、今一度、「何のためにまちづくりを進めていくのか」、「まちづくりはどうあるべきか」をしっかりと認識し、新たな時代に相応しいまちづくりを進めていくことが必要です。

まちづくりとは、このまちに住み、幸せな暮らしを実現しようと懸命に生きている市民一人ひとりを支え、応援していくことにほかなりません。

このため、人の営みに目を向け、ふれあいと温もりのある地域社会を形成することにより、子どもからお年寄りまで市民一人ひとりが、安全で安心して生活し、心と暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

### 2 「選択と集中を進め まちの有位性を磨きます」

人口減少社会の到来、右肩上がりの経済成長の終えんとそれに伴う国・地方を通じた財政状況の悪化が一段と厳しさを増していく中で、規模の拡大と大都市志向の機能集積を目指した画一的な投資・開発型のまちづくりから、地域の個性と魅力を活かしたまちづくりへの転換が求められています。

このため、貴重で豊かな自然環境や歴史・文化、風土など、本市が持つ有位性や優れ

た都市基盤をはじめとする地域資源のストックを十分に活用するとともに、選択と集中の観点のもと、有位性のさらなる伸張と市民サービスの向上に向けて施策の重点化を図ることにより、成熟時代に相応しい効率的で魅力あふれるまちづくりを進めます。

### 3 「人と自然との共生を進めます」

白砂青松の「室積・虹ヶ浜海岸」、幽玄な「石城山」、母なる川「島田川」に象徴される、海・山・川からなる水と緑のまち「光市」。

このかけがえのないまち「光市」に暮らす私たちは、自然に生まれ、多くの恩恵を得て、現在の豊かな生活環境を築いてきました。自然の恵みは、人の心にゆとりと潤いを与え、快適で安心して暮らせる市民生活を支える最も大切な役割を担っています。

このため、市民一人ひとりが自然の恵みに感謝し、自然を敬愛するとともに、環境について考え、都市づくりや身近な生活において、自然環境の保全や資源の再循環を基調とした取り組みを実践することにより、あらゆる自然環境と人の営みが共生したまちづくりを進めます。

## 第3章 都市の将来像

都市の将来像は、平成16年に誕生した光市に暮らし、働き、訪れる全ての人々がともに手を携えて、理想のまちを築いていくための未来に向けたあるべき姿を示すものです。

私たちは、人やまちを大切にし、真に豊かさが実感でき、自然環境と共生するまち、すなわち、人や自然に目を向けた「人が生き続けていくための理想的な生存空間」を、全ての市民とともに築いていきたいという強い決意を込めて、都市の将来像を次のように定めます。

## 人と自然がきらめく 生活創造都市

### 第4章 将来指標

#### 第1節 人口指標

本市の人口（国勢調査）は、平成17年10月1日現在、53,971人で、昭和60年の58,228人をピークとして減少傾向が続いており、コーホート法を用いた人口推計では、平成27年には、51,587人で、今後10年間に4.4%減少するものと予測されます。

こうした中、今後、人口の増加を見込むことは困難ですが、基本構想に基づき、人口定住対策に加えて、魅力あるまちづくりを展開することにより、人口減少率の半減を目指します。

このため、基本構想の目標年次である平成28年度の目標人口を

**52,500人**

とします。

また、わが国における人口問題は、少子化の進行に深く起因しており、都市の永続的な発展を期するためにも、少子化対策の展開による年少人口（14歳以下）の割合の低下に一定の歯止めをかけることが必要です。

このため、基本構想の目標年次である平成28年度の年少人口割合の目標を

**14.0%**

とします。

## 第5章 都市空間整備構想

私たちの生存空間である都市空間は、都市基盤のみならず、自然やまちの佇（たたず）まい、歴史・文化、そして人の営みや風土など、様々な要素が織り成して形成されてきた貴重でかけがえのない財産であり、市民生活や経済活動の基盤となるもので、都市の将来像の実現に向けた施策を推進するための重要な要素です。

本市は、中心的な市街地が無い一方で、自然環境の豊かな地域や歴史・文化の息づく地域、駅を中心とした地域など、多様な個性と魅力あふれる地域から形成される分散型の都市構造を呈しています。

このため、本市の都市構造を「拠点地区」、「都市軸」及び「ゾーン」の3つの要素から再評価し、分散型都市構造から連携型都市構造への転換を進めることにより、地域特性の伸張と市域全体の一体的な発展を目指します。

### 第1節 拠点地区の形成

#### 1 都市拠点地区

交通の結節点や主要な都市機能が集積し、市民が集い交流する地区を都市の核として、交通や環境整備を進め、都市機能の集積と高度化を図ります。

### ●市役所周辺地区

市役所やあいぱく光などの行政施設をはじめ、各種の文教施設や消防庁舎などが集積した地区であり、市の中心核として相応しい公共・公益施設等の都市機能の集積とユニバーサルデザインに配慮した環境整備を図りながら、多様な市民ニーズに対応できる行政サービス拠点としての機能の充実に努めます。

### ●光駅周辺地区

市の玄関口である JR 光駅を中心に、光総合病院やソフトパーク等が集積した地区であり、まちの玄関口に相応しい都市機能の充実に努めるとともに、最も貴重な財産である白砂青松の虹ヶ浜海岸と都市環境とが調和した、訪れる人々に潤いとやすらぎを与えるホスピタリティあふれる都市景観の形成に努めます。

### ●岩田駅周辺地区

JR 岩田駅を中心に、大和総合病院や福祉施設をはじめ、各種の公共・公益施設、さらには、総合運動公園等が集積した地区であり、内陸部における拠点地区として相応しい都市機能の充実に努めるとともに、駅から商店街へと続く道路等の環境整備など、交通結節機能の強化と人にやさしい環境の整備に努めます。

## 2 地域拠点地区

地域における交流の場・憩いの場として、地域のコミュニティ機能や生活支援機能の充実に努めるとともに、地域の特性を活かした環境整備を進めます。

### ●室積公民館周辺地区

室積公民館を中心として、バス交通や室積港といった離島航路の結節点を形成するとともに、峨嵋山などの自然環境と海商通りなどの歴史資源に恵まれた地区であり、地域におけるコミュニティ機能の充実に努めるとともに、地域資源を活かした観光・レクリエーション機能の充実に努めます。

### ●島田駅周辺地区

JR 島田駅を中心として、市民の憩いの場として親しまれてきた三島温泉や島田川などの自然景観に恵まれた地区であり、泉源を活用した市民の健康交流機能の充実に努めるとともに、三井・上島田地区の交流の促進と交通利便性の向上を図ります。

### ●伊藤公記念公園周辺地区

伊藤博文公の生家や記念館等がある伊藤公記念公園を中心として、田園風景に囲まれた地区であり、周辺の自然景観と調和した文化・観光機能の充実に努めるとともに、ふら

つと大和を核とした地産地消による地域活性化の拠点整備を進めます。

## 第2節 都市軸の形成

### 1 連携軸

市民活動や経済活動の動線となる交通網を都市の連携軸として位置付け、異なる特性を持った地域間の機能分担と相互補完を進めるとともに、市内外の交流と連携を促進します。

#### ●広域連携軸

広域的な都市間を結ぶ幹線道路や鉄道、広域高速交通網へのアクセス道路を広域連携軸として位置付け、広域的な連携の強化を図ります。

#### ●地域連携軸

都市拠点地区、地域拠点地区などを結ぶ地域の幹線道路を地域連携軸として位置付け、市民生活の利便性向上や地域間の連携の強化を図ります。

### 2 環境軸

石城山をはじめ、本市を包み込むように連綿と広がる森林や丘陵地域、そして、室積・虹ヶ浜海岸や島田川などの水辺空間を森と水辺の環境軸として保全と活用を図り、自然とのふれあいの場を創出します。

#### ●森の環境軸

市の外縁部を取り巻く山地や丘陵地の保全と活用を図るとともに、国立公園や県立自然公園に指定されている自然の森の生態系の保護・保全を図ります。

#### ●水辺の環境軸

瀬戸内海国立公園に指定されている室積・虹ヶ浜海岸の保全と活用を図るとともに、島田川や田布施川沿いの水辺を活かした憩いの場の創出を図ります。

## 第3節 ゾーン別の整備

### 1 住居ゾーン

道路や下水道等の計画的な整備を推進するとともに、市民の協働による沿道の緑化や良好な景観づくりを進め、安全で快適な住環境の維持・向上を図ります。

また、新規住宅地については、無秩序な開発を抑制しつつ、安全性・快適性及び周辺環境との調和に配慮した良質で適正な開発を誘導します。

## 2 商業・業務ゾーン

既存商店街については、地域の特性や周辺の居住環境に配慮した整備を誘導するとともに、郊外型の商業・業務機能の集積が進んでいる地域では、中心市街地との回遊性を高めるなど有機的な連携を図るとともに、計画的で良好な土地利用を進めるための適正な誘導を図ります。

## 3 工業ゾーン

既存産業の振興・発展と新たな産業の育成を促進するため、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を促進します。

また、住宅と工場等が混在する地区においては、住工分離を促進するとともに、公害対策の充実や緩衝緑化の推進などによる環境の改善に努めます。

## 4 田園（多自然型居住）ゾーン

農用地としての利用を基本として、営農環境や住環境の向上に向けて、周辺の森林・丘陵地域の自然環境と共生可能な田園居住地としての環境整備に努めます。

また、農用地が集積した地区においては、農業生産基盤の整備を促進し、都市近郊型農業の育成に努めます。

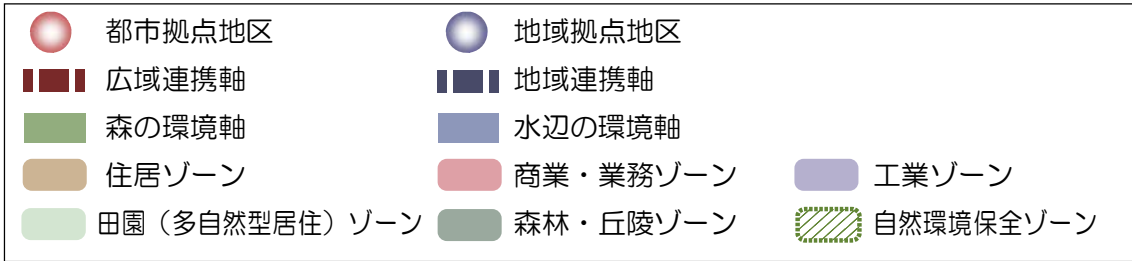
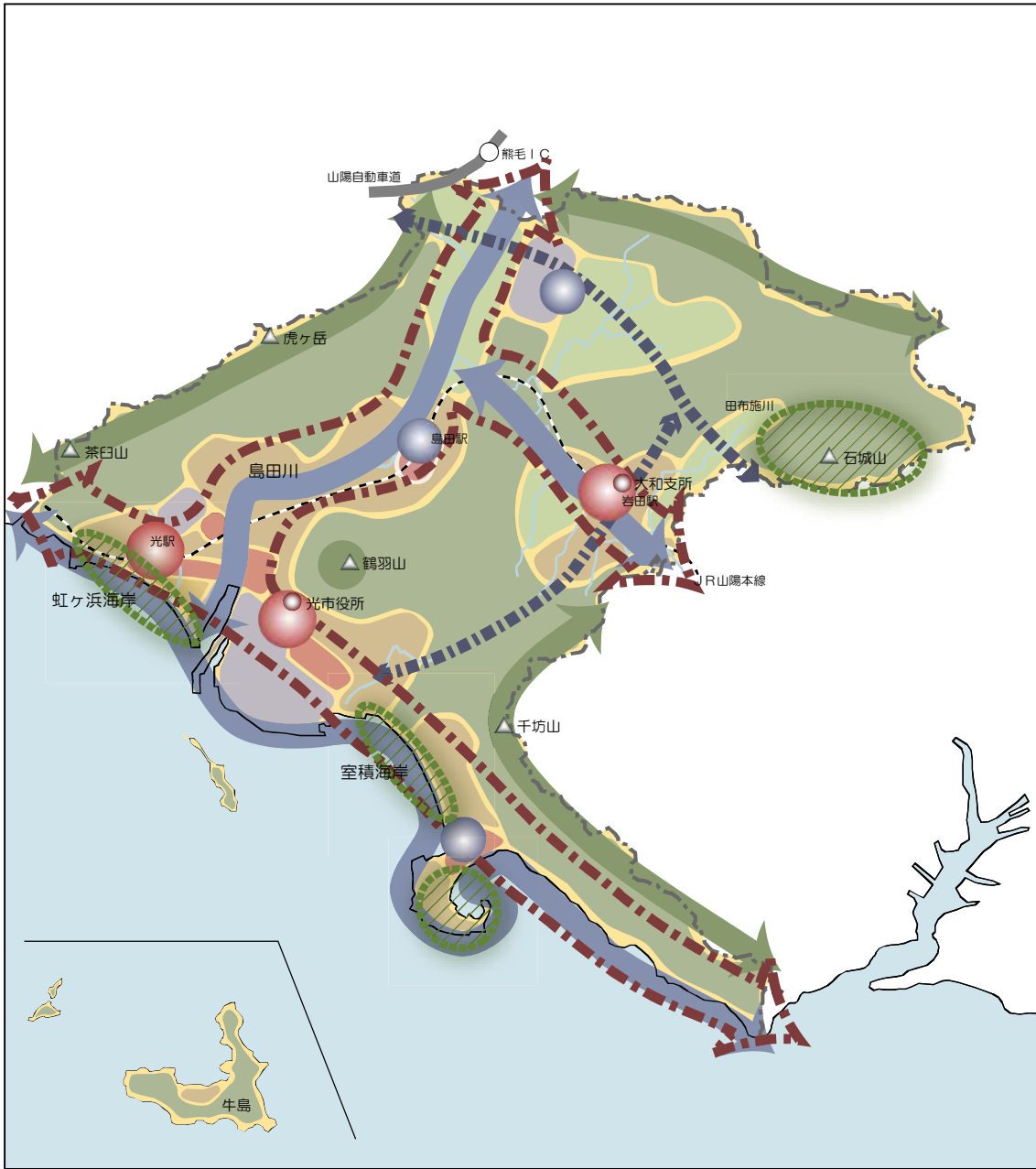
## 5 森林・丘陵ゾーン

治水、水源かん養、水質浄化、気候調整機能など森林や緑地が持つ多様な重要な機能の保護・保全を推進するとともに、自然景観としての多面的な価値の創出を図ります。また、住近接地における里山等については、市民の協働による保全と活用を促進します。

## 6 自然環境保全ゾーン

本市の貴重で恵み多い自然環境を大切な財産として次世代に継承していくため、市民力の結集により、生態系や自然景観の保護・保全を前提としながら、全国に誇れる景観をさらに伸張するための高度利用を促進します。

【都市空間整備構想図】



## 第6章 施策の大綱

まちづくりの基本理念に基づき、都市の将来像を実現するための施策の大綱を次のように定めます。

### 基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち

まちの主役は、私たち市民一人ひとりであり、このまちを構成する個性あふれるそれぞれの地域です。

私たちは、年齢や性別を越えて、人と人との繋がりを大切にし、地域や団体、NPO、企業、行政といった多様な主体が、光市の共同経営者として自覚と責任を持って、地域や共通のテーマでお互いに連携しあう、支えあいのまちづくりを進めます。

私たちは、誰もが健康で生き生きと暮らせるように、保健や医療の充実を図るとともに、地域で支えあう福祉のネットワークづくりを進めます。

私たちは、市民一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、お互いを理解し、お互いが認めあう共生の社会の形成を目指すとともに、生活のあらゆる場面において、男女共同参画社会の形成にとともに取り組みます。

### 重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

現在、市民生活を取り巻く環境は、福祉、教育、防犯、防災など、多くの社会的・構造的な問題が顕在化・深刻化する中で、その解決には、行政のみならず、市民一人ひとりの主体的な活動と市民生活の基盤である地域単位のコミュニティの役割がますます重要となっています。

私たちは、地域に暮らす市民一人ひとりが参加し、活躍できる地域コミュニティの再構築と自主的な市民活動の活性化を進め、支えあいの地域社会の構築に取り組みます。

### 重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

少子高齢化の進行と人口減少社会の到来等に伴い、福祉ニーズの多様化に加えて、社会保障関連経費の増大など、様々な課題が生じており、子どもからお年寄り、障害を持つ人々や経済的に弱い立場の人々など、地域に暮らす様々な市民が相互に支えあうことができる地域社会を創造することが求められています。

私たちは、保健・医療・福祉の充実と連携を進めるとともに、従来のサービス提供型の社会から、誰もが健やかでやすらぎのある生活を営むことができる支えあいと、助け



合いの地域福祉社会への転換を図ります。

### **重点目標3 認めあう共生の社会を築くために**

人々は、人生の様々な場面において、時には支えられ、時には支えたりしながら、豊かな郷土愛と人間愛を育み、思いやりのある明るい、そして温かい地域社会を築いてきました。

幸せな社会とは、人間相互の信頼と認めあいの中で築かれていくものであり、私たち一人ひとりが基本的人権の確立と人間尊重への不断の努力を傾注するとともに、社会生活の様々な場面で、男女共同参画社会の形成を図ることにより、全ての市民が等しく幸せに生活する「共生の社会」の実現に取り組みます。

### **基本目標II 人を育み人が活躍するまち**

古来より、「まち」は人が集まることにより形成され、そこに暮らす人々の営み、そして郷土への愛着と人々の情熱に支えられて発展していくもので、まちづくりの原点は人づくりであり、人づくりは「まちづくり百年の計」であるといえます。

私たちは、全ての人々が充実した時を過ごし、生きがいと目的を持って自己実現できるまちづくり、そして、個々の活動が、広がりを持って新たな価値の創造に繋がっていくまちづくりを進めます。

「おっばい都市宣言」のまち光市に暮らす私たちは、次世代を担う子どもたちが母や父の愛に生まれ、そして、恵まれた環境や温かい故郷の人情の中で健やかに育ち、このまちに住み続け、また、住みたくなるようなまちづくりに向けて、子どもを安心して生み、育てていくことを皆で支え応援していきます。

### **重点目標1 子どもを生み育てるために**

近年、核家族化や人間関係の希薄化に伴って、家庭の孤立化が進み、子育てへの不安や負担感が高まるとともに、いじめやひきこもり、さらには社会性が欠如した青少年による犯罪の多発など、様々な問題が顕在化しており、家庭や学校はもとより、地域全体での子どもの育成能力の向上が求められています。

私たちは、子どもを安心して生み育てられる環境を創出し、子どもたちの持つ能力や可能性を最大限に伸ばし発揮できる教育環境を整備するとともに、地域社会の中で様々な経験をし、考える力や協調性・社会性を育ていけるよう、地域をあげて取り組みま

す。

## 重点目標2 彩り豊かな人づくりのために

価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、ゆとりと豊かさのある生活が重視される中、退職後のセカンドライフを含めた人生の様々なステージを彩り豊かに過ごすためには、市民一人ひとりが、スポーツや生涯学習活動を通じて、健やかな体と生きがいや目的を持った暮らしを営んでいくことが大切です。

私たちは、潤いのある充実した人生を送るため、市民と地域、行政とが連携し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、生涯を通じて積極的に学び続け、自己実現ができ、その成果を日々の生活や地域社会に活かしていくことにより、自分らしく輝き続けることのできる地域社会の実現に取り組みます。

## 重点目標3 かおり高い文化を育てるために

経済的な豊かさに加えて、心の豊かさが求められる今日、市民一人ひとりが身近な文化活動や芸術活動に親しんだり、優れた文化や芸術に接することは、ゆとりある人生や豊かな生活を送っていくために欠かせないものとなっています。

また、市内各地に残されている歴史資源や祭り・伝統芸能は、地域に暮らす人々が脈々と受け継いできた貴重な財産であり、地域への愛着や住民相互の繋がりにも重要な役割を果たしています。

私たちは、地域固有の歴史や伝統を大切に継承するとともに、多彩な芸術・文化にふれあう機会を創出し、誰もが気軽に親しめる市民文化活動の活性化に取り組みます。

## 重点目標4 人の繋がりを広げるために

情報通信ネットワークの急速な進展や経済活動のグローバル化に伴い、市民生活の様々な場面において国際化への対応が求められるとともに、国際交流はもとより、他の地域や文化との交流によりお互いを理解しあうことは、光市を再発見することにも繋がるもので、市民意識の向上やまちの活性化に大きく寄与することが期待されています。

私たちは、国際化に対応できる人材の育成を進めるとともに、国際交流や千葉県横芝光町との友好交流の推進などを通じて、光市を訪れる人々を温かく迎えるホスピタリティを育み、市民が主体となった交流活動の活性化に取り組みます。

また、全国や全世界で羽ばたける人づくりを進めるとともに、故郷を離れ都会や異国

で活躍する人を皆で支え、応援することにより、ふるさと「光市」を軸とした交流のネットワークづくりに取り組みます。

### **基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち**

「まち」は、そこに生まれ、暮らし、集い、訪れる様々な人々が生き生きとした生活を送るための人生の舞台であり、市民一人ひとりの暮らしを支える重要な基盤です。

恵まれた自然環境と充実した都市基盤とが共生するまち光市に暮らす私たちは、全ての市民が人生の様々なライフステージにおいて、安全で快適さを心から享受できる魅力あるまち、すなわち、住む、憩う、働くといった人が人らしく暮らしていくことができる都市本来の機能と自然とが調和したまちづくりを進めます。

私たちは、ふるさと「光市」に愛着と誇りを持ち、その名に相応しい有位性を活かしたまちづくりを進めるとともに、光ブランドイメージの創出と全国へのアピールに努めます。

#### **重点目標1 快適な暮らしを営むために**

道路や住宅、公園などの都市基盤は、市民が快適な生活を営むとともに、経済活動や交流の活性化など、都市の発展の礎となる重要な役割を果たすものです。

私たちは、都市の発展の基本となる道路・交通体系などの基盤整備と市民生活に密着した居住環境の整備を進めるとともに、自然や歴史、そして人々の営みにより形成された光市にしかない都市景観を創出していくことにより、都市の魅力を高め、市民の暮らしを支えます。

また、厳しい財政状況の中、充実した都市基盤を活かしながら、選択と集中の観点から施策の重点化を図るとともに、市民一人ひとりの自覚と協働により、自らのまちとして愛着を持って、美しく暮らしやすい快適な居住環境の創出に努めます。

#### **重点目標2 自然を守り育むために**

私たちは、生態系の一員として、自然に生まれ限りない恩恵を受け、豊かで潤いのある生活を営んできましたが、長年にわたる人類の経済活動の結果、環境破壊や地球温暖化など、生態系そのものが崩壊の危機に瀕しています。

こうした中、本市では、かけがえのない豊かな自然環境を守り育て、次世代へと引き継いでいくため、平成18年3月、自然敬愛都市宣言を行いました。

海・山・川に抱かれた水と緑のまち光市に暮らす私たちは、この自然敬愛の精神を一人ひとりが心に刻み、ともに考え、ともに実践することにより、自然環境の保全や資源の再循環を基調とした取り組みを進め、自然と人の営みとが共生できるまちづくりを進めます。

### **重点目標3 安全な暮らしを守るために**

地震や台風などの自然災害、様々な事件や事故、食品の安全性や消費者問題など、市民の安全と安心を脅かす問題が多発しており、市民が安心して生活できる総合的な取り組みが求められています。

安全と安心の確保には、市民一人ひとりや地域での取り組みが不可欠であることから、地域における自主防災組織や防犯ボランティア等の設立を促進し、市民、地域と行政とが一体となった取り組みを進めるとともに、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を展開することにより、日々の暮らしの安全性を高め、ゆとりとやすらぎのある生活が実感できるまちづくりを進めます。

### **重点目標4 優れた価値を生み出すために**

活力ある産業は、人々に豊かな暮らしをもたらす、安心できる確かな未来へと繋げていくための重要な基盤であり、都市の発展の礎となり、都市に賑わいと活力をもたらすものです。

商業・サービス業をはじめ、鉄鋼・薬品といった基幹工業を中心とした地域産業の振興を図るとともに、医療・福祉関連産業等を含めた企業誘致、起業家支援など、官民一体となった総合的な産業活性化対策と雇用の促進、並びに勤労環境の向上に努めます。

また、農林水産業においては、環境整備や後継者育成を進めるとともに、安全な食材の提供やブランド化を推進することにより、付加価値の増大を図り、個々の生産者が誇りと生きがいを感じながら働くことができる地域密着型産業の育成を進めます。

### **重点目標5 地域の魅力を活かすために**

地方分権を背景とした都市間競争が激化する中、都市が選ばれる時代へと変化しつつあり、都市本来の機能はもとより、その地域にしかない魅力や有位性、言い換えれば都市のブランドイメージを確立し、伸張していくことが必要です。

私たちのまち光市は、優れた自然景観や歴史・文化と都市機能が共生した暮らしやす

いまちであるとともに、他に類のない「光」という素晴らしい地域ブランドを有しています。

私たちは、こうした有形・無形の有位性を最大限に活用したまちづくりを進めるとともに、選ばれる都市となるよう、行政と市民と事業者とが一体となって、「光ブランド」という新たな都市イメージの確立と市内外への情報発信により、観光振興をはじめとする地域の活性化や交流・定住人口の増大に取り組みます。

#### **基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営**

地方分権時代において、自治体としての自立と自己責任による都市経営が求められるとともに、市政の運営を担う行政には、将来にわたって永続的に市民から信頼され、その負託に応えていくという大きな責務が課せられています。

このため、行政改革大綱に基づき、「新しい公共」の形成を理念として、持続可能な財政基盤を確立するとともに、徹底した行政改革を推進することにより、市民や地域の力が最大限に発揮できる新しい形の都市経営を進めます。

また、真の地方主権の確立に向けた権限の移譲を求め、国・県との対等な関係を構築するとともに、近隣市町との連携のもと広域的な行政課題の解決に取り組んでいきます。

#### **重点目標 1 信頼と協働の都市経営を目指して**

これからのまちづくりには、市民や団体、企業など多様な主体と議会や行政とが、お互いの役割と特性を認識しながら、課題の解決や目標の実現に向けて、都市の共同経営者として、対等な関係で取り組んでいくことが求められています。

市民と行政との垣根を取り払い、まちづくりの理念や目的を共有できるよう、これまで以上に情報の公開や提供を推進することにより、公正で透明性の高い行政運営を確立するとともに、市民が主体的に市政に参画できる開かれた市政を実現します。

また、高度化・複雑化する市民ニーズや分野横断的な課題に即応していくため、常に市民の目線に立った施策や事業の展開と市民サービスの向上を図ることにより、市民に心から信頼され支持される市民本位で質の高い行政運営を確立します。

#### **重点目標 2 自立と連携の自治体を目指して**

地方分権一括法の施行により、国と地方の関係は一新され、国や県と市町村とが対等の立場で、ともに協力して公益を実現していく時代となり、住民に最も身近な自治体で

ある市町村の役割はますます重要となっています。

こうした中、自主的かつ主体的な政策を企画立案するとともに、国や県に対して本市の政策や取り組みへの協力を要請するなど、「対等協力」を基調として、これまで以上に国・県との連携を密にしながら効果的な事業展開を図ります。

また、防災やごみ処理、都市基盤整備など、広域連携による共同事務の推進を図るとともに、自然環境の保全や地域特性を活かしたまちづくりなど、まちづくりの課題や理念を共有する全国の自治体等との協調と連携のもと、先導的な取り組みを展開します。

### **重点目標3 持続可能な行財政運営を目指して**

厳しい財政状況や様々な制度改革の中で、地方自治体は、分権型社会における新たな都市経営を確立し、絶え間なく変化する社会や行政ニーズに効率的・効果的に即応していくことが求められています。

民間の経営感覚や発想を取り入れながら、財政運営の健全化、行政体制の効率化など、簡素で効率的な行財政運営に努めるとともに、行政評価システム等の構築により、PDCAサイクルの視点から常に評価・検証と改善を進め、成果指向型の都市経営を目指します。

また、選択と集中の観点から、限られた財源や資源の有効活用を基本とした行財政運営を進めることにより、将来を展望できる持続可能な都市経営を確立します。

## 【計画の考え方と構成】

### 策定の背景

#### 時代の潮流

- 人口減少と少子・高齢社会の到来
- 共創・協働型社会への転換
- 地方主権の確立と財政基盤の強化
- 環境問題への取り組み
- 産業経済基盤の強化と雇用の安定確保
- 高度情報通信社会の到来
- 安全と安心の確保
- 人生の価値観やライフスタイルの多様化

#### 光市の課題と潜在力

##### 【地域固有の課題】

- 分散型の都市構造
- 人口減少下における施設の統廃合
- 地域経済の活性化による都市再生
- 財政構造の転換
- 新たな連携策の模索

##### 【有位性と可能性】

- 子育てに優しい「おっぱい都市宣言」のまち
- 自然と共生する「自然敬愛都市宣言」のまち
- 豊かな歴史と文化が息づくまち
- 充実した都市基盤とコンパクトなまち
- 人に優しいぬくもりのあるまち
- 新たな都市として未来を築きはじめたまち

### 基本理念

#### まちづくりの基本理念

『共創と協働で育む まちづくり』

#### まちづくりの姿勢

- 心と暮らしの豊かさを追求します
- 選択と集中を進め まちの有位性を磨きます
- 人と自然との共生を進めます

### 都市の将来像

『人と自然がきらめく 生活創造都市』

### 施策の展開

#### 施策の大綱

- 人と地域で支えあうまち
  - ・コミュニティで支える地域社会を築くために
  - ・互いに支えあい健やかに暮らすために
  - ・認めあう共生の社会を築くために
- 人を育み人が活躍するまち
  - ・子どもを生み育てるために
  - ・彩り豊かな人づくりのために
  - ・かおり高い文化を育てるために
  - ・人の繋がりを広げるために
- 人の暮らしを支えるまち
  - ・快適な暮らしを営むために
  - ・自然を守り育てるために
  - ・安全な暮らしを守るために
  - ・優れた価値を生み出すために
  - ・地域の魅力を活かすために
- 時代を拓く新たな都市経営
  - ・信頼と協働の都市経営を目指して
  - ・自立と連携の自治体を目指して
  - ・持続可能な行政運営を目指して

#### ひかり未来戦略

- 「おっぱい都市推進プラン」
- 「自然敬愛都市推進プラン」
- 「安全・安心都市推進プラン」

#### 地域別整備計画

- 東部地域  
岩田・三輪・塩田・東荷・  
岩田立野地区
- 西部地域  
浅江・島田地区
- 南部地域  
室積・光井地区
- 北部地域  
三井・周防・上島田地区

## 資料2 将来指標

光市基本構想では、人口の減少傾向が続く中、基本構想の目標年次である平成28年度に向けた将来指標として、2つの人口指標を設定しました。人口の増加を見込むことが困難であるため、人口減少率の半減を目指して、人口の目標を52,500人とし、都市の永続的な発展を期するため、年少人口（0～14歳）の割合の低下に一定の歯止めをかけることを目指して、年少人口割合の目標を14.0%としています。

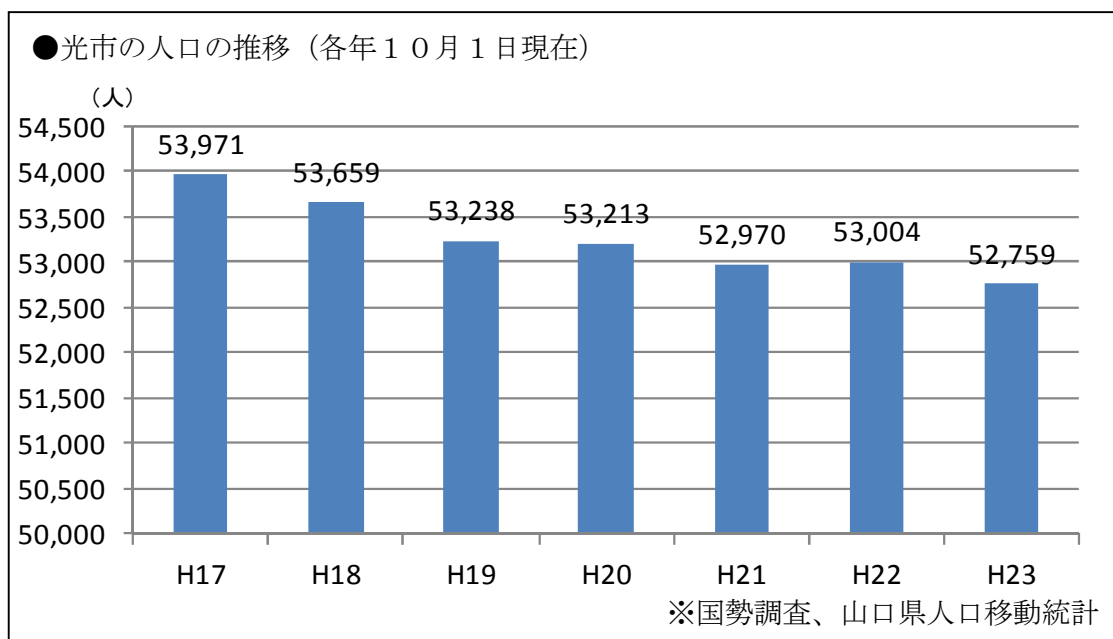
この2つの人口指標について、基本構想策定からの推移と将来推計を示します。

### （1）人口の推移

本市の人口は、平成22年の国勢調査では53,004人で、平成17年の53,971人から1.8%減少しました。昭和60年の58,228人をピークとして減少傾向が続いています。県内の都市部では人口増減率が4番目に高いものの、平成12年以降、減少幅が大きくなっています。

全国の人口は、平成22年に1億2,805.7万人で、平成17年に比べて約29万人の増加となったものの、調査開始以来最低の0.2%の人口増加率となりました。5年間に人口が増加したのは、大都市圏を中心とする9都府県に留まっています。

山口県の人口は、平成22年に1,451千人で、平成17年の1,493千人から2.8%減少しました。人口増減率は平成12年以降低下を続けており、県内ではこの5年間で、下松市を除くすべての市町で人口が減少しています。



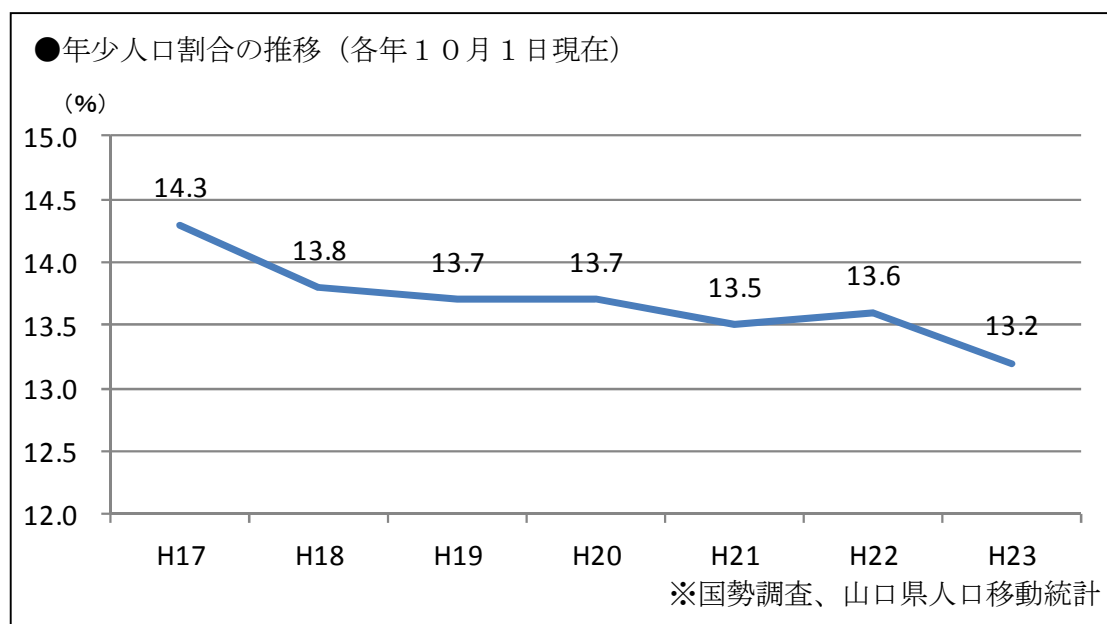


## (2) 年少人口割合の推移

本市の年少人口（0～14歳）の割合は、平成22年の国勢調査では13.6%で、平成17年の14.3%から0.7ポイント減少しました。昭和50年の26.3%をピークとして減少傾向が続いています。県内の都市部では年少人口割合が3番目に高くなっていますが、全国や山口県に比べて減少幅が大きくなっています。

全国は、平成22年に13.2%で、平成17年の13.8%から0.6ポイント減少し、調査開始以来最低の割合となりました。平成17年に比べると、すべての都道府県で年少人口割合が減少しています。

山口県の状況は、平成22年に12.7%で、平成17年の13.2%から0.5ポイント減少しました。県内でこの5年間では、下松市と田布施町を除く市町で年少人口割合が減少しています。

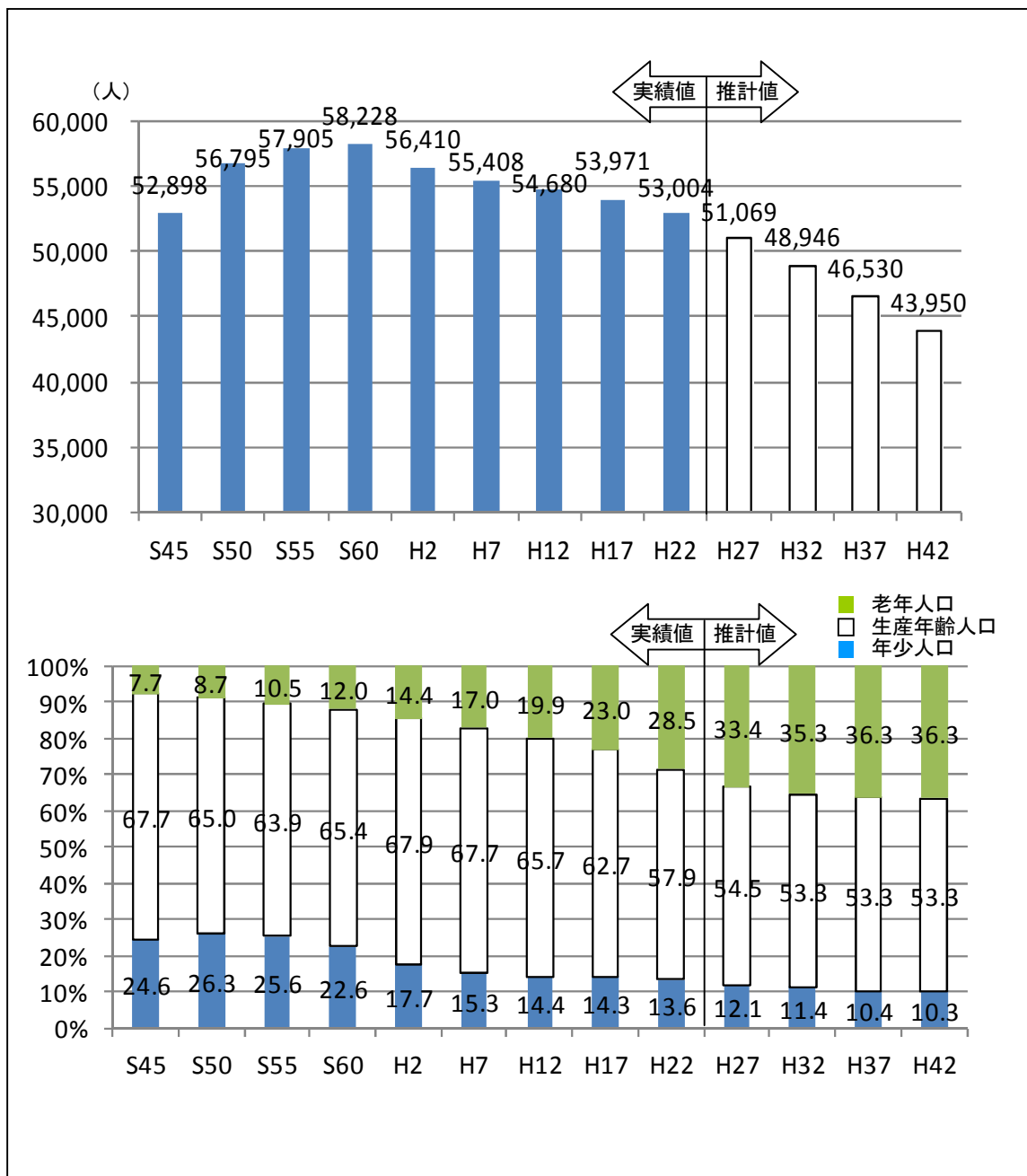


## (3) 将来推計

平成22年国勢調査に基づく推計（コーホート要因法）によると、本市の人口は、平成27年に51,069人、平成42年に43,950人に減少すると予測されており、こうした傾向を好転させるためには、多くの人に「選ばれる」まちを目指した、魅力あるまちづくりが必要です。

また、年齢3区分別の人口構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）がともに減少傾向を示しているのに対して、老年人口（65歳以上）の比率は

増加を続けており、平成12年の14.4%から平成22年の28.5%と倍増しています。人口構成割合の将来推計は、老年人口割合が平成27年には33.4%と人口の3分の1を占めることが予測されています。一方で年少人口割合は、平成27年には12.1%と人口の8分の1に減少すると予測されています。



### 資料3 策定経過

#### (1) 光市まちづくり市民協議会

「共創・協働で育む まちづくり」という本市のまちづくりの基本理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、平成22年10月、「光市まちづくり市民協議会（第3期）」を設置し、後期基本計画の策定などについて協議を行いました。

	開催日	主な内容
第1回	平成22年10月12日	委嘱状交付、計画策定の進め方、意見交換
第2回	平成23年 3月29日	アンケート調査結果の報告、まちづくり・未来ワークショップの報告等
第3回	平成23年 8月 1日	総合計画後期基本計画、都市計画マスタープランについて
第4回	平成23年11月13日	地域別まちづくり・きらめきワークショップ、アンケート調査結果の報告
第5回	平成23年12月22日	総合計画後期基本計画（案）、都市計画マスタープラン（案）、緑の基本計画（案）の中間報告
第6回	平成24年 2月15日	総合計画後期基本計画（案）について
第7回		

#### (2) まちづくり・未来ワークショップ

多くの市民と未来のまちづくりを考え、さまざまな夢やアイデアを十分に反映できる計画づくりを行うため、平成22年10月から平成23年2月にかけて「まちづくり・未来ワークショップ」を4回開催し、福祉・医療対策や産業・地域活性化、環境・安全対策や子育て・教育・文化などをテーマに意見を出し合いました。

	開催日	主な内容
第1回	平成22年10月23日	まちの弱みと強みを出し合おう
第2回	平成22年11月13日	光市の重点施策と役割分担をしよう
第3回	平成23年 1月22日	「まちの問題・お宝マップ」を作ろう
第4回	平成23年 2月19日	まち育て作戦会議

### (3) 地域別まちづくり・きらめきワークショップ

地域ごとの目標や方向性の取りまとめにあたり、各地域の課題や特性を発見し、市民とともにきらめく地域を創造するため、市域を東部（岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野）、西部（浅江・島田）、南部（室積・光井）、北部（三井・周防・上島田）の4地域に分け、平成23年4月から平成23年8月にかけて「地域別まちづくり・きらめきワークショップ」を各地域4回、計16回開催し、住環境・防災・緑・景観などをテーマに意見を出し合いました。

	開催日	主な内容
第1回	平成23年4月21日～4月27日	地域別まちづくりカルテをつくろう
第2回	平成23年5月19日～5月25日	地域の処方箋と共通目標を考えよう
第3回	平成23年6月28日～7月 1日	地域の元気づくりマップをつくろう
第4回	平成23年7月21日～8月10日	重要テーマと地域別まちづくりプラン

### (4) 総合計画後期基本計画の策定に向けた市民意向調査

総合計画の推進やまちづくりを進めていく上での市民意向を把握するため、平成22年10月に「総合計画後期基本計画の策定に向けた市民意向調査」を実施しました。

#### ●調査対象

住民基本台帳に記載されている満16歳以上の人から無作為に抽出した3,000人

#### ●調査方法

郵送による配布・回収（無記名回答方式）

#### ●調査期間

平成22年10月18日～平成22年10月31日

#### ●回収状況

配布数	有効配布数①	回収数②	回収率②／①
3,000 票	2,993 票	1,273 票	42.5%

#### (5) 後期基本計画（案）に対する意見募集（パブリック・コメント）

計画立案過程における市民参画を進め、市民の意見・提言をより反映させた計画とするため、パブリック・コメント制度を活用し、計画（案）を公表して意見を募集しました。

- 募集期間：平成23年12月25日～平成24年1月25日
- 公表場所：窓口16箇所及び市ホームページ  
本庁（企画広報課、情報公開総合窓口）、大和支所、総合福祉センター、地域づくり支援センター、出張所及び公民館（島田公民館を除く）
- 応募件数：8件（3人）

#### (6) その他の取組み

- まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」  
自分たちの「まち」や身近な「ひと」など、ふるさとの素晴らしさを再発見し、将来のまちづくりへとつなげていくため、「未来に伝えたい風景」の写真を募集しました。  
テーマ：「やさしさ」があふれ「しあわせ」を感じる「未来に伝えたい風景」  
募集期間：平成22年12月25日～平成23年12月31日  
対象：光市在住者または市内に通勤・通学する人  
応募点数：70点（一般の部45点、携帯電話の部25点）
- 「未来の光市」絵画コンクール  
計画づくりに将来を担う児童・生徒の参画を得るとともに、絵画を通して自分たちのまちの未来を考える機会とするため、「未来の光市」をテーマに絵画作品を募集しました。  
テーマ：「未来の光市」  
募集期間：平成23年7月～平成23年9月  
対象：市内小中学生  
応募点数：377点

#### 資料4 用語解説

あ 行	
アイデンティティ	ある人・物が他の人・物と異なってもっている独自性。また、同一性、個性、集団・組織・民族などへの帰属意識のこと。ここでは、地域固有の個性や特性という意味で用いている。
アウトカム	単なる数量的な結果ではなく、満足度のように尺度として表す目標の設定などにおける、達成（成果）度。
アウトプット	目標数値の設定などにおける、インプット（講じた施策・取組みなど）に対して得られる数量的な結果。
アダプト・プログラム（里親制度）	アダプト（adopt）とは、英語で「（養子として）引き受ける」という意味。道路や公園、河川などの公共空間を、市民の手で掃除や花壇（植栽）の手入れなどの緑化・美化活動を行うこと。
新しい公共	これまでの行政により独占的に担われてきた「公共」を、これからは市民・事業者・行政の協働によって「公共」を実現する考え方。
生きる力	自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力のこと。
一次医療	風邪や腹痛など日常的な疾病のこと。
インセンティブ	人や組織に行動を促す動機づけのこと。
エコカー	大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。
エコショップ認定制度	ごみの減量化やリサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を、市が「エコショップ」と認定し広く市民に周知することにより、環境保全の意識を高めるための制度。
エコファーマー	堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式を農業経営に導入し、県知事から認定された農業者。
オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものを総称している。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスのこと。
か 行	
回復期リハビリテーション	急性期を脱し在宅復帰を目指すことで、衣服を着たり脱いだり、食事をしたり、歩行したりなど、日常生活に必要な動きをできるようにしていくことを目的とする。
果実運用型基金	資金を積み立て、利息（果実という）等の運用益を事業の財源として活用するために設置される基金。
学校評価システム	質の高い学校教育を推進するため、学校運営の状況について点検評価を行うシステムのこと。
環境基本条例	地方自治体において、自らの地域における環境行政の基本となる事項を条例として定めるもの。
環境保全型自然公園	市街地周辺の身近な里山を都市環境の緑として保全するとともに、市民が自然とふれあい、自然を体験できる公園として整備するもの。

頑張る地方応援プログラム	「魅力ある地方」の創出に向けて、地方独自のプロジェクトに前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる措置。
議会制民主主義	主権を持った国民（市民）から選ばれた代表から構成される議会が中心となり行われる民主政治。
機関委任事務	法律によって地方公共団体の長等の機関を国又は他の地方公共団体の機関とし、国等から地方公共団体の長等に委任された事務。
キャリア教育	児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育のこと。個人が社会の中で果たす役割や生き方を展望し、実現する過程を支援する。
急性期医療	病気の発症から回復期や亜急性期まで移行するまでの期間における医療。
行政評価システム	地方自治体が政策、施策、事務事業について、成果指標等を用いて有効性または効率性を評価するシステム。
共創と協働	全ての市民が共に考え方や理念を共有し知恵を出し合い、まちを創造していくこと。また、対等かつ自由な立場でお互いの特性や役割を理解し共に協力して行動していくまちづくり。
近代土木遺産	幕末以降、西洋の近代土木技術が導入されてから第二次世界大戦以前までに造られた土木施設のうち、現存しているもの。
グローバル化	国や地域などの境界を越えて、世界的規模で社会や経済活動などが密接に関係していくこと。
グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、農業体験等を通じて地域の自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
クリーン光大作戦	毎年7月の第2日曜日に海岸・河川・自治会等の清掃を、まちぐるみで行う伝統ある清掃活動。
クーリング・オフ制度	訪問販売に際し、消費者が契約を申し込んだり契約をした場合でも、販売価格や代金の支払時期などが記された書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、事業者に対して書面による申込みの撤回や契約の解除（クーリング・オフ）ができる制度のこと。
景観行政団体	景観行政を担う主体のこと。都道府県、政令市、中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は都道府県知事との協議・同意により景観行政団体となることができる。光市は山口県知事の同意を得て、平成17年(2005年)6月1日に県内3番目の景観行政団体となった。
景観計画	景観法〔2004年(平成16年)6月公布〕に基づき、景観行政団体が、良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。
景観条例	美しい町並み・良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定している条例。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に市税、普通交付税など経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率。この比率が高くなると、臨時的経費に回せる資金が少なくなるため、財政が硬直していると言われることが多い。
権限移譲	住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体で処理できるようにするために、基礎自治体へ事務権限を移譲すること。
減債基金	地方債の償還（返済）を計画的に行うための資金を積み立てるための基金。
後期高齢者医療制度	75歳以上の「後期高齢者」全員が加入する公的医療保険制度のこと。

神籠石（こうごいし）	石城山の山頂付近を取り巻く列石の遺跡。光市を含め、全国で9箇所が国の文化財として史跡に指定されている。
耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。
構造改革特区	地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、その地域での構造改革を進めていくというもの。
交通結節点	徒歩、自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所。
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流によりその地を訪れた人口。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して国民保護法に基づき定める計画。
国連気候変動サミット	2009年9月22日にニューヨークの国連本部で開催された気候変動問題に関する国際会議。
子育て支援センター	専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより、地域全体で子育てを応援することを目的としたセンター。光市では総合福祉センター「あいばーく光」内に設置。
子ども・子育て新システム	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムを構築するための新たな保育制度。
コミュニティ交通	地域住民の利便向上などのため一定地域内を運行する交通で、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫した交通サービス。
コミュニティ・スクール	地域社会の人的・物的など、様々な資源を教育活動のなかに取り入れると共に、学校の教育資源を地域に開放する学校のこと。
コミュニティビジネス	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のことの総称。
コンパクトシティ	日常生活に必要な様々なサービス機能が集積した、歩いて暮らせるまちのことで、住民生活の質の向上を目指す。

## さ 行

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々。
財政健全化計画	「行政改革大綱」に基づき策定する、計画的かつ安定した財政運営を進めるための中期的な指針。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のこと。
三次医療	大学病院や高度専門医療。県内では、関門医療センター、山口大学医学部附属病院、県立総合医療センター、岩国医療センター。
三位一体改革	①国から地方へ支出される補助金の削減、②国から地方への税源の移譲、③地方交付税の見直し、の3本柱を同時並行的に行う地方税財政制度の改革のこと。
自然エネルギー	風力、バイオマス、太陽光、小中水力、地熱等の再生可能なエネルギー。



自主防災組織	住民が地域ごとに団結して、助けあいながら、地域ぐるみで防災活動を行うための組織。
実質公債費比率	普通会計の借入金に加え、特別会計や公営企業会計の借入金の償還に充てる繰出金、一部事務組合の借入金の償還に充てる負担金などを含めた金額が、市税や普通交付税など経常的に収入する一般財源に占める割合を示す比率。(数値は3か年の平均値)
指定管理者制度	公の施設を、株式会社・民間業者などの団体を指定し、管理させること。
市民活動補償制度	市民活動団体が自主的に行う公共性のある活動に対して、市が保険料を負担して事故等の補償を行う制度。
集落営農	集落ぐるみで効率的・計画的な土地利用や機械・施設の共同利用、農作業の分担等を進め、地域全体の生産の効率化と所得の向上を図る合理的な農業を展開していく営農のこと。
省エネルギー	より少ないエネルギーで大きな効果を上げるためにエネルギーを効率的に使用すること。
生涯学習サポートバンク	生涯学習の各分野における指導者、団体、サークル等を登録する制度で、自発的な学習を行おうとする市民に適切な登録情報を提供することを目的とする。
障害者自立支援制度	これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組み。
障害者総合福祉法	応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする新たな法律で、平成25年8月までの施行を目指している。
生涯スポーツ	生涯を通じて、それぞれの個性やライフスタイルに応じ、楽しみや生きがいをもった健康づくりができるようなスポーツ活動のこと。
消費生活センター	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け、公正な立場で処理している機関。
消防救急無線のデジタル化	消防救急無線について、秘話性の向上によるプライバシー保護や画像・文字等のデータ通信の活用による利用高度化及び電波の有効活用を図る観点から、デジタル方式に移行すること。
集落営農組織	集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。
自助・互助・共助・公助	自助：他の力に依存せず、独力で事をなすこと。 互助・共助：互いに力を合わせて助け合うこと。 公助：市を始め、警察・消防・県・国といった行政機関や、ライフライン各社をはじめとする公共企業による助けのこと。
情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、及び、可用性を維持すること。
情報リテラシー	情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

新エネルギー	従来から使用している、石油、石炭、天然ガス、原子力、水力などに対して、新規に発見、又は、技術進歩により見直されるようになったエネルギー資源のこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電など。
新市建設計画	合併特例法に基づき合併協議会が策定した、新市の基本方針や公共施設の整備などについて定め、将来のビジョンや施策の方向性を示す計画。
新臨床医研修制度	2003年から運用が始まった新人医師（インターン）の研修制度。
スクールライフ支援事業	不登校・集団不適応児童生徒への相談・学習支援などを行う支援員を派遣する事業。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。

## た 行

第六次産業	農畜産物等の生産（第一次産業）だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというもの。この産業分類をすべてかけ合わせて $1 \times 2 \times 3 = 6$ が第六次産業になることをもじった造語。
団塊世代	昭和22（1947）年から昭和24（1949）年頃までの第一次ベビーブームに生まれた世代。
多自然川づくり	水辺を多様な生物環境の核として位置づけ、治水上の安全を確保しつつ、人間生活と調和する豊かな自然の保全と創造に配慮した川づくり。
団塊ジュニア	昭和46（1971）年から昭和49（1974）年の第二次ベビーブームに生まれた世代。
地域活性化総合特区	地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する制度のことで、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図ることを目的とする。
地域環境力	地域ぐるみでより良い環境を創造しようという取組み意識や能力のこと。
地域高規格道路	高速自動車道などの高規格幹線道路と一体となって地域構造を強化するために整備していく道路のこと。
地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤のこと。
地域再生	地域における創意工夫を生かした地域経済の活性化や、雇用機会の創出などの地域の活力再生を図ること。
地域主権	地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくこと。
地域包括ケアシステム	高齢者向け住宅が整備され、そこで重度の要介護者や医療が必要な高齢者が、介護保険サービスや医療サービス、地域の助け合い・互助やボランティア、シルバービジネス等地域の社会資源を活用しながら生活する仕組み。

地域包括支援センター	平成18年4月の介護保険法改正に伴い創設された機関で、高齢者が地域で生活していくために、介護だけではなく医療や財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域において総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関のこと。光市では総合福祉センター「あいぱーく光」内に設置。
地域防災計画	災害対策基本法（第42条）に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
地域密着型サービス	認知症やひとり暮らしのお年寄りが住みなれた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスで、都道府県ではなく市区町村が事業者の指定・監督をする介護サービス。
地球温暖化	生産活動等によって大量に排出された二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積し、地球全体の気温が上昇すること。今後、集中豪雨や干ばつなどの異常気象・農作物への悪影響による食糧危機など、重大な影響が予想される。
地産地消	地域で生産されたものをその地域で消費することで、その活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組みのこと。
地方分権改革	国が持つ権限や財源を県や市町村に移し、地域のことは地域で決める仕組みをつくるための改革。
超高齢社会	65歳以上人口の割合が21%を超える社会のこと。
長寿命化	施設の延命化、維持管理コストの低減及び施設更新時期の平準化を図るために施設の重要性や健全度などを考慮し「予防保全」と「事後保全」などメリハリのある維持管理を行うこと。
低炭素社会	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出が少ない社会のこと。
定住自立圏構想	地方圏において、安心して暮らせる地域を各地域に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するため、全国的な見地から推進していく施策。
ティーム・ティーチング	複数の教師がそれぞれの専門性や個性を活かし、協力して指導計画や学習指導案の作成などを行いながら、分担・協力して指導する方法。
テーマコミュニティ	同じ目的をもった市民活動を行う集まり。
デジタルサイネージ	屋外や交通機関、店頭、公共施設など家庭以外の場所で、ネットワークに接続したディスプレイ端末を使って情報を発信するシステムのこと。
電子自治体	自治体がICTを活用し、市民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組み。
東南海・南海地震	四国沖から静岡県の駿河湾にいたる太平洋沿岸を震源とし、繰り返し発生している大地震のことで、「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のこと、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のこと。
統合型地域スポーツクラブ	種目、年齢、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブのこと。
特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目した健康診査。生活習慣を改善し、高血圧症や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備軍を減少させることを目的とする。40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員が対象。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善が必要な方に対して、保健師、管理栄養士等の指導のもと生活習慣を見直すための支援を行うこと。

特用林産物	食用とされるきのこ類や樹実類、山菜類、伝統的工芸品の原材料など、森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くもの。
都市計画区域	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域（都市計画法第5条第1項）。
土地区画整理事業	土地所有者が少しずつ土地を出しあい（減歩）、その土地を集約して、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、土地の区画の整形など宅地の整備を一体的に行う事業。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫や恋人など親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力。

## な 行

二学期制	学校の1年間の課程を2つの学期に分けて行う制度。
二次医療	初期救急医療体制では対応できない、入院。手術などの治療を必要とする、主に重症救急患者の医療を担当する医療のこと。
二地域居住	都会に暮らす人が週末や一年のうちの一定期間を農山漁村等で暮らすこと。
ニュースポーツ	柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備えて、特別なトレーニングをしなくても、老若男女のハンディキャップが少なく、簡易な用具で楽しめるスポーツ。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、他産業並の所得を実現する農業経営改善計画を策定し、市町村長の認定を受けた農業者。
農村振興総合整備事業	地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する事業。
ノーマライゼーション	すべての人々がともに生活し、互いに助け合う社会を実現するために、若者も高齢者も障害のある人もない人も、ともに平等に社会の一員として生活し活動する地域社会づくり。

## は 行

白砂青松 10 万本大作戦	室積・虹ヶ浜海岸をはじめとした松林の保護・保全と市民との協働による植樹を行う環境保全活動。
ハザードマップ	災害危険箇所や避難場所を地図上に示したもの。
パブリックコメント	行政などが政策立案にあたり、広く住民に計画等の素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。
バブル経済	不動産・株といった需給により価格が決定する資産の資産価値が投機的投資により高騰し、その価格上昇に伴いさらに投機的資金が集まることにより価格が上昇する経済状態のこと。
ひも付き補助金	日本の中央省庁から地方自治体に交付される補助金のうち、「国庫補助金」「国庫負担金」「国庫委託金」など、使い道に制約があるものこと。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障害、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

ファミリーサポートセンター	育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人が会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立に向けた支援を図る事業。光市では総合福祉センター「あいばーく光」内に設置。
プレジャーボート	個人がレクリエーション用に使うヨット、モーターボート等。
ブロードバンド化	高速な通信回線の普及によって実現されるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービスが拡大していくこと。
放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の教室や公民館等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む制度。
放課後子どもプラン	地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各区市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携を図り、原則として、すべての小学校区で、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」を一体あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業のこと。
防災行政無線	自治体が防災行政のために設置・運用する無線のこと。
ボーダレス化	単に人、物、金、情報などの直接的な移動あるいは流動性が高まることを意味するだけでなく、ある領域の社会的、経済的な様々な変化がその領域を超えて他の領域へ影響を及ぼすこと。

## ま 行

まちづくり基本条例	住民自らが、自分たちの住む地域の目標とする将来像を描き、それに基づくまちづくりのルールやかかわりを自主的に定めるための手続きを定めた条例。自治基本条例、市民協働条例と呼ばれるものもある。
慢性期医療	不健康の状態が安定的に持続する状態。
緑のカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。
メールマガジン	電子メールを利用して発行される雑誌。
モータリゼーション	車社会化のこと。自家用車の普及を示している。
もったいない文化	“もったいない”という考えの影響を受けて、人々が生活している文化のこと。

## や 行

ユニバーサルデザイン	子供からお年寄り、性別、国籍、人種、障害や能力の有無等にかかわらず、全ての人々が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方、また全ての人々が使える都市や生活環境を計画する考え方。
幼・小・中連携教育	子どもの学習意欲が低下していることや不登校の増加、規範意識が十分に身に付いていないことなどの教育課題の解決を図るため、幼稚園や小学校、中学校がすべての教職員の共通理解のもと、義務教育9年間を見通して、継続性のある教育活動を推進すること。

## ら 行

ライフステージ	人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階のこと。
ライフライン	日常生活に欠かすことのできない、電気・水道・ガス・通信・輸送などの施設・設備のこと。

リハビリテーション	能力低下の場合に機能的能力が可能な限り最高の水準に達するように個人を訓練あるいは再訓練するため、医学的・社会的・職業的手段を併せ、かつ調整して用いること。
流通チャンネル	生産者から消費者へと商品が流通する経路のこと。
留守家庭児童教室	学校の放課後や休業日、保護者が勤務等で昼間家にいない小学校低学年児童に、生活と遊びの場を提供する施設。
レファレンス	利用者が図書館を効率的に利用できるよう、図書館の利用案内、各種の質問、文献の入手方法など、様々な相談に応じること。

## わ 行

ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら、問題解決のために行う研究集会や参加者が自主的活動方式で行う講習会。例えば、地域づくり活動において、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で地域の将来像を話し合い、出された意見をグループ毎に取りまとめて発表するなど、意見聴取や意見集約を図る手法。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ワンストップ相談窓口	複数の手続きが1箇所の窓口で行える行政窓口のこと。

## 英 字

A E D	自動体外式除細動器。突然心臓停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器のこと。
D V	「ドメスティック・バイオレンス」参照。
I C T	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。同様の言葉として「I T」があるが、国際的には「I C T」の使用国が多い。
N P O	「Non Profit Organization」の略称で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「非営利組織」や「非営利団体」といわれ、N P O法人とは、政府により法人格を認められた民間の非営利組織・団体。
P D C Aサイクル	事業を計画通りに進め、その改善を図ることを目的としたマネジメント手法の一つ。Plan（従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する）、Do（事業を実施する）、Check（事業が計画に沿っているかどうかを点検・評価する）、Action（事業の改革・改善を行う）、といったこの四段階を順次行って繰り返すことで、継続的な業務改善をしていくこと。
S O H O	ソーホーと読み、「Small Office Home Office」の略称。会社と自宅や小さな事務所をネットワークを結んで仕事場にしたり、ネットワークを活用して自宅や小さな事務所です業を起すこと。
U J Iターン	Uターン（地方から都会に出て、再び出身地に戻る）、Iターン（出身地以外の地域から流入して住み着く）、Jターン（出身地から、進学・就職等により転出した者が、出身地の近隣地域に戻る）の総称。
3 R（リデュース、リユース、リサイクル）	リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：製品・部品の再使用）、リサイクル（Recycle：再生資源の利用）の3つをキーワードとして、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための取組み。

